

<Carbon Tax Express> 【国際】：2005年6月～2009年5月

<Carbon Tax Express> 2005年6月号 (ナンバー 0001号)

【国際1】ニュージーランドが炭素税を導入

ニュージーランド政府は温暖化ガスの削減を目的とする炭素税を2007年から導入することを発表した。税率は排出炭素量1トンにつき15NZ\$(約1145円)の課税となっており、ニュージーランド政府は年間約3億6000万NZ\$(約275億円)の税収を見込んでいる。この税収は他分野での減税などによって還元するとした。

ニュージーランド政府ウェブサイト：

<http://www.taxpolicy.ird.govt.nz/index.php?view=362> (英語)

【国際2】EUの温室効果ガス取引スキーム イギリスで準備整う

イギリス政府は5月24日、EUの温室効果ガス排出量取引スキームの対象となる企業に対して、取引口座の開設手続きを開始することを表明した。これは、排出量取引スキームの第一段階における施設ごとの割当量が、同日発表されたことを受けたもの。登録簿が運用可能になったところで、排出量取引の運用が開始される見込み。炭素税(Climate Change Levy)を導入済みのイギリスは、このスキームの活用により3年間でさらに約6500万トン(約8%)のCO2排出削減を狙う。

UK Department for Environment, Food and Rural Affairs：

<http://www.defra.gov.uk/news/2005/050524a.htm> (英語)

【国際3】EUの2005年グリーンウィーク 気候変動に焦点

5月31日から6月3日にかけて行われたヨーロッパ連合のグリーンウィークでは、“Get to Grips with Climate Change”がスローガン・目標として掲げられた。グリーンウィークは、EUの環境政策を内外に示す毎年恒例のイベントであり、今年は欧州、世界から200人の報告者が、気候変動を様々な面から探る20以上の会議、ワークショップ、会合に招待された。代表的なテーマとして、EUの排出量取引スキームの評価と今後、航空機からの温室効果ガス排出問題、未来の低炭素経済、気候変動に関する報道のあり方、自然はどの程度まで気温の上昇に適応できるのかといったものが含まれた。

EUROPA：[http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?](http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/624&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en)

[reference=IP/05/624&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en](http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/624&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en) (英語)

【国際4】ドイツCDUのメルケル党首、環境税の即座廃止を否定

ドイツ最大野党キリスト教民主同盟(CDU)の党首で、次期首相候補のメルケル氏がエネルギー産業団体の前で公演し、CDUが選挙で勝利した場合にも、すぐさま環境税を廃止する考えがないことを示した。同氏は環境税の価格インセンティブ効果には懐疑的なスタンスを示しながらも、国家財政が圧迫されている現状では税を廃止できないと表明した。メルケル党首はコール政権下では環境相などを務めた経歴を持ち、この秋行われる選挙にて、ドイツ初の女性首相を目指している。

Vereinigte Wirtschaftsdienste GmbH：

<http://www.vwd.de/vwd/news.htm?id=23695205&navi=home&sektion=wirtschaftspolitik>(ドイツ語)

【国際5】独クレメント経済相 ガソリンスタンド保護策表明

ドイツのクレメント経済相は、ドイツの国境地域の住民がより安いガソリンを求めて近隣諸国に買出しに行くことにより、それらの地域で営業するガソリン販売業者が廃業に追い込まれている問題に対し、こうした業者に対しては鉱油税(Mineraloelsteuer)を1リットルあたり1セント軽減する措置をとることを示唆した。専門家や野党有力者はこうした措置は検討に値するとする一方で、現実性という意味では難色を示している。

Leipziger Volkszeitung :

<http://www.lvz-online.de/lvz-heute/1490.html> (ドイツ語)

<Carbon Tax Express> 2005年7月号 (ナンバー 0002号)

【国際6】欧州委員会 全加盟国のCO2排出枠割当計画の審査を終了

欧州委員会が6月20日、ギリシャのCO2排出枠割当計画を承認したことで、EU排出量取引スキーム第1期(2005-07年)の各国の割当計画に対する、14ヶ月にも及ぶ審査が終了した。EU全体でCO2約65億7000万トン分の排出枠が、1万1400余りの施設に与えられた。審査により、14カ国が割当総量を削減するよう求められ、これによりCO2、2億9000万トン分の割当(約4%に相当)が削減された。また、事後調整も13カ国に対し不許可の判断が下された。割当計画の審査が終了し、残すは電子登録口座に企業の排出枠を分配する手続である。

EUROPA :

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/762&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> (英語)

【国際7】G8主要国首脳会議において「グレンイーグルズ行動計画」が発表される

グレンイーグルズでのG8主要国首脳会議が、8日に閉幕した。同会議では、地球温暖化に関する基本認識が共有された上で、新たな取り組み等をまとめた「グレンイーグルズ行動計画」が発表された。同行動計画では、よりクリーンなエネルギーへの転換を促すために、技術の開発と普及に役立つ財政上・その他のインセンティブを含め、各国の置かれた状況に応じて様々な政策アプローチの役割、適切さ、シナジーの潜在的可能性、タイミングについて対話を促進することが謳われた。

グレンイーグルズサミット公式ウェブサイト(成果文書等) :

<http://www.g8.gov.uk/servlet/Servlet?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1119518704554>

【国際8】ドイツ緑の党の党大会で、環境税の未来が焦点に

ドイツの連立与党である緑の党の党大会が、7月9日ベルリンにて開催された。同大会では、9月に行われる総選挙に向けて、「確かな現代化と環境に対する責任」が選挙キャンペーンの標語として採用された。焦点であった環境税率の更なる上昇に関しては、高騰を続ける原油価格の影響もあり、見送る方針となった。

ドイツ緑の党ウェブサイト :

http://gruenes-wahlkampfportal.de/unser_programm.7.0.html (ドイツ語) Sueddeutsche Zeitung 記事 :
<http://www.sueddeutsche.de/deutschland/artikel/492/56436/>

<Carbon Tax Express> 2005年7月号 (ナンバー 0003号)

【国際9】イギリスの産業界 二酸化炭素排出を予定の2倍のペースで削減

イギリス政府の発表によると、2004年における同国内の産業界の二酸化炭素排出削減量は、当初目標の2倍に当たる1440万トンに及んだ。イギリスには、企業が政府と10年間の気候変動協定(Climate Change Agreement)を結び、排出量削減目標を達成した場合には80%の環境税(気候変動税:Climate Change Levy)の減税を行う制度が存在する。イギリス政府は、この協定に参加している鉄鋼・アルミ・セメント・化学品の各メーカーが最も削減幅が大きく、エネルギー効率も大幅に向上したとしている。

BBC ウェブサイト : <http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/4702745.stm>

【国際10】ドイツ自動車連盟マイヤー会長 環境税の廃止を要求

ドイツ自動車連盟 (ADAC) のマイヤー会長は選挙戦を控えた最大野党 CDU/CSU に対し、政権獲得の際には環境税の廃止を行うよう指摘した。同氏は、環境税によってガソリンへの出費は増加したものの、自動車の使用自体は減っていないと現与党の SPD と緑の党を批判した。

Yahoo! Deutschland Nachrichten (ddp) : <http://de.news.yahoo.com/050725/336/4mi6s.html>

<Carbon Tax Express> 2005年8月号 (ナンバー 0004号)

【国際 11】アイルランド バイオ燃料に対して減税措置

アイルランド政府は3日、植物性の物質を利用して作られる自動車等の燃料であるバイオ燃料の8つのパイオニア事業に対して、鉱油税 (Mineral Oil Tax) の減税を行うことを発表した。今回減税の対象として選ばれたのは、純植物油、バイオディーゼル、バイオエタノールの分野で事業展開をする民間企業や団体。政府は今回の措置により、環境対策とともに、自動車用燃料の国内自給率の向上を目指したいとの見方がある。

Department of Communications, Marine and Natural Resources :

<http://www.dcmnr.gov.ie/Press+Releases/Minister+Dempsey+Announces+Excise+Relief+for+Eight+Biofuel+Projects.htm> (英語)

【国際 12】ドイツ中東部二州の交通相 環境税・トラック通行料金の削減求める

ドイツ中東部のザクセンアンハルト及びテューリンゲン州の各交通相 (ともに CDU) は、18日の選挙で決まる新しい中央政権に対し、現在トラック運送業者が支払っている環境税及びトラック通行料金 (LKW Maut) を削減するよう求めていくことを表明した。両氏は、EUの拡大により国内運送業が東欧諸国の業者に対して競争性を失いつつあることを、その理由に挙げている。

Mitteldeutscher Rundfunk ウェブサイト (2005/8/6 現在) :

<http://www.mdr.de/nachrichten/schwerpunkt/2086902.html> (ドイツ語)

<Carbon Tax Express> 2005年8月号 (ナンバー 0005号)

【国際 13】韓国 08年に炭素税導入を検討

8月16日の東亞日報によると、韓国政府は炭素税の08年からの導入を盛り込んだ「中長期租税改革研究結果」を、今月末に盧武鉉 (ノ・ムヒョン) 大統領に報告する模様。来月の公聴会を経て12月に最終的に確定する予定。韓国のエネルギー経済研究院によれば、炭素税が導入されれば都市ガス価格は2.9%、重油価格は3.7%ほど値上がりすると試算されている。

東亞日報ウェブサイト (英語) :

<http://english.donga.com/srv/service.php3?bicode=020000&biid=2005081650828>

【国際 14】グリーンランドで気候変動に関する閣僚級会談開催

8月16日から19日にかけて、気候変動に対する国際戦略などに関する閣僚級会談「グリーンランド・ダイアログ」が、デンマーク政府の主催によりグリーンランドのイルリサット (Ilulissat) で開催された。ヨーロッパ諸国に加え、インド、ブラジル、中国、アメリカ、日本など合計22カ国の政府代表者が出席、日本からは小島敏郎地球環境審議官が参加した。会議は非公開・非公式に行われたが、これによって参加者が国の方針に縛られることなく、合意の形成と独創的な考えの提示に繋がったと開催側は説明している。デンマーク環境省ウェブサイト (英語) :

http://www.mim.dk/Nyheder/Aktuelt/280605_The+Greenland+Dialogue.htm

またこれに先立ち、環境保護団体のグリーンピースジャパンは出席が予定されていた小池環境相ら日本政府出席予定者に対して、書簡を送った。氷河の流動の高速化など、地球温暖化の影響が顕著に見られるグリーンランドの現状を政府代表者がじかに目にする意義や、京都議定書第二約束期間の交渉を緊急に進

める必要性を強調した内容となっている。

グリーンピースジャパンウェブサイト：

<http://www.greenpeace.or.jp/campaign/climate/impact/greenland/letter050811.html>

【国際 15】ドイツ消費者保護相 環境税への批判に反論

原油高によるガソリン価格の上昇を追い風に、野党 CDU や FDP が環境税の廃止を求めているのに対して、キューナスト消費者保護相（緑の党）は、原油価格の高騰は石油業界に責任があり、環境税によるものではないことを強調した。

2005 年の上半期、ドイツが輸入する原油の価格は前年度の同時期に比べて 40 パーセントも上昇しており、専門家は今後ガソリン価格が一リットル当たり 5 セントから 10 セントほど上昇する可能性があるとしている。

Die Welt.de ウェブサイト（ドイツ語）：<http://www.welt.de/data/2005/08/22/763668.html>

【国際 16】カナダ政府 温室効果ガス削減に向け新たなクレジット市場を創設

11 日、カナダ政府は京都議定書の目標達成に向け、温室効果ガス削減に寄与する技術革新や削減へのインセンティブを促すための国内オフセット・クレジット制度 (offset credit system) を創設することを明らかにした。2006 年初頭からの運用を目指す。新規分譲の際に再生可能エネルギーの導入を採用する不動産開発業者や、最先端の森林管理慣行を採用する森林業者など、温室効果ガス削減に貢献する慣行・技術を採用した企業、政府に対してクレジットが与えられる。一方、排出削減目標の達成を目指す国内事業者や、カナダ政府によって新しく設立された「気候ファンド (climate fund)」、関心のある組織・個人がクレジットを購入する。

カナダ政府ウェブサイト：

<http://www.climatechange.gc.ca/english/newsroom/2005/offsetCreditAug11.asp>

【国際 17】欧州連合 航空機からの温室効果ガスへの対策検討

欧州連合 (EU) は 7 月 29 日、今年 3 月から 5 月にかけてインターネットで聴衆した一般市民や団体の航空業界と気候変動に関する意見を結果を、報告書にまとめた。同報告によれば、航空運賃に環境負荷のコストを組み込むことに賛成の意見が多かった。2003 年の EU 圏内における国際航空便帰着の温室効果ガス排出量が、1990 年比で 73 パーセント増加していることを受け、同連合は航空会社を温室効果ガスの排出権取引制度に参加させることを検討している。

EUROPA ウェブサイト（英語）：

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1024&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

報告書（英語）：http://europa.eu.int/comm/environment/climat/aviation_en.htm

<Carbon Tax Express> 2005 年 9 月号（ナンバー 0006 号）

【国際 18】ドイツのシュレーダー首相、原油高と環境税について言及

ロイター通信によると、ドイツのシュレーダー首相は、昨今の原油高がガソリン価格の高値を招き、消費者と経済の重荷となっていることは明らかだが、不人気であっても「環境税」の廃止を行う予定は一切ない、と述べた。

【国際 19】原油高で EU 財務相理事会、経済策の必要性を議論

9 月 9 日に行われた欧州連合の非公式財務相理事会において、昨今の原油高による影響が議論された。この中で、エネルギーに関する国際的な協力を推進し、税金の還付を含めた経済策によって原油高による打撃を受けている貧困層の負担を軽減する必要があるとする各国の合意がなされた。

欧州連合ウェブサイトNEWS (英語) : http://europa.eu.int/news/index_en.htm

<Carbon Tax Express> 2005年10月号 (ナンバー 0008号)

【国際 20】OECD がグリーン税制改革の必要性をチェコ政府に提言

OECD (経済協力開発機構) は6日、OECD加盟国のなかで環境保護・資源効率の評価が最も低い国の一つとされるチェコに対し、環境評価レポートを発表した。チェコ政府に対する環境政策提言として、他のOECD諸国で導入が進んでいるグリーン税制改革実施の必要性等を訴える内容となっている。

OECD ニュースページ :

http://www.oecd.org/document/35/0,2340,en_2649_34487_35455779_1_1_1_1,00.html

【国際 21】ドイツ・京都議定書目標ほぼ達成へ

ドイツ連邦環境庁は9月12日、全ての環境保護分野について最新の情報を提供、公開する報告書「環境データ2005」の完成を発表した。報告書によれば、環境税制改革の結果、ドイツ国内のCO2排出量が2000万トン削減され、京都議定書の削減目標はほぼ達成に近づいている。また同時に約25万人分の雇用が創出され、電力需要における再生可能エネルギーの割合も1990年以降174%、総エネルギー需要においては300%上昇した。

ドイツ連邦環境省ホームページ内、プレスリリースのページ :

http://www.bmu.de/pressemitteilungen/pressemitteilungen_ab_01012005/pm/36000.php

<Carbon Tax Express> 2005年11月号 (ナンバー 0011号)

【国際 22】ラトビア共和国、新天然資源税法案を閣議承認

ラトビア共和国政府は10月4日、閣議において環境省提出の「新天然資源税法案 (new edition of law "On Natural Resources Tax")」を承認した。これは、国内資源採掘やエネルギー輸入、汚染物質廃棄への課税を定めた現行の天然資源税法 (1996年より施行) を環境保全の観点から更に強化するもので、電気・電子機器の廃棄に対する課税措置などが新たに盛り込まれる予定。

ラトビア環境省ホームページ内、プレスリリースページ :

<http://www.varam.gov.lv/varam/NOT/prese/english/051004b.htm>

【国際 23】IEA レポート、「CO2 排出量は2030年までに52%増加」

国際エネルギー機関 (IEA) は7日、「世界エネルギー展望2005 (World Energy Outlook 2005)」を公表、2030年までの世界のエネルギー情勢を展望した。

本レポートによれば、エネルギー輸入国が需要を抑制し持続可能な燃料消費パターンを達成しない限り、世界全体のエネルギー需要は2030年までに50%以上、それに伴うCO2排出量は52%上昇する。ラムゼイIEA事務局長は、公表にあたり「地球規模での持続可能なエネルギー利用」の必要性を訴えた。

IEAホームページ内、プレスリリースページ :

http://www.iea.org/Textbase/press/pressdetail.asp?PRESS_REL_ID=163

<Carbon Tax Express> 2005年12月号 (ナンバー 0012号)

【国際 24】第1回京都議定書締約国会合 (COP/MOP1) 開催

地球温暖化防止のための第1回京都議定書締約国会合 (COP/MOP1) が、カナダ・モントリオールにて11月28日~12月9日の期間で開催されている。

京都議定書では、2013年以降の地球温暖化防止に向けた国際的枠組みの検討を2005年から始めると規定している。京都議定書発効後初めての会議である今回の会合から、正式に2013年以降の枠組みの検討が

始まることになる。

また、11月22日の閣議において、日本政府代表として小池環境大臣が任命されている。環境省ホームページ内、報道発表資料『小池環境大臣が気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）における日本政府代表に任命された件について』ページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6579>

環境省ホームページ内、「気候変動枠組条約・京都議定書」ページ：
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html>

【国際 25】 チェコ環境相、環境税創設を求めるレポートを内閣に提出

チェコ通信社（GTK）によれば、チェコ共和国のアンプロツェク環境大臣は30日、環境税創設を求めるレポートを内閣に提出した。チェコ環境省は、石炭・電力・天然ガスに課税し税収を直接税の減税に充てる環境税の制度案を既に作成済み。ただ、06年6月に予定されている下院選挙を理由に「新税を導入する時間はない」との声が閣僚から挙がっているのに加え、産業貿易省が環境省案に反対の意を示すなど、政府内の足並みは必ずしも一致していない。

GTKのニュースページ：http://www.ceskenoviny.cz/news/index_view.php?id=159461

<Carbon Tax Express> 2005年12月号（ナンバー 0013号）

【国際 26】 独 NGO 代表、日本の環境税制改革に関して提言

独 NGO・Green Budget Germany は5日、同団体のゴーレス代表が10月～11月に訪日した際の報告レポート『Japan's Path to Kyoto: Paved with many Obstacles』を公表した。

このレポートは、小池環境大臣との会談や中央環境審議会での報告の概要、日本の環境税導入論議の分析などから構成されており、環境省の制度案に対しても「ガソリンや軽油などの運輸燃料に課税しないのはおかしい」「得られた税収は、国債発行軽減・社会保障・環境対策の三者それぞれに等しく分配すべき」とコメントしている。

『Japan's Path to Kyoto: Paved with many Obstacles』（pdf ファイル）：
http://www.eco-tax.info/downloads/D2005_11_Japan-Report.pdf

【国際 27】 EEA、報告書において更なる環境税制改革の必要性に言及

欧州環境庁（EEA）は11月29日、5年おきに発表されている報告書「欧州の環境：現状と展望（The European environment - State and outlook）」の2005年度版を発表した。

報告書では、個人やサービス部門による近年のエネルギー消費拡大に警鐘を鳴らし、投資や労働などの「グッズ」から汚染や非効率な資源利用などの「バズ」に徐々に課税ベースを移していく更なる税制改革の必要性が訴えられている。

EEA プレスリリース：http://org.eea.eu.int/documents/newsreleases/soer2005_pp-en

「欧州の環境：現状と展望 2005」要旨（pdf ファイル）：
http://reports.eea.eu.int/state_of_environment_report_2005_1/en/soer_files/EN-summary.pdf

【国際 28】 米カリフォルニア州知事の諮問機関、新エネルギー税の導入を提言

8日付ロイター通信の報道によれば、米国カリフォルニア州知事の諮問機関「気候アクションチーム」は8日、ガソリン・軽油・その他の石油製品への新税導入を強く訴える内容のレポートを発表した。同州は2020年までに1990年レベルにCO2排出を削減する目標を独自に設定しているが、現在同州のエネルギー消費は拡大を続けており、このままでは目標達成は難しいと見られている。

ロイター通信社 12月8日付ニュースページ：

http://today.reuters.com/news/newsArticle.aspx?type=domesticNews&storyID=2005-12-08T212856Z_01_KNE877304_RTRUKOC_0_US-ENVIRONMENT-CALIFORNIA-GREENHOUSE.xml&archived=False

【国際 29】米・新アメリカ財団、環境税導入を含む税制改革を提言

米・ワシントンの民主党系シンクタンク・New America Foundation（新アメリカ財団）は 5 日、「21 世紀に向けた革新的な税制案」と題した提言書を発表、その中で「エネルギー消費・依存の抑制、環境問題の改善」に貢献するための「ガス税などの環境税、排出権取引といった新しい歳入源」導入の必要性を訴えた。ブッシュ政権は現在税法の大幅な見直しに着手しているが、同財団案はその議論に一石を投じるもの。

New America Foundation・プレスルーム：

<http://www.newamerica.net/index.cfm?pg=Press&SecID=32>

同財団による提言書（pdf ファイル）：

http://www.newamerica.net/Download_Docs/pdfs/Doc_File_2738_1.pdf

【国際 30】ニュージーランド政府、07 年炭素税導入を取りやめ

ニュージーランド政府は 21 日、07 年 4 月に導入を予定していた炭素税の導入を取りやめることを発表した。この発表は、6 月より行われていた包括的な気候変動政策の見直しの結果を反映したものの。パーカー気候変動問題担当相は、取りやめの理由として「予定されていた炭素税案が、導入を正当化するほど削減効果を上げそうにないこと」「原油高騰など経済状況が変化していること」などを挙げた。ただし「課税ベースを縮小するかたちでの炭素税案の検討は続行する」としている。

ニュージーランド政府ニュースページ：

<http://www.beehive.govt.nz/ViewDocument.aspx?DocumentID=24671>

<Carbon Tax Express> 2006 年 1 月号（ナンバー 0014 号）

【国際 31】ドイツ経済研究所、環境税制改革の効果を実証する研究結果を発表

ドイツのシンクタンク Ecologic によれば、ドイツ経済研究所（DIW）らドイツ環境省から要請を受けた研究チームは 05 年 10 月、ドイツの環境税制改革が CO2 削減と失業率改善の両面において効果的であったとする研究結果を発表した。研究結果は、99 年より開始された環境税制改革（鉱油税の引き上げ、電力税の創設、および税収による社会保険料のうち雇用者負担分の引き下げ等を指す）が 03 年単独で約 2000 万トンの CO2 を削減、また労働集約型産業を中心に約 25 万人分の雇用を創出したことを示した。DIW は、主として政策研究・提言を行うドイツを代表する研究機関。

Green Budget Germany ニュースレター：<http://www.foes.de/GBNnews14/8artikel2.html>

【国際 32】サウジ国王、主要石油消費国に石油への課税を控えるよう要請

05 年 12 月付 Green Budget Germany ニュースレターによれば、サウジアラビアのアブドラ国王は 05 年 10 月 18 日、ラト IMF 専務理事との会合の席において、主要石油消費国は今後石油製品への課税を控えるべきだとの認識を示し、IMF が石油消費国に対してその旨を提言するよう強く要請した。その理由として、原油価格の高騰に加え、主要消費国が現行レベルの石油課税を続けた場合、中東やアフリカなどの産油国における投資および石油市場全体に影響が及ぶ可能性があることを指摘している。

Green Budget Germany ニュースレター

Green Budget News>List of Contents>9.Green Budget Reform Worldwide：

<http://www.eco-tax.info/2newsmit/index.html>

<Carbon Tax Express> 2006 年 2 月号（ナンバー 0015 号）

【国際 33】OECD、日本に対し環境税など経済的手法の活用を促す

1 月 26 日の日本経済新聞によれば、OECD（経済開発協力機構）環境政策委員会は 1 月 23 日から 24 日に

かけて環境保全成果作業部会を開催、日本の環境政策の取り組み状況に対して審査を行った。他の加盟国からは、「温暖化対策で環境税（炭素税）や課徴金など経済的な手法を活用して費用を減らすよう誘導する取り組みが不十分」などと注文が付けられた。同委員会における日本政府提出資料（環境省ホームページ）：
<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6739>

【国際 34】イギリス環境団体、包括的な新環境税体系の構築を提言

イギリスの環境団体 the Green Alliance（緑の連合）は 8 日、レポート“The Green Living Initiative”を発表、無駄なエネルギー・水使用に対する課徴金、および消費行動を環境志向型に変えるための新たな租税の導入などを提言した。

同国は気候変動税などの環境関連税を幾つか導入しているが、今回の提言は、それらを踏まえたうえで更に包括的な環境税制改革を求めるもの。同団体は、研究者・企業人らによって構成され、環境・経済政策の統合を目指し政策提言などの活動を行っている。

the Green Alliance プレスリリース：

<http://www.green-alliance.org.uk/mediaroom/GreenLivingReportPress/>

【国際 35】OECD、米国に対し経済的手段の活用を提言

OECD（経済開発協力機構）は 1 月 10 日、米国の環境政策レビューを発表し、米国のこれまでの環境政策における功績を評価する一方、気候変動問題などの諸問題においては一層の取り組みを促した。米国の今後の課題として、エネルギー率の更なる追求、利用者負担・汚染者負担の原則に基づいた経済的手段の活用などが提言されている。

OECD ホームページ：

http://www.oecd.org/document/51/0,2340,en_2649_201185_35921203_1_1_1_1,00.html

【国際 36】イギリスの 04 年温室効果ガス排出、基準年比 14.6%減少

イギリス政府は 1 月 23 日、イギリスの 04 年温室効果ガス 6 種類の総排出量が、京都議定書で定められた基準年と比較して 14.6%減少したことを発表した。CO₂ の純減量は、同じく 90 年比で 5.6%に上っている。

同国政府は、気候変動税をはじめとする現行の気候変動政策のもと 2010 年までに 10%強の CO₂ 削減を見込んでおり、同国の京都議定書目標の達成は確実とみられる。

イギリス環境・食糧・地方事業省（DEFRA）ニュースページ：

<http://www.defra.gov.uk/news/2006/060123d.htm>

【国際 37】NASA 調査、2005 年は過去 100 年で最も「暖かい」年

NASA（米航空宇宙局）は 1 月 24 日、2005 年の地球表面平均気温が過去 100 年間のうち最も高かったことを発表した。研究によれば、2005 年の平均気温は 100 年前と比べて約 0.8 度上昇しており、地球温暖化は確実に進行しているとみられる。なお、これまでの最も「暖かい」年は強いエルニーニョ現象が起こった 1998 年だったが、2005 年はエルニーニョ現象の発生は確認されていない。

NASA ホームページ “The Environment”：

http://www.nasa.gov/vision/earth/environment/2005_warmest.html

<Carbon Tax Express> 2006 年 3 月号（ナンバー 0016 号）

【国際 38】英国・ノルウェーら 12 ヶ国、航空券への新規課税に合意

3 月 2 日付 Edie Net によれば、英国、ノルウェー、ブラジルなど 12 ヶ国は 1 日、パリで行われた会議において、各国の空港から出発するすべての航空機のチケットに課税することで合意した。航空券への課税に関しては、フランスがすでに 7 月にフライトあたり 1~40 ユーロの課税を 7 月から実施することを

明らかにしており、これで航空券課税を行う国はあわせて13ヶ国となる。フランスの場合、温室効果ガス排出削減を主目的とし、2億ユーロ以上に上るとみられる税収は、発展途上国への開発援助として使用される見込み。

Edie Net ニュースページ：

http://www.edie.net/news/news_story.asp?id=11143&channel=0

【国際 39】英国世論調査、グリーン税制導入「大丈夫」

2月22日付 Edie Net によれば、英国ガーディアン紙によって行われた世論調査によって、英国の一般国民は環境重視型社会への転換を促す「グリーン税制」を受け入れる用意があることが明らかになった。世論調査では、回答者のうち約3分の2がこうしたグリーン課税を「歓迎する」と答えた。

英国では「気候変動税」などの環境税がすでに課税されているが、環境団体らを中心に、更なる包括的グリーン税制の構築が検討されている。

Edit Net ニュースページ：http://www.edie.net/news/news_story.asp?id=11112&channel=0

【国際 40】UNFCCC、京都議定書遵守のための新委員会を設置

国連気候変動枠組み条約事務局（UNFCCC）は3月3日、京都議定書遵守委員会（Compliance Committee）が業務を開始したことを明らかにした。同委員会は、議定書目標を達成できない国への対応を決定する権限を有する執行部門（enforcement branch）、および議定書加盟国に対して遵守のための助言・援助をおこなう促進部門（facilitative branch）から成る。

国際連合ニュースページ：

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=17697&Cr=climate&Cr1=change>

<Carbon Tax Express> 2006年4月号（ナンバー 0017号）

【国際 41】イギリス政府、新・気候変動プログラムを発表

イギリス政府は3月28日、新・気候変動プログラムを発表した。これはエネルギー価格の高騰により石炭と石油の相対価格に変動がもたらされ、二酸化炭素の排出量が増加したために、これまでの目標の達成が困難になったことを受けたもの。

このプログラムは気候変動税の税率をインフレに調和して2007年4月1日から上げる事や、建築物に対するさらに厳しい規制をする事などを盛り込み、二酸化炭素の排出を1990年のレベルより15～18%の削減を目指している。

イギリス大使館 HP：<http://www.uknow.or.jp/be/environment/news/EN000016.htm>

【国際 42】アメリカで温暖化防止のための「気候会議」開催

アメリカ上院天然エネルギー資源委員会は4月4日、「気候会議」を開催し連邦政府レベルでの温暖化防止のための政策のあり方を協議した。同会議では市場原理に基づく政策の必要性や、地方ごとに異なる政策を連邦レベルで実施すべきなどといった意見が出された。アメリカ上院エネルギー天然資源委員会 HP：http://energy.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Conferences.Detail&Event_id=4&Month=4&Year=2006

<Carbon Tax Express> 2006年5月号（ナンバー 0018号）

【国際 43】CSD14開催、持続可能な社会のために市場のインセンティブを

「国連持続可能な開発委員会（CSD）第14回会合」が5月10日から12日の間、ニューヨークの国連本部で開催された。この委員会では、「持続可能な開発のためのエネルギー」「産業開発」「大気汚染」「気候変動」の4つのテーマについて話し合いが持たれ、「気候変動」については、持続可能な技術のために市場

のインセンティブを創造するための強い政策の必要性や、産業調整のための価格や税を用いた政策についての言及もなされた。

第 14 回持続可能な開発委員会のページ：<http://www.un.org/esa/sustdev/csd/review.htm>

【国際 44】世界銀行、低炭素経済への移行に 100 億ドル～1000 億ドル／年が必要と発表

世界銀行は 4 月 23 日、世界の経済成長と貧困解消のために、エネルギー需要への取り組みとより小さなエコロジカルフットプリントを維持が必要であるとした。発展途上国には今後 25 年間約 3000 億ドル／年の投資が必要と発表した。これらの投資に加えて、世界規模で低炭素経済へ移行するには、温室効果ガスの安定化目標・安定化への方法・発展の状況により、100 億ドル～1000 億ドル／年の投資が必要であると発表した。

世界銀行記者発表ページ：

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:20898384~menuPK:34463~pagePK:34370~piPK:34424~theSitePK:4607,00.html>

<Carbon Tax Express> 2006 年 6 月号 (ナンバー 0019 号)

【国際 45】OECD 環境局長が来日、7 月 5 日～7 日に環境税について報告・意見交換

OECD 環境局長ローレンツ・ローレンツレン氏が来日し、以下のシンポジウム・セミナーにて OECD 諸国で導入が進んでいる環境関連税に関する講演を行うとともに、日本における環境税制改革の課題や方向性について様々なセクターと意見交換を行う。

・7 月 5 日の経済開発協力機構 (OECD)、環境省、環境経済・政策学会共催によるシンポジウム「脱温暖化社会の形成に向けた税制のグリーン化に向けて」(場所：京都、他の講演者・パネリスト：小池百合子環境大臣、小林光環境省地球環境局長、佐和隆光京都大学教授、藤井良広上智大学教授、榎本晃章電事連副会長)

・7 月 7 日の OECD 東京センターによる講演会「OECD が環境税の是非を問う」(場所：東京、他の講演者・パネリスト：赤坂清隆 OECD 事務次長、笹之内日本経団連環境安全委員会国際環境戦略ワーキング・グループ座長、足立治郎炭素税研究会コーディネーター)

<7 月 7 日の炭素税研究会・気候ネットワーク・「環境・持続社会」研究センター (JACSES) によるセミナーについては、以下の「イベントのお知らせ」を参照>

また、この機会に、7 月 6 日の中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会にて報告を行うほか、議員等とも意見交換を行う予定。尚、OECD 報告書『環境税の政治経済学』(日本語版、定価 3,360 円)が中央法規より出版される予定。

経済開発協力機構 (OECD)、環境省、環境経済・政策学会共催によるシンポジウム「脱温暖化社会の形成に向けた税制のグリーン化に向けて」環境省の案内ページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7245>

OECD 東京センターによる講演会「OECD が環境税の是非を問う」OECD 東京センターの案内ページ：

<http://www.oecdtokeo.org/theme/envi/2006/20060629envtax.html>

環境省中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会の開催案内のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7241>

OECD 報告書『環境税の政治経済学』の案内ページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8182&hou_id=7245

【国際 46】国際ワークショップ「持続可能な発展につながる低炭素社会ビジョンの構築」が開催

環境省、英国環境・食糧・地方開発省 (Defra)、国立環境研究所、英国エネルギー研究センター (UK Energy Research Centre)、チンダル研究所 (Tyndall Centre) は 6 月 14 日から 16 日までの期間、国際ワークショ

ップ「持続可能な発展につながる低炭素社会ビジョンの構築」を開催した。ワークショップでは、先進国、途上国それぞれから、「温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に悪影響を及ぼさない水準で安定化させること」の実現にむけ、そのシナリオと選択肢について議論がなされた。

脱温暖化 2050 プロジェクトのホームページ : <http://2050.nies.go.jp/index.html>

<Carbon Tax Express> 2006年7月号 (ナンバー 0020号)

【国際 47】 OECD、8月20日『環境税の政治経済学』を出版

OECD (経済協力開発機構) は8月20日、欧州諸国の事例研究を中心に、環境関連税制の政治経済的な論点をまとめた OECD 最新報告書の翻訳本を中央法規出版より出版する。

この本では OECD 各国の環境関連税について「環境政策上効果的かつ効率の良い手段となり得ることが実証された」とし、各国の環境関連税制の導入状況、国際競争力、所得分配、税収の使途、管理コスト、受容性の構築、ポリシーミックスなどについて検討がなされている。

尚、7月5日～7日にかけて『環境税の政治経済学』出版を記念して、OECD 環境局長ローレンツ・ローレンツェン氏を招いてのイベントが各地で催された。7日の「諸外国の環境関連税制の最新動向」(炭素税研究会主催)の詳細については別欄の<特集>を参照のこと。中央法規出版『環境税の政治経済学』の紹介ページ :

<http://www.chuohoki.co.jp/pub/detail.cgi?Item=4671&Title1=%b4%c4%b6%ad%c0%c7%a4%ce%c0%af%bc%a3%b7%d0%ba%d1%b3%d8&Field=0>

【国際 48】 オーストラリア農業資源経済局、温室効果ガス削減のための新技術と炭素税についての研究レポートを発表

オーストラリア農業資源経済局は7月17日、研究レポート「economic impact of climate change policy: the role of technology and economic instruments」を発表した。

このレポートでは、地球温暖化の解決に向けて、技術改良と新技術が大きな役割を果たすことが強調されるとともに、温室効果ガスの削減のための市場原理に基づく手段の可能性について探求されている。また、いくつかの具体的なシナリオを示し、技術オプションと炭素税に焦点をおいた気候変動政策による結果としてもたらされる、経済への影響と排出削減量についての分析がなされている。

オーストラリア農業資源経済局 (ABARE) の最新ニュースのページ :

http://www.abare.gov.au/publications_html/news/news.html

【国際 49】 G8、気候変動・持続可能な発展に「市場制度の展開」も視野に

G8 (先進8カ国首脳会議) は7月16日、声明文「世界のエネルギー安全保障」を発表した。「VII. 気候変動及び持続可能な開発への取組み」の項目の中では、エネルギー安全保障と持続可能な開発の追求について、「適当な場合にはクリーン開発メカニズム、共同実施、排出量取引及び適応を含む、よりクリーンで、より効率的な、かつ、低炭素のエネルギー技術の展開や資金的制度及び市場制度の展開を通じて」行われることを確認した。

外務省の G8 首脳会合 (サンクトペテルブルク会議) 世界のエネルギー安全保障 (全文仮訳) のページ :

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/saintpetersburg06/01.html>

<Carbon Tax Express> 2006年8月号 (ナンバー 0021号)

【国際 50】 イギリス・ミリバンド環境大臣、個人向け炭素排出枠の検討加速を示唆

イギリスのデービッド・ミリバンド環境大臣は7月19日、家庭部門からの CO2 排出削減のため、取引可能な個人向け炭素排出枠を検討すると述べた。

割当てられる排出枠は、電気、ガス、ガソリン、航空機の利用などを通じたエネルギーの使用をカバー

し、これは国全体の排出量の44%を占める。この制度についてミリバンド氏は、市民は無償で割当てられた排出枠を超過した場合のみペナルティーが生じるため、増税よりも公正で、環境に取組みたいと思っている人の意志を組み入れることが出来るとしている。尚、研究の報告は、2007年前半に大臣に提出予定とされている。

イギリス大使館環境のエネルギーニュース(7月25日)のページ:

<http://www.uknow.or.jp/be/environment/news/EN000062.htm>

【国際 51】 ヨーロッパ環境委員会、航空産業にも汚染者負担原則の適用を支持

ヨーロッパ環境委員会(MEP)は7月5日、排出量取引に航空産業を含むこと、および、灯油(ジェット燃料)への税額控除を終わらせるという、5月30日にまとめられた提言書の考えを支持した。提言書の草案をまとめたMEPのカロライン・ルーカス氏は、「航空は温室効果ガス排出の増大が最も著しい排出源であるが、航空産業は引き起こす汚染排出の責任を全く負っていない。」と指摘している。

MEPの提言書のページ:

http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004_2009/documents/pr/610/610299/610299en.pdf

EurActive内、MEPの提言に関するページ(7月5日):

<http://www.euractiv.com/en/sustainability/eu-parliament-backs-co2-cap-air-traffic/article-156587>

<Carbon Tax Express> 2006年9月号 (ナンバー 0022号)

【国際 52】 欧州議会、CO2 排出ベースの自動車税への転換を支持

欧州議会は9月5日、これまでの加盟国間でばらつきが大きかった自動車登録税に代えて、自動車から排出される汚染レベルに応じて税が課されるべきであるという計画を支持した。これは、欧州委員会が、環境的により小さな損害を与える車の持ち主がより少ない負担となるように、税が二酸化炭素排出にリンクした年間走行税(annual circulation Taxes)に置き換えるという指令案を提出していたのを受けてのものである。尚、欧州議会は二酸化炭素と同様に、燃料効率や他の汚染排出量も考慮して税率を定めるべきとしている。

欧州議会ニュースリリース(9月5日付)のページ:

http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/062-10285-247-09-36-910-20060901|PR10225-04-09-2006-2006-false/default_en.htm

【国際 53】 シュワルツネッガー知事、温室効果ガス削減の法案に署名

カリフォルニア州のシュワルツネッガー知事は9月27日、温室効果ガス削減の法案に署名した。Office of the Governorのプレスリリースによると、この法案では、二酸化炭素排出量を2020年までに現在より25%削減し1990年レベルに戻すことが義務付けられ、これを実現するための方法として大気資源委員会(California Air Resources Board)に対し、カリフォルニア州の経済への影響だけでなく環境と公衆の健康を含めた様々な要素を評価し、排出権取引市場を創設することなどを求めている。

California State Assembly、Assembly Billのページ(Bill Numberの欄に「32」を入力ください):

<http://www.assembly.ca.gov/acs/acsframeset2text.htm>

Office of the Governor プレスリリース(9月27日付)のページ:

<http://gov.ca.gov/index.php?/press-release/4111/>

<Carbon Tax Express> 2006年10月号 (ナンバー 0023号)

【国際 54】 欧州環境庁、EUの京都議定書達成が困難とするレポートを発表

欧州環境庁(EEA)は10月27日、EU15カ国が京都議定書目標の達成にすぐに取り組まなければならない

いとするレポート「Greenhouse gas emission trends and projections in Europe 2006」を発表した。このレポートでは、EU15 カ国の目標である 8%削減には、すべての計画されている国内政策が実施され、京都メカニズムとカーボンシンクが使用されれば達成が可能になるとしている。また、1990 年から 2004 年までの間で、EU15 カ国ではほとんどの部門で温室効果ガスの排出を削減したものの、交通部門で 90 年比で 26%近く増加したこと、2010 年までに 35%に増加することなども指摘している。

欧州環境庁報道発表（10 月 27 日付）レポート発表に関するページ：

<http://www.eea.europa.eu/pressroom/newsreleases/ghgtrends2006-en>

【国際 55】環境省、気候変動などの閣僚級対話の概要と評価を発表

環境省は 10 月 4 日、気候変動、クリーンエネルギー、持続可能な開発に関する第 2 回閣僚級対話の概要と評価を発表した。この会議では、低炭素社会の実現に向けて、イギリスの気候変動政策における経済学的分析、将来のエネルギー技術に基づく複数シナリオの紹介、2013 年以降の国際炭素市場などの具体的方策等についての意見が交わされたとのことである。この対話の成果は 2008 年に日本で開催される G8 サミットで報告される。

環境省報道発表（10 月 5 日付）「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する第 2 回閣僚級対話」の結果を伝えるページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7562>

<Carbon Tax Express> 2006 年 11 月号（ナンバー 0024 号）

【国際 56】ボルダー市、米国内初の温暖化防止のためのエネルギー税を住民投票で可決

アメリカのコロラド州ボルダー市では 11 月 8 日、気候行動計画税（Climate Action Plan Tax）を住民投票で可決した。これは米国の地方政府が住民に対して課す、米国内初の温暖化防止のためのエネルギー税であり、満了する 2012 年までの間に、年間 100 万ドルの税収をもたらす。この税収を資金として気候行動計画を実施することにより、光熱費の節約効果は長期的にみて 6300 万ドルと予測されている。また、平均的な家庭負担は月 1.33 ドル、平均的な企業負担は月 3.80 ドルとされている。

ボルダー市 HP、温暖化防止のためのエネルギー税の住民投票による可決を伝えるページ：

http://www.ci.boulder.co.us/index.php?option=com_content&task=view&id=6136&Itemid=169

【国際 57】フランス、1. 国内の環境関連税制（石炭税導入・航空と産業の汚染に関わる課税）を強化、2. ポスト京都の拒否国からの輸入品に EU レベルで炭素税導入を提案

フランスのドミニク・ドビルパン首相は 11 月 13 日、環境関連税制の強化策を発表した。EXPATICA および日経ネットが伝えるところによると、フランス政府は 2007 年 1 月 1 日より石炭税の導入と、産業と航空の汚染への課税を 10%引き上げるとの事である。この石炭税は電力換算 1 メガワット時当たり 1.19 ユーロで、強化策全体による税収増は 5000 万ユーロとなる。ドビルパン首相はまた、主要都市中心部を移動する車への料金徴収についても研究を進める意向を示した。

また、ドビルパン首相は同日、2012 年からのポスト京都の取組み参加を拒否する国から輸入される工業製品に対し、EU は炭素税を課すべきであると述べた。これはナイロビで行われた国際会議で、いくつかの国がポスト京都の取組み参加を拒否しようとしているのを受けてのものである。

フランス政府 HP、持続可能な開発に向けた取組みについての発表を伝えるページ：

http://www.premier-ministre.gouv.fr/en/information/latest_news_97/sustainable_development_unveiling_the_57272.html

EXPATICA の HP、フランス石炭税導入についてのニュース（11 月 13 日付）のページ：

http://www.expatica.com/actual/article.asp?subchannel_id=58&story_id=34338

日経ネット HP、フランス石炭税導入についてのニュース（11月13日付）のページ：

<http://www.nikkei.co.jp/news/kaigai/20061113AT2M1301Z13112006.html>

フランス政府 HP、ドビルパン首相の輸入品に対する EU レベル炭素税についての声明を伝えるページ：

http://www.premier-ministre.gouv.fr/en/acteurs/speeches_45/

ninterministerial_committee_for_sustainable_57253.html

【国際 58】 OECD、中国の環境政策レビューで経済的手法の強化など提言

OECD は 11 月 9 日、中国の環境政策のレビューを発表した。この中で、中国は急速な経済成長を成し遂げていると同時に環境に対して強いプレッシャーを生み出してきた事、環境関連税の活用は高まってきているものの、税収全体の 3%にしか達していない事などが指摘されている。そして、中国の国家環境保護総局を環境省に昇格させること、環境の目標に到達するため市場メカニズムの活用を広げること、エネルギー・水・他の自然資源の価格を見直し、グリーン税制改革について検討しつつ、その際に低所得家庭にかかる価格上昇の影響に対する緩和・代償措置も考慮することなどの提言が、OECD 諸国と中国によってまとめられている。

尚、この最終レポートは 2007 年の春に北京で出版される予定である。

OECD の HP、環境に関する新着情報で中国の環境政策レビューを伝えるページ：

http://www.oecd.org/topic/0,2686,en_2649_37465_1_1_1_37465_00.html

【国際 59】 気候変動と経済に関する報告書スターンレビューが公表

英国政府気候変動・開発における経済担当政府特別顧問のニコラス・スターン氏（元世界銀行上級副総裁）は 10 月 30 日、気候変動と経済に関するレビュー（スターンレビュー）を発表した。これはイギリス政府によって委託されたもので、報告書において経済成長と気候変動対策にはトレードオフの関係はないことを確認した。また、気候変動対策を行わない場合には GDP の 20%の損失が生じると警告し、一方で早期に厳しい対策をとれば世界の年間 GDP の約 1%の支払に留まる事を示した。今後の国際的な枠組みに盛り込むべき事項としては、「排出量取引」、「技術協力」、「森林伐採の削減のための行動」、「適応」が必要としている。

欧州環境庁はスターンレビューを歓迎し、特に報告書での、税・取引・規制による炭素に対する価格付け、低炭素技術の発明と開発を後押しする政策、エネルギー効率の障害を取り除くための行動、という 3 つの政策要素が必要であるという見方を支持した。

尚、スターン氏は 11 月 28 日に地球環境国際シンポジウム「気候変動と経済 ～経済の視点から地球温暖化を考える～」(於：国連大学ウ・タント国際会議場（東京）)に参加し、翌 29 日に若林環境大臣を訪問し意見交換を行っている。

イギリス大使館 HP、スターンレビューを伝えるページ：

<http://www.uknow.or.jp/be/environment/environment/07.htm>

欧州環境庁 HP、スターンレビューを伝えるページ：

<http://www.eea.europa.eu/highlights/eea-welcomes-the-stern-review>

環境省 HP、スターン氏の若林環境大臣訪問を伝えるページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7706>

地球環境国際シンポジウム「気候変動と経済 ～経済の視点から地球温暖化を考える～」のページ：

<http://www.sternreview.jp/text/program.html>

【国際 60】 世界気象機関、2005 年度温室効果ガスに関する報告書を発表

世界気象機関（WMO）は 11 月 3 日、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスに関する報告書を発表した。この報告書によると、2005 年の全大気中における二酸化炭素（CO₂）の平均濃度が前年比 0.53% 上昇して 379.1ppm（ppm は 100 万分の 1、体積比）となり、過去最高値を記録した。

WMO の HP、温室効果ガスに関する報告を伝えるページ：

<http://www.wmo.int/web/arep/gaw/ghg/ghgbull06.html>

【国際 61】ケニアのナイロビで気候変動枠組条約第 12 回締約国会議・京都議定書第 2 回締約国会合が開催

気候変動枠組条約第 12 回締約国会議 (COP12)・京都議定書第 2 回締約国会合 (COP/MOP2) が 11 月 6 日から 11 月 17 日までの間、ケニアのナイロビで開催された。同会議には 180 カ国から 6000 人が参加し、京都議定書の第一約束期間後の将来枠組み (京都議定書第 9 条にもとづく議定書の見直し第 1 回目)、途上国支援、クリーン開発メカニズムなどについて意見交換が行われた。

環境省 HP、COP12、COP/MOP2 を伝えるページ：

<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop12/index.html>

気候変動枠組条約 HP、COP12、COP/MOP2 を伝えるページ：

<http://unfccc.int/2860.php>

<Carbon Tax Express> 2006 年 12 月号 (ナンバー 0025 号)

【国際 62】中国、汚染抑制のための環境税導入を検討

12 月 7 日付のチャイナネット、12 月 13 日付の日経 BP ネットなどが伝えるところによると、中国の全人代環境・資源保護委員会の毛如柏主任委員は 12 月上旬、国の条件が整い次第、逐次環境税を課す意向を明らかにした。毛氏は、政府が決定している資源製品の価格が、これまで生産コストと資源の希少価値しか考慮せず、環境コストについては考慮してこなかったことに対して、汚染を発生させた者は税金を支払べきだろうと説明した。また、環境税徴収のような効果的な経済政策を形成する事は重要であるという考えを示している。

チャイナネット (12 月 7 日付)、中国の汚染抑制のために環境税導入の検討を伝えるページ：

<http://china.org.cn/english/BAT/191468.htm>

日経 BP ネット (12 月 13 日付)、中国の汚染抑制のために環境税導入の検討を伝えるページ：

<http://www.nikkeibp.co.jp/news/eco06q4/520660/>

【国際 63】イギリス、Pre-Budget Report 2006 で飛行機旅客税率の 2 倍引き上げなどを発表

イギリスの財務省は 12 月 6 日、イギリスの経済に関する最新の予見、公共予算に関する予測、政府が 2007 年度予算が成立される前に検討している改正に関する情報、などについてまとめた報告書「Pre-Budget Report 2006」を発表した。この中では、国際炭素市場の展開を促進すること、2007 年 2 月 1 日から全ての飛行機旅客税率を 2 倍に引き上げること、2007 年 4 月 1 日から気候変動税はインフレ相当の増税しかないということを確認する、などが盛り込まれている。

イギリス財務省、Pre-Budget Report 2006 のページ：

http://hm-treasury.gov.uk/pre_budget_report/prebud_pbr06/report/prebud_pbr06_repindex.cfm

イギリス環境・食糧・農村地域省、Pre-Budget Report 2006 についてのミリドバンド大臣のコメント・要点を紹介するページ：

<http://www.defra.gov.uk/news/2006/061206a.htm>

イギリス大使館、環境・エネルギーニュース「英財務省が Pre-Budget Report 2006 を発表」のページ：

<http://www.uknow.or.jp/be/environment/news/EN000092.htm>

<Carbon Tax Express> 2007 年 1 月号 (ナンバー 0026 号)

【国際 64】IPCC 第 1 作業部会、来月に第 4 次報告書案をウェブ上で閲覧開始

IPCC (The Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル) の気候システム及び気候変動に関する科学的知見を評価する第1作業部会は2月2日、第4次報告書案をIPCCのウェブ上で閲覧開始する。

YOMIURI ONLINE (1月23日付) およびSankeiweb (1月24日付) などが伝えるところによれば、報告書案では今世紀末の地球の平均気温は、最悪の場合で、20世紀末に比べて6.3度上昇する恐れがあり、これは第3次報告書(2001年策定)と比べて0.5度の上方修正である。また報告書案では、当時は情報不足でできなかった地域ごとの詳細な被害予測を具体的な数値で明記されるとともに、温暖化懐疑論も明確に否定しているとの事である。

IPCC 第1作業部会、第4次報告案のリンク先揭示予定のページ:

http://ipcc-wg1.ucar.edu/wg1/wg1_home.html

YOMIURI ONLINE、「雪不足・コメ減収、世紀末は6度も上昇…国連報告案」(1月23日付)のページ:

<http://www.yomiuri.co.jp/science/news/20070123it07.htm>

Sankeiweb、「地球の平均気温 今世紀末、6.3度上昇 IPCC 最新報告書案」(1月24日付)のページ:

<http://www.sankei.co.jp/culture/kagaku/070124/kgk070124000.htm>

【国際 65】 ブッシュ米大統領、一般教書演説にてエネルギー政策等を発表

アメリカのブッシュ大統領は1月23日、一般教書演説にてエネルギー政策等を発表をした。ブッシュ大統領は、ガソリンの代替エネルギーとしてのエタノール使用量を増加し、向こう10年間でガソリン使用料を20%削減するとし、またその結果、現在中東から輸入している石油量の4分の3と同等の量を減らす事ができるという見解を示した。

ホワイトハウス、ブッシュ大統領による2007年一般教書演説のページ:

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/01/20070123-2.html>

【国際 66】 企業・NGO/シンクタンクから成るUSCAP、温室効果ガスの排出削減を義務付ける政策策定を要求

米国のエネルギー・石油・素材などの大企業10社と、NGO/シンクタンク4団体とで構成するUSCAP (United States Climate Action Partnership : 米国気候行動パートナーシップ) は1月19日、「米国気候行動パートナーシップの協同声明」を発表した。

USCAPの目標は、アメリカの国民が温室効果ガス排出の拡大を弱め、阻止し、減少させるために積極的かつ持続的な役目を果たす公共政策を創り上げるのを後押しすることである。声明では、立法者に主要なセクターからの温室効果ガスの排出削減を義務付けるための政策枠組みを策定することを要求しており、その土台となるのがキャップ&トレードプログラムであるとしている。

尚、USCAPを構成する団体とは、Alcoa、BP America、Caterpillar Inc.、Duke Energy、DuPont、Environmental Defense、FPL Group、General Electric、Lehman Brothers、Natural Resources Defense Council、Pew Center on Global Climate Change、PG&E Corporation、PNM Resources、World Resources Instituteである。

USCAP、Newsroomのページ: <http://www.us-cap.org/media/index.asp>

【国際 67】 アメリカのエネルギー情報局、キャップ&トレードシステムに関するレポートを発表

米国エネルギー省の統計と分析の独立機関であるエネルギー情報局は1月11日、「Energy Market and Economic Impacts of a Proposal to Reduce Greenhouse Gas Intensity with a Cap and Trade System」を発表した。これはビンガマン上院議員らによる昨年9月の依頼に応じて、キャップ&トレードシステムの国内割り当てを通じた温室効果ガスの排出を規制する提案についての分析を行ったものである。エネルギー情報局、レポート「Energy Market and Economic Impacts of a Proposal to Reduce Greenhouse Gas Intensity with a Cap and Trade System」のページ:

[http://www.eia.doe.gov/oiaf/servicerpt/blmss/pdf/sroi af\(2007\)01.pdf](http://www.eia.doe.gov/oiaf/servicerpt/blmss/pdf/sroi af(2007)01.pdf)

【国際 68】米オレゴン州知事、西側の地域全体のキャップ&トレードシステムを提案

米オレゴン州のテッド・クロンゴスキー知事は1月24日、同州や周辺の州内における地球温暖化の原因に取り組む為の法案を州議会に要請した。また同知事はバイオディーゼルやエタノールのようなバイオ燃料の開発及び拡充を促す再生可能燃料の法案を求めると共に、気候変動に長期的に対応する為の地域的なキャップ&トレードシステムの構築を協議する為の作業を他の西側の州と行ったことを報告した。オレゴン州政府、プレスリリース(1月24日付)「Governor Offers Vision for Combating Global Warming in His Second Term」のページ：http://governor.oregon.gov/Gov/P2007/press_012407.shtml

<Carbon Tax Express> 2007年2月号 (ナンバー 0027号)

【国際 69】米国消費者協会、キャップ&トレードプログラムより炭素税が効果的とするレポートを発表

米国消費者協会(the American Consumer Institute: ACI)は2月15日、炭素税とキャップ&トレードプログラムの効果と経済効率を分析したレポート「Addressing the Risks of Climate Change: The Environmental Effectiveness and Economic Efficiency of Emissions Caps and Tradable Permits, Compared to Carbon Taxes」を発表した。このレポートは経済学者でクリントン政権時代に米国商務次官を務めていたロバート・J・シャピロ氏によりまとめられたもので、地球温暖化のリスクへの対応には、炭素税はキャップ&トレードプログラムよりも、排出削減に効果的な方法であるとしている。

米国消費者協会(ACI)、「Addressing the Risks of Climate Change: The Environmental Effectiveness and Economic Efficiency of Emissions Caps and Tradable Permits, Compared to Carbon Taxes」本文(PDF)のページ：

<http://www.theamericanconsumer.org/Shapiro.pdf>

同上、要約版(PDF)のページ：

<http://www.theamericanconsumer.org/Executive%20Summary.pdf>

【国際 70】カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの大企業、国内排出量取引制度の構築を要求

カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの大手企業は2月、それぞれ自国内における排出量取引制度の構築を求めた。

世界最大のアルミニウム製造企業であるカナダのアルカン社社長兼CEOのディック・エヴァンス氏は2月19日、市場に基づく取引メカニズムを用い、気候変動に取り組むよう要請した。エヴァンス氏はカナダの持続可能な未来のためには根本的な変革が必要であり、日常生活と長期的な行動にはインセンティブを働かせるべきとの見解を示している。

オーストラリアの40以上の電力・ガス会社から成るエネルギー供給協会のEnergy Supply Association of Australia (ESSA)は2月26日、国内排出量取引の枠組みの構築を求めた。ESSAは温室効果ガスの排出削減には価格シグナルを用いた排出量取引が最も効果的であると述べている。

多国籍のセメントメーカーであるホルシム社のニュージーランド子会社は2月1日、国内の排出量取引制度の構築を求めるブリーフィングペーパー「Creating a Good Atmosphere: Insights on Emissions Trading for New Zealand」を発表した。ホルシム社は排出量取引制度について、ニュージーランドのエネルギー集約産業に適したものであると位置づけている。

アルカン社、News releases(2月19日付)「Alcan CEO Calls on Canada to Act on Climate Change Today」のページ：

<http://www.alcan.com/web/publishing.nsf/Content/Alcan+CEO+Calls+on+Canada+to+Act+on+Climate+Change+Today>

Energy Supply Association of Australia, News & Issues(2月27日付)「esaa calls for national emissions trading scheme」のページ：

http://www.esaa.com.au/media_releases/2006_media_releases/esaa_calls_for_national_emissions_trading_scheme.html

ホルシム社、Sustainable Development 「Creating a Good Atmosphere insights on Emissions Trading for New Zealand」のページ（右下にサマリー、本文、Q&Aがあります）：

<http://www.holcim.com/NZ/EN/id/1610647372/mod/gnm50/page/editorial.html>

【国際 71】ノースカロライナ州気候変動の助言グループ、州の温室効果ガスの排出にキャップを推奨

米国のノースカロライナ州の気候変動に関する助言グループである North Carolina Climate Action Plan Advisory Group (CAPAG) は 1 月 22 日、中間レポート「NC Legislative Commission on Global Climate Change」を発表した。この中で CAPAG は、現在他の州が温室効果ガスの排出にキャップをかけているように、ノースカロライナ州も国レベルでのキャップに備えるために、および、増大するエネルギー需要と温室効果ガスの排出を切り離すために、温室効果ガスの排出に制限をかけるための自主的なゴールを設けることを推奨している。

North Carolina Climate Action Plan Advisory Group、CAPAG のページ（NC LCGCC Recommendations を選択ください）：

<http://www.ncclimatechange.us/capag.cfm>

【国際 72】ニュージーランド首相、民間セクターにおける炭素取引体制の開発着手を表明

ニュージーランドのヘレン・クラーク首相は 2 月 13 日、国会で持続可能な未来についてのスピーチを行い、同国の経済、環境、文化、生活の過ごし方における長期的な戦略の必要性を述べた。クラーク氏は、資源利用と生活の過ごし方において、さらなる持続可能性への取り組みなしでは環境へのダメージだけでなく経済にも甚大なリスクをもたらすという見解を示し、これに取り組む必要性を強調した。この中で産業部門の持続可能性をサポートするための一つとして、民間セクターにおける炭素取引体制の開発に着手し、それらが効果を発揮するためにはどのような法律と規制の変更が必要とされるのかについて検討していくとしている。

beehive.govt.nz、Latest Speeches (2 月 13 日付) 「Prime Minister' s Statement to Parliament」のページ：<http://www.beehive.govt.nz/ViewDocument.aspx?DocumentID=28357>

【国際 73】オーストラリア首相、炭素の価格付けを含めた市場メカニズムの重要性に言及

オーストラリアのジョン・ハワード首相は 2 月 5 日、週間ラジオメッセージで気候変動をテーマに語った。ハワード氏によれば、オーストラリアは地球全体の排出にはほとんど貢献していないものの、他の国と同様に、その問題に取り組む役割を担う責任があると述べている。また、オーストラリアに不公平な計画に同意することによって、鉱山業や電力供給産業に従事する何千の人々を売り飛ばすようなことはしないとしつつも、「炭素価格を含む市場メカニズムは気候変動のいかなる長期的対応にも不可欠となるであろう。」と述べた。そして昨年 12 月に発足した首相直属の排出量取引についての作業グループが、2 月 7 日に提出した資料「Emissions Trading Issues Paper」を基に、地球規模での排出量取引の枠組みとオーストラリアが担いようとする役割について、検討を進めていく事を伝えた。同作業部会による報告は 2007 年 5 月 31 日に提出される予定である。

尚、オーストラリアでは昨年 8 月、国内におけるキャップ型の排出量取引のディスカッションペーパーが別の作業グループから提出されており、2007 年後半に枠組みの提案がなされる予定となっている。

Prime Minister of Australia、Weekly Radio Message (2 月 7 日付) のページ：

<http://www.pm.gov.au/media/Speech/2007/Speech23887.cfm>

Department of the Prime Minister and Cabinet、Prime Ministerial Task Group on Emissions Trading 「Issues Paper」のページ：

http://www.pmc.gov.au/emissionstrading/issues_paper.cfm

オーストラリア、National Emissions Trading Taskforce のホームページ：
<http://www.emissionstrading.net.au/>

<Carbon Tax Express> 2007年3月号 (ナンバー 0028号)

【国際 74】 欧州委員会、EU レベルの環境税の草案を今月 28 日に発表

欧州委員会は 3 月 28 日、エネルギー消費の抑制と温室効果ガスの排出削減を目的とする環境税の草案を発表する。EU は 3 月 9 日に 2020 年までに 20%の温室効果ガス排出を削減することを発表しており、環境税はその達成に向けた政策として EU レベルでの導入を目指す事としている。

EurActiv、Climate Policy Section 「EU seeks to fight climate change with taxes」 (3 月 20 日付) のページ：

<http://www.euractiv.com/en/climate-change/eu-seeks-fight-climate-change-taxes/article-162583>

【国際 75】 ドイツ、今年末までに自動車税を CO2 排出量に基づく課税方式に変更

3 月 11 日付けのドイツ環境ジャーナルが伝える所によると、ドイツは今年末までに自動車税を CO2 排出量に基づく課税方式に変更するという。これまではエンジンの排気量に応じて課税されていたが、自動車の燃料消費と道路交通からの CO2 排出量削減を目的として、このような改正を行うとしている。

ドイツ環境ジャーナル、「自動車税を今年中に排気量ベースから CO2 排出量ベースに変更」 (3 月 11 日付) のページ：

<http://blog.goo.ne.jp/madokuccia/c/757e23663bbb8fa9aeea26dcf703836c>

【国際 76】 イギリス財務省、道路税・ガソリン税引き上げを含む予算案を発表

イギリス財務省は 3 月 21 日、道路税・ガソリン税引き上げを含む 2007 年予算案を発表した。道路税については今後 3 年間で、最も大気汚染が大きな車は 400 ポンドにまで引き上げられ、大気汚染が小さな車は 35 ポンドにまで引き下げられる。また、ガソリン税は 10 月からリットルあたり 2 ペンス引き上げられ、さらに 2008 年に 2 ペンス、2009 年に 1.8 ペンス引き上げられる。この予算案は昨年提出されたスターンレビューに基づき作成されたとの事である。

HM TREASURY、「Budget 2007: report」のページ：

http://www.hm-treasury.gov.uk/budget/budget_07/report/bud_budget07_repindex.cfm

【国際 77】 アメリカ西部 5 州の知事、温室効果ガス排出削減の地域協定合意を発表

アメリカのアリゾナ州・カリフォルニア州・オレゴン州・ニューメキシコ州・ワシントン州の西部 5 州の知事は 2 月 26 日、温室効果ガス排出削減の地域協定に合意したことを発表した。

この協定では今後半年以内に 5 州の排出削減目標を設定し、18 ヶ月以内にキャップ&トレードプログラムのような市場に基づくプログラムを導入するとの事である。

西部 5 州知事によるプレスリリース

「Five Western Governors Announce Regional Greenhouse Gas Reduction Agreement」 (2 月 26 日付) のページ：

<http://governor.oregon.gov/Gov/pdf/letters/022607NGA.pdf>

OREGON.gov、プレスリリース「Governor Announces New Five State Study to Fight Climate Change」 (2 月 26 日付) のページ：

http://governor.oregon.gov/Gov/P2007/press_022607.shtml

【国際 78】 欧州理事会、中・長期の温室効果ガス排出削減目標などを発表

EU の最高意思決定機関である欧州理事会は 3 月 9 日、気候変動政策などに関する合意事項を発表した。この中で、ポスト京都議定書の枠組み構築に関して、2007 年末の国連の気候変動会議で開始し、2009 年

までに終了すべきであるとした。また気温上昇幅については、2℃以内に抑制することが重要であるとし、温室効果ガスの排出を1990年比で、2020年までに先進国全体で30%、2050年までに60～80%削減すべきであるとした。さらに2013年以降の包括的合意がなされるまでは、EU独自で、2020年までに1990年比で少なくとも20%削減するとした。

これを受け、若林環境大臣は3月13日に行われた記者会見で、発展段階の違った27ヶ国の合意を取り付けたEUに対し高い評価をすると共に、来年のG8サミットでの議長国として日本の姿勢を述べた。若林大臣によれば、日本としては、アメリカや中国などの主要排出国が協議に入ってくる大枠の枠組みを作ることが大事だという姿勢で対応するため、今、目標を定めて話を進める状況にはないとしている。EU2007. DE、プレスリリース「The Spring European Council: integrated climate protection and energy policy, progress on the Lisbon Strategy」(3月12日付)のページ:

http://www.eu2007.de/en/News/Press_Releases/March/0312AAER.html

環境省、大臣記者会見・談話等「大臣記者会見・談話等」(3月13日付)のページ:

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h19/0313.html>

【国際79】イギリス環境・食糧・農村地域大臣、排出削減目標など長期的枠組みを示す気候変動法案を発表

イギリスの環境・食糧・農村地域大臣であるデービッド・ミリバンド氏は3月13日、気候変動に取り組むための長期的な枠組みを示す気候変動法案と、それに付随する戦略を発表した。法案では、CO2の排出削減を2020年までに26%～32%削減、2050年までに60%削減という法的拘束力のある目標が示されている。その他、政府が目標を達成し、炭素予算の範囲内でやっていけるように、独立した専門的アドバイスやガイダンスを提供する、気候変動委員会という新たな法定組織の設置、などが含まれている。また、戦略ペーパーはイギリスが低炭素経済へ移行する上でのビジョンを提示する内容となっている。

DEFRA、「Draft Climate Change Bill」のページ

<http://www.defra.gov.uk/corporate/consult/climatechange-bill/>

イギリス大使館、環境・エネルギー「気候変動に取り組むための基礎を敷く新たな法案と戦略」(3月20日付)のページ:

<http://www.uknow.or.jp/be/environment/news/EN000120.htm>

【国際80】元アメリカ副大統領のゴア氏、上下両院の公聴会で炭素税導入などを提言

元アメリカ副大統領のゴア氏は3月21日、上下両院の公聴会で温暖化政策などについて提言をした。3月21日付けのニューヨークタイムズ、3月23日付けのYahooニュース(産経新聞報道より)が伝える所によれば、ゴア氏は、炭素排出への課税、石炭火力発電所新設の凍結、二酸化炭素の地中貯留技術の開発、企業の二酸化炭素排出に関する情報開示の制度化などを提言したという。

The New York Times、「Gore Warns Congress of 'Planetary Emergency」

(3月21日付)のページ:

<http://www.nytimes.com/2007/03/22/washington/22gore.html>

Yahooニュース、「ゴア氏 米議会で熱弁、「温暖化」警告」(3月23日付)のページ:

<http://movies.yahoo.co.jp/m2?ty=nd&id=20070323-00000010-san-int>

<Carbon Tax Express> 2007年4月号 (ナンバー 0029号)

【国際81】欧州委員会、環境税などの市場メカニズムを活用した環境政策を提唱するグリーンペーパーを発表

欧州委員会は3月28日、EUレベル・国レベルで、温暖化をはじめとする環境対策を進めるためのグリーンペーパーを発表した。これは、環境税、排出量取引などの市場メカニズムを用いた施策をより活用すべきであることを示した政策文書で、EU域内排出量取引制度(EU-ETS)と組み合わせたエネルギー税

のあり方などを提唱している。ペーパーで提唱された案については、7月末日までのコンサルテーション期間が設けられている。

欧州委員会、プレスリリース「Comission launches debate on further use of market-based instruments to support environment and energy related policy purposes」(3月28日付)のページ:

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/430&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

欧州委員会、「Green Paper on market-based instruments for environment and related policy purposes」のページ:

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/common/whats_new/com2007_0140en01.pdf

【国際 82】カナダの環境大臣ベアード氏、規制を含む温室効果ガスと大気汚染物質の削減に関する行動計画を発表

カナダの環境大臣ジョン・ベアード氏は4月26日、気候変動と大気汚染に取り組むための行動計画「Turning the Corner : A Plan to Reduce Greenhouse Gases and Air Pollution」を発表した。同計画では、全ての主要な産業に温室効果ガスと大気汚染物質の削減を規制により義務付け、全てのカナダ人に家庭における行動を促すための枠組みを定めている。

カナダの温室効果ガス排出は、京都議定書での目標が1990年比で6%削減であるが、現在までに30%増加している。同計画は、2006年比で、2020年までに20%、2050年までに60~70%の削減を行うとするものである。このうち、カナダ全体の温室効果ガス総排出量の50%を占める産業部門に対しては、長期的な排出削減への道筋に乗せるために、2010年より拘束力を発揮する次の目標が据えられる。既存の施設については、2006年比で、2007年~2010年の間毎年6%の削減を行うことにより2010年中に18%削減する。その後、毎年2%削減することにより2015年までに合計で26%削減する。新規施設については、3年間の猶予期間の後、毎年2%削減する。これら削減による経済への影響を最小限にするために、CDMや国内排出量取引、温暖化対策に役立つ技術に投資するファンドへの資金提供(その見返りに削減義務の一部が免除。2010~2012年は二酸化炭素1トン当たり15ドル、2013年は二酸化炭素1トン当たり20ドル、その後はGDP成長率に応じて換算)などが認められる。

大気汚染物質の削減については、2012~2015年の期間でキャップが設けられる。削減対象には、2006年比で、窒素酸化物(NOx)の40%削減、硫黄酸化物(SOx)の55%削減、揮発性有機化合物(VOCs)の45%削減、微粒子状物質(PM)の20%削減などが含まれる。大気汚染物質についても、NOxとSOxの国内排出量取引などが認められる。

同計画ではこの他、運輸部門および家庭部門における規制が示されている。行動計画についてのレビューは5年毎に、短期、中長期目標に対する評価が行われ、2012年がその初回となる。

Environment Canada、News Release「Canada's New Government Announces Mandatory Industrial Targets to Tackle Climate Change and Reduce Air Pollution」(4月26日付)のページ:

<http://www.ec.gc.ca/default.asp?lang=En&n=714D9AAE-1&news=4F2292E9-3EFF-48D3-A7E4-CEFA05D70C21>

Environment Canada、「Regulatory Framework for Air Emissions」のページ:

http://www.ec.gc.ca/doc/media/m_124/toc_eng.htm

【国際 83】日・中両政府、環境保護協力に関する共同声明を発表

日本政府および中国政府は4月11日、両国による共同声明「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」を発表した。これは先に行われた安倍首相と中国の温家宝首相による首脳会談に基づき作成されたものである。共同声明では「環境保護分野における協力の展開が両国の利益に合致するものであること、日中の戦略的互惠関係の構築に助力すること、東アジア地域及び世界の持続可能な開発を推進することに有益であることを確信し、両国の協力を一層強化して

いくことで一致した」としている。第4項目では、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「京都議定書」の枠組みの下での気候変動問題の解決に関する努力を行うという政治的決意表明、2013年以降の実効的な枠組みの構築に関する過程への積極的参加、アジア太平洋パートナーシップにおける協力及び協議を強化、などが掲げられている。

環境省、報道発表資料「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明について」（4月11日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8259>

【国際 84】日米首脳会談でエネルギー安全保障、クリーン開発、気候変動に関する共同声明に合意

安倍首相とブッシュ米大統領による日米首脳会談が4月27日に行なわれ、エネルギー安全保障、クリーン開発、気候変動に関する共同声明が合意された。声明では、日米両国は、温室効果ガスの安定化という究極的な目標にむけて引き続き取り組みを進めていくとされた。クリーンエネルギー技術については、開発・普及を促進させるために、強制力をもつ計画、インセンティブ、官-民の技術協力を含む幅広い政策手段を活用し、国内目標に取り組むために協力をしていくことが述べられている。声明ではこの他、3Rイニシアティブの目標の再確認、モントリオール議定書の履行などに触れている。日米両国は今後、日米間の温暖化防止対策に関するハイレベル協議をさらに強化させていくとしている。

The White House、「U. S. - Japan Joint Statement on Energy Security, Clean Development, and Climate Change」のページ：

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/04/20070427.html>

【国際 85】Green Budget Germany のカイ氏、EU の国境税調整を提案

Green Budget Germany のカイ・シュレーゲルミルヒ氏は、3月19日付けの GREEN BUDGET NEWS において、「国境税調整：EU が環境税制改革と温暖化防止を世界に広める方法」を掲載した。カイ氏は現状について、温暖化防止を目的としてこれまで EU 加盟国間において、エネルギー課税の調和が取り組まれたが、その歩みは遅く、地球規模のエネルギー・CO2 税については見通しすらたないという認識を示した。そこで、環境税改革と温暖化防止対策が進まない競争力維持の懸念などの要因を解決し、京都議定書を批准しなかった米国や中国などの国々を巻き込んで、地球規模で温暖化防止を進める為の方策の一つとして、国境税調整を提案している。

記事によると、国境税調整は輸入品に対しエネルギー集約度に応じて課税するというアプローチである。具体的には、その実施によって、EU と比較してエネルギー効率の低い国からの輸入品の価格が上昇し、輸出品は、製造時に EU 域内で支払った税が還付されるため、EU から高効率で生産を行う国以外の国への輸出品は有利になるという結果がもたらされる。その結果、インセンティブ・システムにスイッチが入り、例えば米国でエネルギー集約的に、非効率に生産された商品が急激に競争力を失うことになれば、自国の産業のエネルギー効率を高めて競争力を保つために、税率の上昇する環境税や排出量取引制度といった国内制度の導入を余儀なくされ、2012年以降の国際温暖化防止体制をめぐる交渉において興味深い交渉材料となるだろうとしている。

制度の導入については、研究報告や著名人の支持、フランスの対応など制度導入を肯定する動きなどを報告している。さらに、導入を行いうる政治的意思と行政的能力を備えた唯一の機関として EU 委員会をあげ、政治的なきっかけとして、2012年以降の温暖化防止制度に関する交渉や次回の EU 拡大交渉について言及している。

Green Budget Germany、「GREEN BUDGET NEWS 17 - 03/2007」のページ（5. Green Budget Reform in the EU に掲載されています）：

<http://www.foes.de/en/GBN17.php>

【国際 86】米最高裁判所、環境保護局に地球温暖化の観点から自動車排ガス規制の検討を指示

米国の連邦最高裁判所は4月2日、温室効果ガスの排出規制は政府の責任とする司法判断を下した。この裁判は、マサチューセッツ州など12の州と環境団体らが、環境保護局（EPA）に対し、大気浄化法に基づき地球温暖化の観点から自動車の排ガス規制を強化する義務があるとして起こしたものである。裁判所は判決において、環境保護局に対し排ガスの規制を検討するよう命じた。

Supreme Court of the United States、「Massachusetts v. EPA」（4月2日付）のページ：

<http://www.supremecourt.us/opinions/06pdf/05-1120.pdf>

【国際 87】全米エネルギー政策委員会、新しいエネルギー政策提案書を発表

全米エネルギー政策委員会（NCEP）は4月19日、新しいエネルギー政策提案書を発表した。NCEPとは、産学官のエネルギー専門家20名からなる、米国政府にエネルギー政策について助言する超党派のグループである。提案書では、以前提唱していた温室効果ガスのキャップ&トレードプログラムを改訂し、これまで以上に削減効果が見込める政策案を提示している。2012年を開始年として、年4%の自動車燃費の向上、2020年までに15%を目標とした連邦レベルでの再生可能エネルギー目標設定などが含まれる。市場メカニズムを活用して、2030年までに2006年比で15%の温室効果ガス削減を目指す。

全米エネルギー政策委員会、プレスリリース「Energy Commission Proposes Plan to Cut Total U. S. Climate Emissions in First Year of Program」（4月19日付）のページ：

http://www.energycommission.org/files/contentFiles/NCEP_press_release_Recommendations_April_2007_final_46276b36a2f68.doc

全米エネルギー政策委員会、政策提案書「Energy Policy Recommendations to the President and the 110th Congress」のページ：

http://www.energycommission.org/files/contentFiles/NCEP_Recommendations_April_2007_46276d00b874c.pdf

【国際 88】IPCC 第2作業部会、第4次評価報告書政策決定者向け要約を発表

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第2作業部会は4月6日、「第4次評価報告書第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）の政策決定者向け要約（SPM）」を発表した。同報告書は、気候変化が自然と社会に与える「影響」と、その変化に対する自然と社会の「適応能力」、「脆弱性」の3分野を対象とするものである。前回の第3次評価報告では、気候変化による影響に関して地域的・部分的なものに留まっていたが、今回の第4次評価報告では、気候変化が世界中で自然と社会に影響を及ぼしていることが明らかになったと報告している。SPMでは、既に生じている主要な影響として、氷河湖の増大や生態系の変化、春季現象の早期化、熱波による感染症リスクなどを挙げている。

気温上昇が2〜3℃以上である場合には、すべての地域は正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかを被る可能性が高いという。気候変化に対する現状の適応策の不十分さに言及した上で、今後、適応策と緩和策を組み合わせることで気候変化に伴うリスクを軽減することができるとしている。

尚、4月30日〜5月3日にはタイのバンコクにおいて、第3作業部会専門家会合が開催された後、第3作業部会報告書（気候変化の緩和）政策決定者向け要約が発表される。

IPCC、「第4次評価報告書第2作業部会報告書政策決定者向け要約」のページ：

<http://www.ipcc.ch/SPM6avr07.pdf>

IPCC、ホームページ：<http://www.ipcc-wg2.org/>

環境省、「第4次評価報告書第2作業部会報告書政策決定者向け要約 環境省仮訳」のページ：

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/spm_interim-j.pdf

<Carbon Tax Express> 2007年5月号（ナンバー 0030号）

【国際 89】IPCC、第四次評価報告書第三作業部会報告書の政策決定者向け要約を発表

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は5月4日、第四次評価報告書第三作業部会報告書（気候変動の緩和策）の政策決定者向け要約（SPM）を発表した。「B. 温室効果ガス排出量の動向」では、世界の

排出量は追加的な気候変動イニシアティブを含まない場合、今後 20～30 年間増加し続けるとの事である。一方で、長期的な緩和策を講じた場合、産業革命以前と比べ気温上昇を 2～2.4℃（温室効果ガス濃度を CO2 換算で 445～490ppm）に抑えるには、2050 年時点で CO2 排出量を 2000 年比で 50～85%削減しなければならない。また、2.4～2.8℃（同 490～535ppm）に抑えるには、CO2 排出量を 30～60%削減しなければならないとしている。

「E. 気候変動緩和のための、政策、措置、手法」では、炭素税や排出量取引、自主協定などについて言及されており、それらには以下のものが含まれる。「税金および課徴金は炭素価格を設定できるが、特定の排出レベルを保証することはできない。文献では、GHG 排出コストを内在化させる効率的な方法として税金を挙げている。」「排出権取引制度は炭素価格を確立する。認められた排出枠の量が、その環境効果を決定し、一方、排出枠の割当は分配上の影響結果をもたらす。炭素価格の変動は、排出枠を遵守するための合計コストの推計を困難にする。」「産業界と政府の自主協定は政治的に魅力ある政策で、利害関係者間の意識を向上させ、多くの国内政策の進展に一定の役割を果たしてきた。大半の協定は、ビジネスアズユージュアル以上の大幅な排出削減をもたらしてはいない。しかし、2～3 の国における最近の協定では、利用可能な最善の技術の採用を早め、明確な排出削減をよんだ。」「いくつかの企業、地方および地域の当局、NGOs、市民グループは、広範な自主的行動を採用している。これらの自主的行動は GHG 排出量を制限し、革新的な政策を促進し、新技術の普及を進める可能性がある。ただ自主性に任せるなら、国レベルあるいは地域レベルの排出量に与える影響が限られたものとなるのが通常である。」

IPCC、Working Group III Report “Mitigation of Climate Change「SUMMARY FOR POLICYMAKERS」のページ：

<http://www.ipcc.ch/SPM040507.pdf>

財団法人地球産業文化研究所、「第四次評価報告書：気候変動 気候変動の緩和策（2007/5）GISPRI：SPM」（SPM 仮訳）のページ：

[http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/070515IPCCWG3-SPM\(GISPRI\).pdf](http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/070515IPCCWG3-SPM(GISPRI).pdf)

【国際 90】G8 財務相会合の共同声明、エネルギー安全保障の確保と気候変動への対応で、税・排出権取引を含む市場原理に基づく政策を提唱

主要 8 カ国（G8）財務相会合では 5 月 19 日、共同声明を発表した。共同声明ではエネルギー安全保障の確保と気候変動への対応について言及がなされており、「エネルギー効率」と、再生可能エネルギー・原子力などの先進エネルギー技術を含みうる「エネルギーの多様化」の促進が重要であるとの考えが示されている。全ての国にとって気候変動の緩和と必要な適応の促進を追求する事が特に重要であるとし、エネルギー政策の枠組は、税や排出量取引を含みうる「市場原理に基づく政策によるべき」としている。そのような政策の目的は「行動のコストを最小化し、全ての関係者に既存の低炭素技術の活用や革新的技術の開発への投資へのインセンティブを与えるため」で、設計に当たっては「統合された市場の恩恵を生かしつつ、各国の個別事情に見合うよう実効的に設計されるべき。」としている。

尚、3 月に行われた G8 環境相会合の議長総括文書では、気候変動問題への取り組みについて、「排出権取引、基準、税、自主的取組といった様々な手段が必要であることについて合意した。温室効果ガス排出の必要な削減のための効果的かつ強力な手段として市場メカニズムの重要な役割を評価した。」と述べられている。

財務省、「サミット財務大臣会合声明のポイント」（5 月 19 日付）のページ：

<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/su190519.pdf>

University of Toronto G8 Information Center、「Pre-Summit Statement by G8 Finance Ministers」

（5 月 19 日付）のページ：

<http://www.g8.utoronto.ca/finance/g8finance-statement.pdf>

環境省 HP 内、「G8 環境大臣会合議長総括（和訳）」のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9470&hou_id=8285

【国際 91】ドイツ環境大臣ガブリエル氏、2020 年までに 1990 年比で温室効果ガス排出を 40%削減を目指す計画を発表

ドイツの環境大臣ガブリエル氏は 4 月 26 日、2020 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 40%削減することを目指す計画「Climate Agenda 2020: Restructuring Industrial Society」を発表した。これは今年 3 月に EU が 2020 年までに温室効果ガスを 90 年比で 20%削減（先進国間で合意がある場合には 30%削減）を行うとした決定を受けてのものである。同計画で掲げられた目標を達成するために、「発電所の改修」、「コージェネレーションシステムのシェアの倍増」、「再生可能エネルギーによる発電シェアを 27%まで引き上げ」、「電力需要におけるエネルギー効率の改善」、「建築物の改修と、効率的な暖房設備および生産過程によるエネルギー消費量の削減」、「再生可能エネルギーによる発熱」、「交通部門における効率改善と再生可能エネルギーの活用」、「非エネルギー起源 CO2 への取組」に取り掛かるとしている。これらに加え、研究開発費の増額を行うこと、原子力発電の段階的廃止を想定していること、個人の取組も重要であること、などの記述もされている。

Federal Environment Ministry、「Climate Agenda 2020: Restructuring Industrial Society」のページ：

http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/climate_agenda2020.pdf

<Carbon Tax Express> 2007 年 6 月号（ナンバー 0031 号）

【国際 92】スイス、2008 年から炭素税の導入を決定

スイス連邦政府は 6 月 28 日、2006 年の燃料からの CO2 排出量が、炭素税導入を行わない条件である 1990 年比 6%削減に満たない 4.6%削減であったことを踏まえて、2008 年 1 月から炭素税を導入することを決定した。炭素税の仕組みは以下の通り。

この税は CO2 排出量に応じて次の 3 段階で導入される。

1. 2006 年の燃料からの排出量が、1990 年比で 6%以上削減されていない場合には、2008 年から CO21 トンあたり 12 フランの課税
2. 2007 年の燃料からの排出量が、1990 年比で 10%以上削減されていない場合には、2009 年から CO21 トンあたり 24 フランの課税
3. 2008 年の燃料からの排出量が、1990 年比で 13.6%以上削減されていない場合またはそれ以降の各年において 14.25%以上削減されていない場合には、2010 年から CO21 トンあたり 36 フランの課税

2008 年に導入されると、税収は、初年に 2 億 2 千万フラン、2010 年までに 6 億 5 千万フランと予想されている。（※1 スイスフランは約 101 円）

スイスの炭素税は税収中立型でインセンティブ手段として位置づけられている。税収は、国民に対しては健康保険料を通して、企業に対しては年金保険料の対象となる賃金に応じて返される。

企業への免税措置も織り込まれている。2007 年 9 月 1 日までに、スイス連邦政府と取り決めを結び、連邦環境局に CO2 排出削減の提案を提出し登録された企業は、免税されることになる。

NZZ Online、「CO2 tax to put Swiss on Kyoto target」（6 月 28 日付）のページ（英語のニュース）：

<http://www.nzz.ch/2007/06/28/eng/article7972950.html>

スイス連邦環境局、6 月 28 日のニュースリリースのページ（独・仏・伊語が画面右上のボタンで切り替え可能です。）：

<http://www.bafu.admin.ch/dokumentation/medieninformation/00962/index.html?lang=it&msg-id=13369>（伊語）

スイス連邦環境局、3 月 20 日のニュースリリースのページ（独・仏・伊語が画面右上のボタンで切り替え可能です。）：

<http://www.bafu.admin.ch/klima/03449/03771/index.html?lang=it>（伊語）

【国際 93】カナダのケベック州、10月からの炭素税導入を発表

カナダのケベック州は6月7日、今年10月からの炭素税導入を発表した。同日付けのREUTERSなどが伝える所によれば、炭素税はエネルギー生産・卸売り・精製を行う、約50の企業を対象に課せられる。課税はガソリン1リットルあたり0.8セント、ディーゼル燃料1リットルあたり0.9セント、軽油1リットルあたり0.96セント（これらは炭素1トンあたり8ドルと同水準）で、税収は約2億ドルと見込まれている。得られた税収は州の温室効果ガス削減や公共交通を改善する計画への資金に回されるとの事である。（※全てカナダセント・ドルで表記、1カナダドルは約114円）

REUTERS、「Quebec to apply Canada's first carbon tax」（6月7日付）のページ：

http://today.reuters.com/news/articleinvesting.aspx?type=bondsNews&storyID=2007-06-07T203410Z_01_N07164342_RTRIDST_0_CANADA-QUEBEC-CARBON.XML

【国際 94】中国、燃料税改革などを含む気候変動計画を発表

中国国務院は6月4日、気候変動への今後の取り組みをまとめた計画「China's National Climate Change Programme」を発表した。これは、政府が2010年までに気候変動問題に取り組むための、目標、土台となる原則、鍵となる領域、政策、手法について述べたものである。目標の一つには、温室効果ガス排出の抑制のため、GDPあたりのエネルギー消費を2010年までに20%削減することが掲げられた。同計画の中には、経済的手法に関連した具体的取組として、「省エネ型で環境にやさしい輸送手段の開発と、燃費の悪い輸送手段の排除を加速させるため、財政および税政策の研究を進め、適切な時期に燃料税改革を実施する」、「気候変動に関する普及啓発のため市民と企業による気候変動問題への参加を奨励するためのインセンティブメカニズムが構築されるべきである」、「CDM事業によりCER（認証排出削減量）の移転による利益比率に応じて課税し、その収入により気候変動への取り組みを支援するためのCDM基金を創設する」などが盛り込まれている。

中国国務院、「China's National Climate Change Programme」のページ：

<http://en.ndrc.gov.cn/newsrelease/P020070604561191006823.pdf>

【国際 95】中国、2006年度世界最大のCO2を排出

オランダの政府系研究機関Netherlands Environmental Assessment Agency (MNP)は22日、2006年のCO2排出で、中国が米国を抜いて最大の排出国になったことを発表した。これによれば、中国のCO2排出量は2005年度にはアメリカを2%下回っていたが、2006年にはCO2排出量はアメリカのそれを8%上回ったという。

また、2006年の化石燃料消費による世界のCO2排出量は、2005年より2.6%増加した。この主な原因は世界の石炭の消費量の4.5%増にあり、このうち3分の2以上は中国によるものであるという。化石燃料による世界のCO2排出は、1990年から2006年にかけて、35%強増加したとのことである。

Netherlands Environmental Assessment Agency、「China now no.1 in CO2 emissions; USA in second position」のページ：

<http://www.mnp.nl/en/dossiers/Climatechange/moreinfo/Chinanowno1inCO2emissionsUSAinsecondposition.html>

【国際 96】ブッシュ米大統領、2012年以降の新たな枠組みに向けた主要排出国会議の開催を表明

ブッシュ米大統領は5月31日、演説の中で2012年以降の地球温暖化防止対策に向けた新たな枠組みについて触れ、中国やインドなどの発展途上国も含めた主要排出国による会議を2008年末までに開催することを表明した。新たな枠組みを形成するにあたっては、各国毎の中長期目標の設定とともに、主要排出国が協力して長期的な目標を打ち立てていくことが必要だとしている。

また、同日ホワイトハウスから発表されたファクト・シート「A New International Climate Change Framework」では、技術開発が地球温暖化に対処するうえで最も大きな役割を果たすとし、今後も再生可能エネルギーやハイブリッド技術、原子力発電などの技術開発を促進させることを強調した。また、発

展途上国への技術移転も積極的に行うとしており、そのために環境技術に関する関税障害をなくす必要があるとしている。

The White House、「President Bush Discusses United States International Development Agenda」(5月31日付)のページ:

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/05/20070531-9.html>

The White House、「Fact Sheet: A New International Climate Change Framework」(5月31日付)のページ:

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/05/20070531-13.html>

【国際 97】G8 議長総括、税制上のインセンティブを含む市場メカニズムの重要性について言

ドイツ・ハイリゲンダムで開催された G8 では 6 月 8 日、気候変動に言及した内容を含む議長総括を採択した。参加国は気候変動に対し「緊急に協調的な行動が必要であると確信し、気候変動の取組において、指導的役割を示すべき我々の責任を受け入れる。」という認識で一致した。CO2 排出削減の地球規模の目標を定めるにあたっては、「2050 年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ、及び日本による決定を真剣に検討する。」ことで合意した。また、排出量取引制度または税制上のインセンティブを含む市場メカニズムは、技術、エネルギー効率と共に「気候変動を抑える鍵である。」と位置付けられた。

外務省、G7/G8 議長総括(仮訳)(ハイリゲンダム、平成 19 年 6 月 8 日)のページ:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/heiligendamm07/g8_s_gs.html

【国際 98】オーストラリア首相直属のタスクフォース、ハワード首相に排出権取引の導入を提言

オーストラリア首相直属のタスクフォースは 5 月 31 日、ジョン・ハワード首相に対し、国内でのキャップ&トレード方式の排出量取引制度を 2011 年までに開始するよう促す内容の報告書「REPORT OF THE TASK GROUP ON EMISSIONS TRADING」を提出した。これは、京都議定書第一約束期間後の国際的な枠組みをも視野に入れ提言したものである。提言によると、国内排出量取引制度は全ての温室効果ガスを対象としており、農業や土地利用等の例外を除いて、全セクターと吸収源をカバーする。対象となるのは、一定規模以上の排出をしている大型施設からの直接排出と、家庭部門や交通部門等のエネルギー小口排出源への上流燃料供給者である。割当は、1 年ごとに無償割当とオークションによって行われる。クレジット価格の安弁を備える他、他の国際的な排出量取引制度やオフセットスキームとリンクさせる。化石燃料資源に依存するオーストラリア経済が国際競争力を失わない形で、温室効果ガス削減の実行を目指すものである。

Australian Government Prime Ministerial Task Group on Emission Trading、「REPORT OF THE TASK GROUP ON EMISSIONS TRADING」のページ:

http://www.pmc.gov.au/publications/emissions/docs/emissions_trading_report.pdf

<Carbon Tax Express> 2007 年 7 月号 (ナンバー 0032 号)

【国際 99】ブラウン英国首相とサルコジ仏国大統領、環境配慮型商品への付加価値税率の軽減を欧州委員会に提案

ブラウン英国首相とサルコジ仏国大統領は 7 月 20 日、パリで行われた記者会見において、環境に配慮した商品に対する付加価値税率を引き下げる提案を欧州委員会と欧州金融閣僚理事会(European Council of Finance Ministers)に対して行うことを発表した。記者会見の中で、ブラウン首相は、「環境配慮型の商品を求める人々に対して新たなインセンティブを与える時期に来ており、もう待つことはできない」と述べ、省エネルギー商品の購入を拡大させるためには市場メカニズムを利用することが必要だとの見解を示した。また、サルコジ大統領も「汚染物質を多く排出する自動車が環境に配慮した自動車よりも安価だというのは不適切」と述べた。

10 Downing Street、「Press Conference with the French President in Paris」(7月20日付)のページ:

<http://www.number-10.gov.uk/output/Page12581.asp>

【国際 100】OECD、「中国の環境パフォーマンスレビュー」で環境関連税の再構築を勧告

経済協力開発機構(OECD)は7月17日、「中国の環境パフォーマンスレビュー」を発表した。このレビューでは、中国での環境汚染対策が依然として不十分であることを示し、51の勧告を提示している。気候変動問題関連では、勧告の中で「気候変動に関する総合的な国家計画」の作成を求めるとともに、「エネルギーや水、その他の資源に対する安い価格設定は是正する必要がある」として、希少性に応じて資源価格の値上げを行い、環境関連税の再構築を促す勧告を出した。ただし、価格上昇に伴う貧困層への影響を緩和するメカニズムも検討するよう同時に求めている。また、「汚染者負担原則」の完全実施によって環境財源の拡大と多様化を図るとともに、公的環境支出の効率化と実効性の向上を求めた。

OECD 東京センター、「中国の環境パフォーマンスレビュー」(7月17日付)のページ:

http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/enviroment_pdf/20070717chinareviewa.pdf

OECD、「Environmental Performance Review of China」(7月14日付)のページ:

<http://www.mainichi-msn.co.jp/science/env/news/20070718k0000m030112000c.html>

【国際 101】オーストラリアの石油会社最大手 Caltex 社、運輸部門に対する炭素税導入を支持

オーストラリアの石油会社最大手の Caltex 社は、同社が発行している「The Star (6-7月号)」の中で地球温暖化問題を取り上げ、「CO2 排出量をコントロールするために価格メカニズムの導入を支援していく」ことを示した。同刊行誌で Caltex 社は、排出量取引では価格が不安定になる可能性があり、価格が固定される炭素税のほうが望ましいと述べている。また、簡素性、透明性、確実性などの点からも有効な手段であるとしている。同社のマネージング・ディレクターである Des King 氏は、「石油会社にとっては排出量取引のほうが望ましいが、運輸部門に関しては炭素税のほうが適切だろう」とコメントしている。

Caltex、「The Star: Caltex tackles climate change」(2007年6-7月号)のページ:

<http://www.caltex.com.au/assets/community/Star37CoverStory.pdf>

Caltex、「Caltex Talkingpoint」(2007年6月公表)のページ:

<http://www.caltex.com.au/assets/community/ClimateChangeTalkingPoint.pdf>

【国際 102】英国コンサルティング会社 Pricewaterhouse Coopers UK 社、英国企業を対象に温暖化対策のアンケート調査を実施

英国コンサルタント会社の Pricewaterhouse Coopers UK (PwC) 社は7月5日、英国企業を対象に実施した温暖化対策に関するアンケート調査の結果を公表した。調査を実施した企業のほとんどは温暖化対策の重要性を示したものの、政府の政策には公平かつ安定的な枠組みが必要だとしている。多くの企業から、政策の有効性に関する確証を得たいという意見が出され、また、温暖化政策における省庁間や英国政府と EU 間の協力体制を明確にするよう求めている。

英国政府が実施している経済的手段に関しては、67%の企業が環境負荷のシグナルとして効果的であるとしたものの、約半数の企業は現在の政策が大きな行動変化に結びついていないとの回答が出された。環境税については、66%の企業が環境税をカーボン・ニュートラル奨励のために活用することは望ましいと回答している。

Pricewaterhouse Coopers UK、「Saving the planet - can tax and regulation help?」(7月5日付)のページ:

<http://www.pwc.com/extweb/insights.nsf/docid/EE10562E63A13CC78025730E00334F51>

<Carbon Tax Express> 2007年8月号 (ナンバー 0033号)

【国際 103】ウーラス英国環境大臣、気候変動税減免措置をほぼ全ての施設で更新と報告

ウーラス英国環境大臣は7月26日、気候変動協定（Climate Change Agreements）によるエネルギー集約型産業部門でのCO2排出削減が引き続き進んでおり、気候変動税の減免措置もほとんどの施設で更新されたと議会で報告した。

気候変動協定は、英国政府と51のエネルギー集約型産業部門との間で自主的に締結されている協定であり、約1万施設をカバーしている。事業者がエネルギー効率目標や排出削減目標を達成した場合には、気候変動税率の80%の減免措置が受けられることになっている。

7月に公表された気候変動協定の第3次評価報告書では、「1. 部門別ベースラインと比較して、年間1640万トンのCO2削減がなされた」、「2. 49部門中32部門で完全に目標が達成された」、「3. 42部門における全ての施設で気候変動税の減税措置が更新された」、「4. 99%の施設（9830施設）が目標を達成し、気候変動税の減税措置が更新された」等の結果が示されている。

DEFRA、News Release「Government and business working together to cut emissions: Woolas」（7月26日付）のページ：

<http://www.defra.gov.uk/news/2007/070726b.htm>

「Climate Change Agreements: Results of the Third Target Period Assessment」（7月付）のページ：

<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/business/cc1/pdf/cca-jul07.pdf>

【国際 104】スイス環境大臣 Leuenberger 氏、京都議定書後の炭素税拡大を支持

8月16日付のswiss infoの記事によると、スイスの環境大臣 Moritz Leuenberger 氏は、2012年から既存炭素税を拡大することによって、京都議定書後に年間1.5%の排出削減が見込めると述べた。

Leuenberger 氏は、炭素税の方が技術規制よりも柔軟性があるとして炭素税拡大を支持しており、税率を最大で1t-CO2当たり200スイスフラン（1スイスフランは約95円、8月29日現在）とする可能性も示唆している。また、税收の90-95%を国民に還元し、一部を温暖化対策に充てるとしている。スイス環境局は、技術規制で炭素税と同程度の削減効果を得るためには、極めて厳しい規制が必要だろうと述べた。swiss info、「Leuenberger pushes for post-Kyoto carbon tax」（8月16日付）のページ：

http://www.swissinfo.org/eng/internal_affairs/detail/Leuenberger_pushes_for_post_Kyoto_carbon_tax.html?siteSect=1511&sid=8110997&cKey=1187345169000&ty=st

Point Carbon、NEWS「スイス環境庁、気候税の拡大を要請」（8月16日付）のページ：

<http://www.ghg.jp/pointcarbon/news/index.html>

【国際 105】コノートン米国大統領府環境評議会議長、ポスト京都は中国・インドを含めた枠組みを強調

ジェームス・コノートン米国大統領府環境評議会議長は8月7日、「気候変動に関する日米ハイレベル会合」前日に在日米国大使館で行われた記者会見において、京都議定書後の枠組みに対する見解を示した。コノートン氏は、現在の京都議定書の枠組みが機能していないのは、アメリカやオーストラリアの不参加によるものではなく、将来の温室効果ガス排出の大半を占めると予想される途上国・経済新興国が参加していないことに原因があると指摘。次期枠組みでは、中国やインドなどを含めた主要排出国全体をほぼカバーする形で実施することが重要だと述べた。

また、削減方法としては、各国毎に部門別で削減目標を設定する「セクター別アプローチ」を示唆し、日本の自主行動計画をセクター別手法の成功例として評価した。

在日米国大使館、「President's Environment Advisor Speaks at Tokyo Press Conference」（8月7日付）のページ：

<http://japan.usembassy.gov/e/p/tp-20070807-79.html>

【国際 106】UNFCCC 事務局長デ・ブア氏、国連会議にて国際共通炭素税について懐疑的な見解

気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）事務局長アイボ・デ・ブア氏は8月2日、国連の気候変動に関する会議において、国際共通炭素税について、個人的には懐疑的であるという見解を示した。デ・ブア氏は国連主導の国際共通炭素税には国際的な合意形成に時間がかかり、実行に移すにはさらに時間を要するとしている。一方、国内炭素税については、税収は予測可能であるが、排出削減効果は予測できないと述べた。また、キャップ&トレード型の排出量取引は、明確な排出枠を設定することによって企業の投資判断を容易にするとして支持する考えを示した。

Reuters、「U.N. climate chief skeptical about global carbon tax」（8月2日付）のページ：
<http://in.reuters.com/article/worldNews/idINIndia-28774420070801?pageNumber=1>

<Carbon Tax Express> 2007年9月号（ナンバー 0034号）

【国際107】中国・国家環境保護総局の潘岳副局長、環境税を含めた環境経済政策の構想を表明

人民網日本語版（9月11日付）の記事によると、中国・国家環境保護総局の潘岳副局長は9月9日、第12回「緑色中国フォーラム」において、中国における環境経済政策システムの構想を明らかにした。潘副局長の示した環境経済政策の7分野は以下の通り。「1. 環境税」、「2. 環境に配慮した価格・費用徴収」、「3. グリーン資本市場」、「4. エコロジー補償」、「5. 汚染物質排出権取引」、「6. グリーン貿易」、「7. グリーン保険」。潘副局長は、「今後1年以内いくつかの政策を打ち出し、2年以内に主要な政策モデル事業を完了させ、4年以内に中国の環境経済をめぐる政策システムを基本的に形成することを目指す」と発言した。

また、日中経済通信（9月11日付）の記事によると、「1つの部門または1つの地域の利益のために、より大きな公共利益のための政策の実施が妨げられることはない」とも強調したという。

さらに、第一財經日報によると、中国・財政部税政司の史耀斌司長は、「中国自動車産業発展国際フォーラム（9月8-9日）」において自動車産業の環境に与える影響を指摘し、財政部として省エネ・環境保護型の自動車開発の促進のために、自動車関連税制の導入を検討していると発言したとのこと。

人民網日本語版、「環境経済政策を形成へ、税金・価格など7方面で構成」（9月11日付）のページ：
http://j.peopledaily.com.cn/2007/09/11/jp20070911_76671.html

人民網日本語版、「財政部、燃油税「適当な時期に導入」（9月13日付）のページ：
http://j.peopledaily.com.cn/2007/09/13/jp20070913_76793.html

日中経済通信、「環境経済政策システム研究に着手 環境税など7分野で構成」（9月11日付）のページ：

http://www.newschina.jp/news/category_1/child_5/item_6150.html

【国際108】潘基文国連事務総長、2012年以降の枠組みに向けた国際交渉に尽力するよう各国に要請

潘基文国連事務総長は9月24日、ニューヨークで開催された気候変動に関する国連ハイレベル会合の議長総括において、今後の国際交渉で2012年以降の枠組み形成に努力するよう各国に呼びかけた。潘事務総長は、多くの参加国から法的拘束力を持つ目標が求められたことや、「2050年までに温室効果ガス排出半減」、「気温上昇を2℃以内に抑制」が多く言及されたことを指摘し、「更なる議論を進める必要があり、バリの会議後に主要交渉課題として大きく取り上げられることになるだろう」と述べた。また、同会議に出席したIPCC議長のパチャウリ氏は、適応策（adaptation）だけでは不十分だとして、短期的な緩和策（mitigation）促進の必要性を強調。「早期に行動を起こせば、経済的にもコストが少なく済む」と述べ、各国リーダーに温室効果ガス削減に向けた早急な行動を呼びかけた。

なお、日本からは森喜朗元首相が出席。「美しい星50」等の日本での取組みや省エネ技術を通じた国際協力をアピールするとともに、来年のG8サミットの開催国として主要経済大国と気候変動に関する議論を強めていくことを表明した。

UN Headquarters、「The Future in our Hands: Addressing the Leadership Challenge of Climate Change 「Chair's Summary」（9月24日付）のページ：

<http://www.un.org/climatechange/2007highlevel/summary.shtml>

UN Headquarters、Statements and Webcast (Adaptation) 「Permanent Mission of Japan to the United Nations」 (9月24日付) のページ :

<http://www.un.org/webcast/climatechange/highlevel/2007/pdfs/japan-eng.pdf>

UN News Centre、「UN climate change expert stresses dangers of inaction」 (9月24日付) のページ :

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=23936&Cr=climate&Cr1=change>

【国際 109】米国ブッシュ大統領、「経済成長を妨げない形での温室効果ガス削減」を強調

米国ブッシュ大統領は9月28日、ワシントンで開催された気候変動・エネルギー安全保障に関する主要経済国会議において演説を行い、「経済成長を妨げない形で温室効果ガスを削減していく」ことを強調した。ブッシュ大統領は、気候変動に対処するためには世界各国の協力が重要だとした上で、温室効果ガス削減に向けた新たな国際的アプローチを切り開いていくことを確認した。また、長期目標を設定した後は、各国の事情に応じて独自に削減戦略を策定して排出削減を進めていくことになる述べた。

気候変動に対処する手段としては、「クリーンエネルギー開発」が重要だと指摘。ブッシュ大統領は、クリーン石炭技術や原子力発電、再生可能エネルギー等を推進する旨を表明し、途上国も含めた世界全体での技術開発・普及促進を訴えた。具体的には、「途上国での技術普及を目指した「クリーン技術基金」の設立」や「クリーンエネルギー商品・サービスに対する関税・非関税障壁の撤廃」等を提案している。今後は、長期目標や新たな国際的アプローチ等を議論するため、来年の夏までに首脳級会合を開催するとした。

The White House、「President Bush Participates in Major Economies Meeting on Energy Security and Climate Change」 (9月28日付) のページ :

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/09/20070928-2.html>

The White House、「Fact Sheet: Toward a New Global Approach to Climate Change and Energy Security」 (9月28日付) のページ :

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/09/20070928-1.html>

【国際 110】APEC、「気候変動・エネルギー安全保障・クリーン開発に関するシドニーAPEC首脳宣言」を採択

アジア太平洋経済協力会議 (APEC) は9月9日、「気候変動・エネルギー安全保障・クリーン開発に関するシドニーAPEC首脳宣言」を採択した。宣言では、今年12月にインドネシア・バリで開催予定の気候変動枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合 (COP13/MOP3) において、2012年以降の新たな枠組みづくりに積極的に取り組むことが確認された。また、同宣言内で示された行動計画 (APEC Action Agenda) では、努力目標として「2030年までにエネルギー原単位を2005年比で25%以上改善」、「2020年までに森林面積を最低2000万ha増加」させることで一致。その他、エネルギー技術協力や森林管理・再生に関するアジア太平洋ネットワークの設立などが決定された。

APEC Australia 2007、「Sydney APEC Leaders' Declaration on Climate Change, Energy Security and Clean Development」 (9月9日付) のページ :

http://www.apec2007.org/apec.aspx?inc=lw/lw_syd_dec

<Carbon Tax Express> 2007年10月号 (ナンバー 0035号)

【国際 111】カナダ・ケベック州、カナダ初の炭素税を導入

カナダ・ケベック州は10月1日、同国初の炭素税を導入した。税率は、ガソリン1リットル当たり0.8セント、ディーゼル燃料1リットル当たり0.9セント、光熱用油1リットル当たり0.96セント、石炭

1 トン当たり 8 ドルとなっている。税収は年間 2 億ドル程度になると見込まれ、ケベック州の「グリーンプラン」に活用されるとのこと。この炭素税導入により、電力業者やエネルギー集約型企業の約 50 社が影響を受けることになる。

ロイター紙の記事（10 月 1 日付）によると、カナダセメント協会会長の Pierre Boucher 氏は、同紙インタビューに対し、「カナダ国内やアメリカ、海外に対する我々の国際競争力を不安定にする」として炭素税導入の影響を危惧しており、ケベック・エネルギー委員会も州政府に対して法律改正を求めているとのこと。

また、Associated Press の記事（10 月 2 日付）によると、カナダ東部のカナダ石油製品協会副会長 Carol Montreuil 氏は税負担に関して、「企業が負担するのか、価格に転嫁されるのかは不明確」としており、税負担が消費者にまで及ぶのかは現時点では不明となっている。

なお、通貨単位はすべてカナダドル。1 カナダドル≒119.9 円（10 月 30 日時点）

Reuters UK、「UPDATE 1-Quebec introduces carbon tax, Canada CEOs urge more」（10 月 1 日付）のページ：

<http://uk.reuters.com/article/oi1Rpt/idUKN0144644620071001>

Associated Press、「Quebec Sets Carbon Tax on Energy Cos.」（10 月 2 日付）のページ：

<http://ap.google.com/article/ALeqM5i1SMd40iGt4HHZ8MGKDPdFrDI-oAD8S192Q00>

【国際 112】サルコジ仏国大統領、フランス国内での炭素税導入を示唆

AFP 通信の記事（10 月 26 日付）によると、フランスのサルコジ大統領は 10 月 25 日、環境政策に関するフォーラムの最終日に、フランス国内で炭素税を導入することを示唆した。サルコジ大統領は、「化石燃料を含めた、汚染に対する課税を強化し、労働に対する課税を緩和するため、国内税制を大きく変える必要がある」と述べた上で、税収中立に配慮しながら、労働課税の軽減の代わりに「気候エネルギー税」を導入していく考えを示したという。

また、サルコジ大統領は、EU に対して京都議定書に批准していない国からの輸入品に課税を行うことを検討するよう促すとともに、新たな高速道路・飛行場建設の凍結や、モーダルシフトの促進、大規模農家における農薬使用削減など、多岐にわたる方針を表明している。

AFP、「Climate change: Sarkozy backs carbon tax, EU levy on non-Kyoto imports」（10 月 26 日付）のページ：

<http://afp.google.com/article/ALeqM5gx9Wyu07XJiydxsqseJmVdX3-MoQ>

【国際 113】スペイン、2008 年から CO2 排出に応じた自動車グリーン税制を導入

ポイントカーボン（10 月 8 日付）とロイター紙（7 月 20 日付）の記事によると、スペイン政府は、10 月上旬に議会で大気規制に関する法案が承認されたことから、2008 年から CO2 排出が少ない自動車に対して新車購入時の登録税を軽減することを決定した。これにより、自動車購入者は、現行のエンジンサイズではなく、CO2 排出量に応じた自動車登録税を支払うこととなる。具体的な税率は、120g-CO2/km 以下の自動車には登録税が免除される一方、120-160g-CO2/km では 4.75%、160-200g-CO2/km では 9.75%、200g-CO2/km 以上では 14.75%の自動車登録税が課される。JETRO の記事（7 月 26 日付）によると、小・中型自動車を中心とした年間約 110 万台がこのグリーン税制の適用を受けることになるという。

Reuters、「Spain confirms tax hike for high emission cars」（7 月 20 日付）のページ：

<http://www.reuters.com/article/companyNewsAndPR/idUSL2023223820070720>

JETRO、海外のビジネス情報「08 年から自動車グリーン税制を導入（スペイン）」（7 月 26 日付）のページ：

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/es/topics/48041>

ポイントカーボン、「スペイン、自家用車に排出税を適用へ」（10 月 8 日付）のページ：

<http://www.ghg.jp/pointcarbon/news/index.html>

【国際 114】ブルームバーグ・ニューヨーク市長、国内での炭素税導入を支持

ニューヨーク・タイムズ紙の記事(11月2日付)によると、ニューヨークのマイケル・ブルームバーグ市長は11月2日、シアトルで開催された気候変動に関する会議の中で、国内での炭素税導入を支持した。ブルームバーグ市長は、二酸化炭素や他の温室効果ガスの排出に対する課税は、気候変動の緩和や経済成長、技術開発の促進に効果があると指摘し、「1. エネルギー関連の研究開発への投資強化」、「2. 利益誘導型政治に基づく関税・補助金の廃止」、「3. エネルギー効率の改善」、「4. 温室効果ガス排出に対する価格付け」の4方針に基づく戦略が必要だとの考えを述べた。

その上で、「炭素税では価格が固定されるため、企業の長期的投資判断を容易にし、クリーン技術開発を促進する」等の理由から炭素税を支持した。一方、キャップ&トレードに関しては、炭素税よりも政治的受容性は高いものの、費用が不明確となり、価格も不安定だとして、炭素税ほど効果的ではないとの認識を示した。

また、「炭素に価格付けを行うことで、企業や消費者がより費用競争力のある代替燃料に消費を転換する」、「たとえエネルギー価格が上がっても、長期的にみれば炭素税収による減税やエネルギー効率の改善によって消費者のお金は節約できる」と述べ、炭素税収を所得税減税等に充当する税収中立の考え方についても言及した。

The New York Times、「Bloomberg Calls for Tax on Carbon Emissions」(11月2日付)のページ：
<http://cityroom.blogs.nytimes.com/2007/11/02/bloomberg-calls-for-tax-on-carbon-emissions/>

【国際 115】オーストラリア経済開発委員会シャピロ氏、「気候変動緩和のための最も有効な手段は炭素税導入である」とコメント

オーストラリア経済開発委員会は11月14日、研究レポート「Growth 59: Climate Change - Getting it Right」を発表した。ABCニュースの記事(11月14日付)によると、その中で、執筆者の一人であるロバート・シャピロ氏(クリントン政権当時の前米国商務次官)は、「気候変動緩和のための最も有効な手段は炭素税導入である」と述べた。

シャピロ氏は、炭素税によるエネルギー価格の上昇が、代替燃料や省エネ技術の開発・利用へのインセンティブを与えると指摘した上で、キャップ&トレードと比べ、簡素で行政コストも低く、市場操作の影響等も受けにくいとの認識を示した。一方、キャップ&トレードに関しては、排出削減目標を達成することは可能だが、エネルギー価格の変動や複雑な運用等を考慮すると、炭素税の方が効果的だとの見解を示している。

また、こうしたシャピロ氏の意見に対し、同レポートの執筆者の一人であるオーストラリア国立大学のWarwick McKibbin教授は、「もしオーストラリアが消費者の行動を変えようとするのであれば、炭素税は排出量取引制度と組み合わせる必要がある」との考えを述べた。

The Committee for Economic Development of Australia (CEDA)、「Growth 59: Climate Change - Getting it Right」(11月14日付)のページ：

http://ceda.com.au/public/publications/growth/growth_59.html

ABC News、「Climate expert warns Bali talks may not deliver」(11月14日付)のページ：

<http://www.abc.net.au/news/stories/2007/11/14/2090333.htm>

【国際 116】世界銀行、「炭素税はエネルギー集約型産業の国際競争力に悪影響を与えない」と報告

世界銀行は10月、気候変動と貿易に関するレポート「International Trade and Climate Change: Economic, Legal, and Institutional Perspectives」を発表し、「炭素税はエネルギー集約型産業に悪影響を与えない」との分析結果を示した。本レポートによると、「炭素税政策による国際競争力への影響は「ポリシーパッケージ」によって相殺可能」としており、炭素税よりもエネルギー効率基準の方が、産業の国際競争力への影響は大きいと結論付けている。また、炭素税が輸出国、または輸出入両国で課

された際に、エネルギー集約型産業の輸出が増加することを示し、炭素税収による補助金や課税控除がエネルギー集約型産業に対する影響を相殺することを指摘した。世界銀行では、こうした分析結果を受け、エネルギー課税に関連するポリシーパッケージのより詳細な分析が必要だとしている。

The World Bank、Environment「International Trade and Climate Change: Economic, Legal, and Institutional Perspectives」(2007年10月付)のページ:

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/ENVIRONMENT/0,,menuPK:176751~pagePK:149018~ipK:149093~theSitePK:244381,00.html>

【国際117】ジョージア大学ボダンスキー教授、「環境税の導入や産業界全体を対象とした削減目標よりも、セクトラル・アプローチのほうが合意は得やすい」とコメント

ECO マネジメントの記事(11月8日付)によると、ジョージア大学のダニエル・ボダンスキー教授は、同紙インタビューに対し、「環境税の導入や産業界全体を対象とした削減目標よりも、セクトラル・アプローチのほうが合意は得やすい」とコメントした。ボダンスキー教授は、セクトラル・アプローチのメリットとして、「1. 国際的な温暖化防止の枠組みに対する参加国の幅を広げられる」、「2. プレーヤーの少ないセクターでは交渉がしやすく、合意に達しやすい」、「3. 国際競争の激しい分野でも、国際基準をつくることで、温暖化対策に伴う競争力の低下に対する懸念を減らせる」、「4. セクターごとに、最も重要な分野に力を注げる」の4点を指摘。デメリットとしては、全体を見たときに、必ずしも経済効率よく削減できるとは限らないことを挙げた。

また、同氏は米国ピューセンターとの共同研究に基づき、セクトラル・アプローチをポスト京都議定書の国際的枠組みに導入する方法として、「1. 国ごとに、セクトラル・アプローチを含む好みの手法で温室効果ガス削減手法を提案、公約してもらう」、「2. セクターごとに並行して議論を進め、合意を形成する」、「3. 複数の選択肢を備えた包括的な合意」の三つの異なる手法を提案。このうち、ボダンスキー教授は3番目の「包括的な合意をするなかで分野ごとに付属書をつくる」ことを推奨しており、セクトラル・アプローチを成功させるためには、「包括的な枠組みが存在し、すべてのセクターの取り組みがこの一部となるように構成すること」と「各国の取り組みを比較して、公平性を保つ仕組みを導入すること」が重要だとの意見を述べた。

ECO マネジメント、インタビュー「ジョージア大学教授ダニエル・ボダンスキー氏:

ポスト京都のあるべき枠組み - セクトラル・アプローチなら参加国の幅を広げられる - 」(11月8日付)のページ:

<http://premium.nikkeibp.co.jp/em/interview/13/index.shtml>

【国際118】IPCC、第4次評価報告書統合報告書を受諾

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は11月12日-17日、スペイン・バレンシアで開催された第27回総会において、IPCC第4次評価報告書の政策決定者向け要約(SPM)を承認し、今年の2月-5月にかけて公表された3つの作業部会の報告書を取りまとめた統合報告書を受諾した。統合報告書は、「1. 気候変化とその影響に関する観測結果」、「2. 変化の原因」、「3. 予測される気候変化とその影響」、「4. 適応と緩和のオプション」、「5. 長期的な展望」の5項目で構成されている。以下、各項目について、SPMから一部抜粋(環境省訳を一部修正)。

「1. 気候システムの温暖化には疑う余地がない。このことは、大気や海洋の世界平均気温の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。」、「2. 20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの大気中濃度の増加によってもたらされた可能性がかなり高い(90%以上の確率)。過去50年にわたって、南極大陸を除く各大陸において平均すると、人為起源の顕著な温暖化が起こった可能性が高い(66%以上の確率)。」、「3. 現在の気候変動緩和政策及び関係する持続可能な開発に関する実践を継続した場合、世界のGHG排出量は今後数十年間増加しつづけるとの、高い合意と多くの証拠がある。」、「4. 多岐にわたる適応オプションが利用可能である。だが、現在行われているよりも広範囲にわたる適応策が気候変

化に対する脆弱性を減少させるために必要である。十分に理解されていない障壁や限界、コストが存在している。」、「5. 多くの影響は、緩和により回避、遅延、低減することができる。今後 20 年から 30 年の緩和努力とそれに向けた投資が、より低い安定化濃度の達成に大きな影響を与えるだろう。排出の削減が遅れると、より低い安定化濃度の達成について制約を与え、より厳しい気候変化の影響のリスクを増大させる。」

環境省、報道発表資料「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書統合報告書の公表について」(11月17日付)のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9055>

Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC)、「Summary for Policymakers of the Synthesis Report of the IPCC Fourth Assessment Report」(11月16日付)のページ:

http://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar4/syr/ar4_syr_spm.pdf

<Carbon Tax Express> 2007年12月号 (ナンバー 0037号)

【国際 119】ゴア前米国副大統領、「CO2 税の導入に強く賛成する」と発言

AFP 通信の記事(12月9日付)によると、前米国副大統領のアル・ゴア氏は12月9日、記者会見において、「CO2 税の導入に強く賛成する」と発言するとともに、国際排出権取引市場の創設を訴えた。また、翌日10日に開催されたノーベル平和賞授賞式の演説では、「何より重要なことは、炭素に価格付けを行うこと」であり、「CO2 税は気候変動に対処するための最も効果的で簡素な手段」との見解を示した。

さらに、ゴア氏は演説の中で、インドネシア・バリで開催されていた気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)について触れ、新たな国際枠組みは世界各国の参加の下で2010年の初めまでに発効すべきだとの意見を述べ、CO2 排出世界第1位の米国と第2位の中国に対して、「互いの態度を言い訳にして協議を行き詰らせるのではなく、共有している地球環境での互いの生存のために協議を行うべき」と述べ、新たな枠組みづくりへの積極的な参加を求めた。

AFP、「Market forces essential to halting global warming: Gore」(12月9日付)のページ:

<http://afp.google.com/article/ALeqM5jTgqt91jaTdJt5-5dSWGwnEXY4IA>

Nobelprize.org、Al Gore: The Nobel Peace Prize 2007「Nobel Lecture」(12月10日付)のページ:

http://nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/2007/gore-lecture_en.html

【国際 120】スティグリッツ・コロンビア大学教授とブルームバーグ・ニューヨーク市長、キャップ&トレードよりも炭素税に賛成表明

Project Syndicate の記事(12月付)によると、コロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ教授(2001年ノーベル経済学賞受賞)は、CO2 排出者に対して費用を負担させるインセンティブを与える際に「もっとも経済効率的で簡素な手段は炭素税である」とコメントし、国際共通炭素税は国際的にも合意が可能だとの見解を示した。一方、京都議定書で採用されたキャップ&トレードに関しては、「皆に受け入れられる排出枠の設定方法を誰も提示しない」ことを指摘し、先進国にも途上国にも受け入れられるようなキャップの配分は困難だと述べた。

また、AP 通信の記事(12月14日付)によると、ニューヨークのマイケル・ブルームバーグ市長はインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)において、キャップ&トレードから炭素税に変えるべきだと発言。ブルームバーグ市長は、「キャップ&トレードは「税」という言葉が入っていないために多くの政治家にとって魅力的」だが、炭素税と比べて非効率的だとの意見を述べた。

Project Syndicate、「Showdown in Bali」(12月付)のページ:

<http://www.project-syndicate.org/commentary/stiglitz94>

Yahoo Singapore News、Associated Press「Carbon tax should replace carbon trading to curb climate change, says US mayor Bloomberg」(12月14日付)のページ:

<http://sg.news.yahoo.com/ap/20071213/tap-as-gen-bali-ny-mayor-d3b07b8.html>

【国際 121】スイス連邦環境・運輸・エネルギー・通信省、気候変動への適応基金の財源として炭素税導入を提案

スイス連邦環境・運輸・エネルギー・通信省は12月11日、「Global Solidarity in Financing Adaptation - A Swiss Proposal for a Funding Scheme」を発表し、途上国における気候変動に伴う被害や影響を抑えるための適応基金の財源として、世界各国で低率の炭素税を導入することを提案した。本提案では、途上国における気候変動に対する適応策のための資金が不足しているとの認識から、新たな資金メカニズム設立の必要性を指摘。汚染者負担の原則に基づいて、先進国・途上国を含む世界各国で低率の炭素税を導入し、その税収の一部を国内対策のための国内気候変動基金（NCCF: National Climate Change Fund）に充て、残りの税収を多国間適応基金（MAF: Multilateral Adaptation Fund）に移転することにより、途上国における適応策や被害救済のための財源を確保することを提案した。税率については、先進国での税率を途上国よりも高く設定することによって、多国間適応基金の大半を先進国からの税収で賄うとしている。また、提案で示した炭素税はあくまで財源調達目的であり、価格インセンティブ目的ではないという。

News-Service.com、「Global Solidarity in Financing Adaptation - A Swiss Proposal for a Funding Scheme」（12月11日付）のページ：

<http://www.news-service.admin.ch/NSBSubscriber/message/attachments/10526.pdf>

【国際 122】COP13/COPMOP3、「バリ・ロードマップ」を採択

気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）／京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）は12月3日 - 15日、インドネシア・バリで開催され、京都議定書後の枠組みに向けての工程表「バリ・ロードマップ」を採択して閉幕した。バリ・ロードマップでは、京都議定書下のアドホック・ワーキング・グループ（AWG）に加えて新たなAWGを設置し、2013年以降の枠組みについて2009年までに作業を終え、デンマーク・コペンハーゲンで開催が予定されている気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）においてその結果を報告することを合意した。また、「全ての先進国において、各国に適切な緩和策を計測・報告・検証可能な形で講じること」や「途上国では持続可能な発展の考えに則し、技術・資金等の支援の下、各国に適切な緩和策を計測・報告・検証可能な形で講じること」が明記されるとともに、途上国での森林破壊防止対策やセクター別アプローチ、途上国への技術移転・資金援助等も検討事項として示された。

なお、今回のロードマップでは、温室効果ガス排出を早期かつ大幅に削減する必要性が明記されたが、当初議長案で示されていた「世界全体の排出量を今後10年 - 15年以内に減少に転じさせること」や「先進国は2020年までに1990年比で25% - 40%削減する必要」等の具体的な数値に関する記述は削除され、代わりにIPCC第4次評価報告書が脚注で引用される形となった。

UNFCCC、「Decisions adopted by COP 13 and CMP 3」（12月付）のページ：

http://unfccc.int/meetings/cop_13/items/4049.php

環境省、報道発表資料「気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）及び京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）の結果について（お知らせ）」（12月17日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9178>

asahi.com、「COP13 - 議長案、削減数値すべて削除／合意の見通し」（12月15日付）のページ：

<http://www.asahi.com/international/update/1215/TKY200712150113.html?ref=rss>

<Carbon Tax Express> 2008年1月号（ナンバー 0038号）

【国際 123】ノルウェー政府、2030年までの「カーボン・ニュートラル」に向けて燃料課税強化を表明

ノルウェー与野党は1月17日、同国の温室効果ガス排出量について、2030年までに「カーボン・ニュートラル」を目指すことで合意した。同国は、目標達成のために再生可能エネルギーやCCS（炭素回収・貯留）、森林吸収源対策等を促進させる。また、温室効果ガス排出量の抑制と公共交通機関の利用促進のため、今後ディーゼル燃料税を1リットル当たりNOK 0.10（約2円）、ガソリン税を1リットル当たりNOK 0.05（約1円）引き上げることが表明した。なお、ノルウェー政府は環境コストを反映させた課税を行うため、2008年税制改正でエネルギー課税及びCO2税の課税強化を行っており、ガソリン税を約2.5%、ディーゼル燃料税を約9%課税強化している。現在の課税率は以下の通り。「ガソリン税（Sulphur-free）：NOK 4.28/l（約84円/l）」、「ディーゼル燃料税：NOK 3.30/l（約65円/l）」、「CO2税（ガソリン）：NOK 0.82/l（約16円/l）」。なお、NOK 1=19.6円（1月30日現在）で換算。Office of the Prime Minister、「Broad agreement to boost national climate efforts」（1月18日付）のページ：

<http://www.regjeringen.no/en/dep/smk/Press-Center/Press-releases/2008/Broad-agreement-to-boost-national-climat.html?id=496872>

Ministry of Finance、「Direct and Indirect Taxes - Main Features of the 2008 Proposal」（日付不明）のページ：

<http://www.regjeringen.no/en/dep/fin/Selected-topics/The-National-Budget/Direct-and-Indirect-Taxes---Main-Feature.html?id=485144>

【国際124】カナダ環境・経済諮問委員会、炭素税導入を勧告

カナダの環境・経済諮問委員会 National Round Table on the Environment and the Economy (NRTEE) は1月7日、カナダの中長期的な気候変動政策について報告を行い、炭素税またはキャップ&トレード、もしくは両方のポリシーミックスによる制度を導入すべきとの勧告を行った。本調査は、カナダが2020年までに2006年比で20%削減、2050年までに65%削減するために必要な政策を検討するために2006年にカナダ環境省の要請によって実施されたもの。

報告では、具体的な政策案は提示されなかったものの、「1. 炭素税」、「2. 下流型排出量取引制度」、「3. 上流型排出量取引制度」の3つの選択肢を挙げ、下流型排出量取引制度に関しては炭素税とのポリシーミックスも示唆した。また、現在カナダ政府が検討している大規模排出者を対象にした排出原単位ベースの国内排出量取引制度については、上流型に転換するか、もしくは炭素税とのポリシーミックスにする必要があると提言している。これに対し、CBC（1月7日付）の記事によると、John Baird 環境大臣は、炭素への価格付けに関しては賛同するが、炭素税の導入は考えていないとコメントしている。National Round Table on the Environment and the Economy、「Getting to 2050: Canada's Transition to a Low-emission Future」（1月7日付）のページ：

<http://www.nrtee-trnee.ca/eng/publications/getting-to-2050/index-getting-to-2050-eng.htm>

cbc.ca、「Federal report calls for carbon tax, trading in Canada」（1月7日付）のページ：

<http://www.cbc.ca/canada/montreal/story/2008/01/07/climate-report.html>

【国際125】福田首相、ポスト京都議定書の枠組みとして国別総量削減目標の設定を明言

福田康夫内閣総理大臣は1月26日、スイス・ダボスで開催されていた世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）での演説の中で気候変動問題に触れ、ポスト京都議定書の国際的枠組みとして「国別総量削減目標」を設定することを明言した。

福田首相は、ポスト京都議定書の枠組みには主要排出国全ての参加が不可欠であることを強調した上で、「日本は、主要排出国とともに、今後の温室効果ガスの排出削減について、国別総量目標を掲げて取り組みます」と発言。今年のG8サミット議長国として、責任を持って新たな枠組みづくりに取り組むことを示した。目標策定に当たっては、公平性の確保を重視し、「科学的且つ透明性の高い尺度としてエネルギー効率などをセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として削減可能量を積み上げることが考えられます」とセクター別の積み上げ方式による目標設定を提案した。また、演説では「世

界全体で、2020年までに30%のエネルギー効率の改善を世界が共有する目標とする」ことを提案し、途上国支援として「100億ドル規模の新たな資金メカニズム（クールアース・パートナーシップ）」を構築することも表明した。

首相官邸、福田総理の演説・記者会見等「ダボス会議における福田内閣総理大臣特別講演」（1月26日付）のページ：<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/01/26speech.html>

【国際126】自民党・中川元幹事長、ダボス会議で共通国際環境税を提案

時事通信社（1月25日付）と毎日新聞（1月26日付）の記事によると、自民党の中川秀直元幹事長は1月24日、スイス・ダボスで開催されていた世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）に出席し、「ジャパン・レセプション」の講演の中で「共通国際環境税」創設を提唱した。

中川氏は、共通国際環境税による税収の一定割合を国連などを通じて活用し、気候変動で被害を受けている発展途上国を支援するよう求めたという。また、今年の3月末で揮発油税の暫定税率の期限が切れることについては、「政治の事情でガソリン税を軽減し、二酸化炭素排出を増やすことは許されない」、「二酸化炭素の主要排出国は、現在化石燃料に課している税をこれ以上軽減しないことを約束すべきだ」とした上で、「この発想には民主党も賛同していただけたらと思う」との考え述べた。

時事通信社、「ガソリン税維持、各国で合意を＝「国際環境税」提唱 - 自民・中川氏」（1月25日付）のページ：

http://www.jiji.com/jc/c?g=eco_30&k=2008012500093

毎日.jp、政治「ダボス会議：中川元幹事長が「共通国際環境税」導入を提言」（1月26日付）のページ：<http://mainichi.jp/select/seiji/news/20080126k0000m010173000c.html>

【国際127】欧州委員会、排出量取引制度の強化や再生可能エネルギー促進に向けた提案に合意

欧州委員会は1月23日、EU排出量取引制度（EU-ETS）の強化や再生可能エネルギーの促進などの気候変動政策に関する包括的提案に合意した。本提案は、「2020年までにEUが温室効果ガスの排出を最低でも20%削減し、また、エネルギー消費における再生可能エネルギーの割合を20%に増やす」という2007年3月にEU首脳が合意した目標の達成に向けて示されたもの。提案では、昨年合意された目標が技術的、経済的に達成可能であり、多くの欧州企業に貴重なビジネスチャンスを与えているとした上で、さらなる再生可能エネルギー利用促進のために各国で法的拘束力のある目標を定めることを提案している。

EU-ETSについては、EU全域の排出上限を定めることによって主要なCO2排出者にクリーン生産技術開発へのインセンティブを与えたとしており、割当排出枠を年々削減することで、EU-ETS対象の排出量を2020年には2005年比で21%削減するとしている。また、電力部門では2013年以降完全なオークション方式とし、他の産業セクターでも徐々にオークション方式に移行させていくとした。EU-ETS対象外の運輸部門等からの排出についても、2020年までに2005年比で10%削減することを示している。

Gateway to the European Union、Press Releases「Boosting growth and jobs by meeting our climate change commitments」（1月23日付）のページ：

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/80&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

European Commission、Climate Action「The “Climate action and renewable energy package”: the European Commission’s legislative proposal to achieve agreed EU objectives in the fight against climate change」（1月23日付）のページ：

http://ec.europa.eu/environment/climat/climate_action.htm

駐日欧州委員会代表部、ニュース「気候変動対策に関する約束遵守で成長と雇用を促進」（1月23日付）のページ：

http://jpn.cec.eu.int/home/news_jp_newsobj2615.php

【国際 128】カナダ・ブリティッシュコロンビア州、炭素税導入を表明

カナダ・ブリティッシュコロンビア州の Carole Taylor 財務相は 2 月 19 日、同州の 2008 年予算を発表し、州議会承認後の今年 7 月から炭素税を導入することを表明した。本炭素税案では、全ての化石燃料（ガソリン、ディーゼル、天然ガス、石炭等）を課税対象とし、その税収を個人所得税や法人税の減税に充当することで税収中立型の制度設計とするとしている。税収は 3 年間で約 18 億 5000 万カナダドル（CA\$）を見込んでおり、税収用途については毎年州議会で審議するという。課税率については、低率で導入した後に段階的に引き上げていく方針を示しており、炭素 1 トン当たり CA\$10 で導入し、毎年 CA\$5 ずつ引き上げて 2012 年までに炭素 1 トン当たり CA\$30 とするとしている。これに伴い、ガソリンへの炭素税は、2.41 セント/l で導入し、2012 年までに 7.24 セント/l まで引き上げ、ディーゼル燃料と家庭用暖房燃料については、2.76 セント/l で導入し、5 年間で 8.27 セント/l まで引き上げるとした。

また、低所得者層に対しては、大人一人当たり年間 CA\$100、子供に対しては CA\$30 の気候行動手当（Climate Action Credit）を支給するとしている。さらに、今年 6 月には環境配慮型ライフスタイルへの転換を促すために、州在住の市民全員に対して CA\$100 の気候行動特別手当（Climate Action Dividend）を一度限り支給するとした。なお、CA\$1≒107 円（2 月 29 日現在）。

British Columbia、Balanced Budget 2008 「B.C.'s Revenue-neutral Carbon Tax」（2 月 19 日付）のページ：

http://www.bcbudget.gov.bc.ca/2008/backgrounders/backgrounder_carbon_tax.htm

The Canadian Press、「BC introduces carbon tax, but off-sets increased fuel costs with tax cuts」（2 月 20 日付）のページ：

<http://canadianpress.google.com/article/ALeqM5jgHEtI ZZYeVxdEQy1WWvRHUabAww>

【国際 129】米国カリフォルニア州・ベイエリア大気管理局、温室効果ガス料金制度の導入を提案

米国カリフォルニア州のベイエリア大気管理局（Bay Area Air Quality Management District）は 2 月 5 日、同局管理下にある企業等に対して温室効果ガス排出量に応じた費用負担を求める温室効果ガス料金制度の導入を提案した。Mercury News（2 月 9 日付）の記事によると、対象は石油精製所や発電所、中小企業等の固定排出源、約 10000 事業所に及び、二酸化炭素 1 トン当たり 4.2 セントの費用負担を求める。同局事務局長の Jack Broadbent 氏によると、本制度により年間約 110 万ドルの収入が見込まれ、その収入は同局の温暖化防止プログラムに活用されるという。また、Broadbent 事務局長は、本制度について「温室効果ガスの削減のための費用を全員で公平に負担する必要がある」とコメント。同局では、本制度の法制化に向けた議論を 2 月中に開始し、今年 5 月までに結論を得るとしている。なお、US\$1≒105 円（2 月 29 日現在）。

Bay Area Air Quality Management District、「Rules Workshops, Community Meetings and Requests for Comments」（2 月 25 日付）のページ：

<http://www.baaqmd.gov/pln/ruledev/workshops.htm>

Bay Area Air Quality Management District、Fact Sheet 「Proposed Bay Area Air Quality Management District Greenhouse Gas Fee Schedule」（2 月 5 日付）のページ：

http://www.baaqmd.gov/pln/ruledev/3/2008/0300_fs_020508.pdf

Mercury News、「California proposes a global-warming fee on businesses: Bay Area Firms would be Charged Based on Emissions」（2 月 9 日付）のページ：

http://www.mercurynews.com/valley/ci_8215767

【国際 130】米国・議会予算局、キャップ&トレードより炭素税を支持

米国の議会予算局（CBO）は 2 月 13 日、CO2 排出削減対策についての報告書「Policy Options for Reducing CO2 Emissions」を発表し、効率性及び実施コストの観点からキャップ&トレードよりも炭素税の方が優れているとの見解を示した。本報告書では、気候変動に対処するにあたり、経済的インセンティブを与

える手法が重要だとの認識を示した上で、炭素税について、価格変動がなく、長期的なCO2排出削減目標の達成に向けた最も効率的な手段だと評価している。また、上記観点から経済的手法に関して、「1. 炭素税」、「2. セーフティ・パルプ及びバンキング／最低価格（price floor）制を導入したキャップ&トレード」、「3. バンキング及びサーキットブレーカー（相場安定措置）／ボローイング制を導入したキャップ&トレード」、「4. 柔軟措置がないキャップ&トレード」の順にランク付けを行なっている。Congress of the United States: Congressional Budget Office, A CBO Study「Policy Options for Reducing CO2 Emissions」（2月13日付）のページ：

<http://www.cbo.gov/ftpdocs/89xx/doc8934/02-12-Carbon.pdf>

Congressional Budget Office, Director's Blog「Policy options for reducing carbon emissions」（2月13日付）のページ：

<http://cboblog.cbo.gov/?p=65>

【国際 131】英国・下院財務委員会、環境関連税制の強化を要請

英国下院の財務委員会は2月5日、報告書「Climate Change and the Stern Review: The Implications for Treasury Policy」を発表し、その中で環境関連税制を強化するよう英国政府に要請した。報告書では、環境関連税制は有効かつ重要な手法だとの認識を示した上で、近年、英国の税制全体に占める環境関連税の割合が低下している理由は、人々の行動変化による課税ベースの減少ではなく、実質税率の減少によるものだと指摘。1997年に政府から示された「環境税に関する主旨声明（Statement of Intent on Environmental Taxation）」の約束が守られていないとして、環境関連税制の強化を求めた。これについて、英国下院議員のJohn McFall財務委員長は「政府による環境関連税制の活用は不十分であり失望した」とコメントしている。

United Kingdom Parliament, Treasury – Fourth Report「Climate Change and the Stern Review: The Implications for Treasury Policy」（2月5日付）のページ：

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmtreasy/231/23102.htm>

United Kingdom Parliament, 「Treasury Committee press notice no.22」（2月5日付）のページ：

http://www.parliament.uk/parliamentary_committees/treasury_committee/tc050208pn22.cfm

【国際 132】デヴィッド・スズキ基金、カナダ政府に対して炭素への価格付けを要請

デヴィッド・スズキ基金は2月25日、M. K. Jaccard and Associates and EnviroEconomicsによる報告書「Pricing Carbon: Saving Green – A Carbon Price to Lower Emissions, Taxes and Barriers to Green Technology」を発表し、カナダ政府に対して、ケベック州やブリティッシュコロンビア州に続いて炭素税や排出量取引制度を導入するよう求めた。デヴィッド・スズキ氏は、同報告書について、炭素1トン当たり100カナダドルの炭素税を段階的に導入することにより、2020年までに年間で最低500億カナダドルの税収が生まれ、同国の温室効果ガス排出量を2006年比で約20%削減することが可能となると述べた。また、税収を個人所得税の減税や再生可能エネルギーの普及促進、石油会社等への軽減措置に使用できると説明。さらに、税収中立型の制度設計とすることで、経済への影響もほとんどないことを示した。なお、CA\$1≒107円（2月29日現在）。

David Suzuki Foundation, 「Pricing Carbon: Saving Green? A Carbon Price to Lower Emissions, Taxes and Barriers to Green Technology」（2月25日付）のページ：

http://www.davidsuzuki.org/Publications/Pricing_Carbon_Saving_Green.asp

The Canadian Press, 「Carbon tax could raise billions, lower emissions and cut income taxes: Suzuki」（2月25日付）のページ：

http://canadianpress.google.com/article/ALeqM5hsW6Yu0qUx4oL0hpxM4F_aNBmK3Q

【国際 133】G7財務大臣・中央銀行総裁会議、国内エネルギー価格引き下げに反対表明

7 개국 (G7) 財務大臣・中央銀行総裁会議は 2 月 9 日、東京で開催され、会合後の共同声明の中で、「財政上の措置により国内エネルギー価格を人為的に引き下げるとは、市場におけるエネルギー需要の調整を妨げ、温室効果ガスの排出を増加させることから、避けるべき」との内容が盛り込まれた。また、気候変動問題については、昨年 12 月のバリ・ロードマップに基づいた統一行動を確認し、税や排出量取引といった経済的手法の重要性を示した。その他、「主要な環境関連の財・サービスに対する貿易障壁の削減・撤廃」や「戦略的な国際的投資枠組み創設」の必要性についても述べられている。

7 개국財務大臣・中央銀行総裁会議、「7 개국財務大臣・中央銀行総裁会議声明のポイント」(2 月 9 日付) のページ：http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g7_200209.pdf

<Carbon Tax Express> 2008 年 3 月号 (ナンバー 0040 号)

【国際 134】英国政府、2008 年予算案で燃料税の引き上げを表明

英国の Alistair Darling 財務大臣は 3 月 12 日、英国政府の 2008 年予算案を議会で提出し、ガソリン等の燃料課税を強化することを表明した。予算案では、当初 2008 年 4 月から予定していた燃料課税の強化を 10 月からの実施に変更したものの、燃料 1 リットル当たり 2 ペンスの引き上げを行うことが示された。これにより、ガソリンやディーゼル燃料(サルファーフリー)の税率は 1 リットル当たり 52.35 ペンスとなる。英国政府では、汚染物質の排出削減及び公共サービスの財源確保のため、燃料税の税率を毎年、最低限物価上昇に合わせて引き上げていくとの方針を示しており、主要な燃料税の税率を 2009 年 4 月から 1 リットル当たり 1.84 ペンス引き上げ、2010 年 4 月には物価上昇を上回る 0.5 ペンス引き上げるとしている。

また、環境インセンティブ効果を維持するため、気候変動税の税率を 2009 年 4 月よりインフレ調整として引き上げることや、CO2 排出量に応じて設定されている自動車税の税率階級の変更が提示された。なお、1 ペンス≒2 円(3 月 31 日現在)。

HM Treasury、Budget「Budget 2008」(3 月 12 日付) のページ：

http://hm-treasury.gov.uk/budget/budget_08/bud_bud08_index.cfm

Department for Environment, Food and Rural Affairs (Defra)、News stories 2008「Benn welcomes Budget 2008」(3 月 12 日付) のページ：

<http://www.defra.gov.uk/news/latest/2008/defra-0312.htm>

Yahoo Japan ニュース、海外「英政府、温暖化対策を強化：ガソリン税を引き上げへ」(3 月 14 日付) のページ：

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20080314-00000911-san-int>

【国際 135】OECD、「環境アウトルック 2030」を公表

経済協力開発機構(OECD)は 3 月 5 日、「環境アウトルック 2030」を発表し、2030 年に向けた環境問題の見通し・課題を示した。本報告書では、気候変動等の主要課題に対して「新しい政策を何も行わない場合、今後数十年の間に我々は経済繁栄の維持のために環境基盤が非可逆的に変化してしまうリスクを負うこととなる」と指摘。主要な政策オプションの一つとして、「補完しあう様々な政策を使用すること。その際、実施費用を削減するよう税や排出量取引等の市場ベースの手法に重点をおくこと。」を挙げており、環境コストの価格付けが企業に対して革新的技術開発へのインセンティブを与えたとした。また、「仮に、2008 年に OECD 加盟国のみで 25 ドル/t-CO2 の炭素税を導入実施した場合、OECD 加盟国内の温室効果ガス排出量が 43%減となる一方、地球全体の排出量は依然として 2000 年比で 38%増加することになる。もし、ブラジルや中国、インド、ロシア等の全世界が同様の政策を 2030 年に実施した場合には、2050 年の地球全体の温室効果ガス排出量は 2000 年レベルにまで減少する」との試算も示されている。

毎日新聞（3月6日付）の記事によると、OECDの天野万利事務次長は、「排出量取引などの市場メカニズムや環境税制に重点を置くことで対策費用を抑制できる」とコメントしている。なお、1ドル≒100円（3月31日現在）。

OECD、「OECD Environmental Outlook to 2030」（3月5日付）のページ：

http://www.oecd.org/document/20/0,3343,en_2649_201185_39676628_1_1_1_1,00.html

OECD、「OECD Environmental Outlook to 2030: Summary in English」（3月5日付）のページ：

<http://www.oecd.org/dataoecd/29/33/40200582.pdf>

OECD 東京センター、「OECD 環境アウトルック 2030：エグゼクティブ・サマリー」（3月5日付）のページ：http://oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/environent_pdf/20080305envoutlook.pdf

毎日 jp、「温室効果ガス：抑制費、世界 GDP の1%で効果-OECD 推計、30年環境見通し」（3月6日付）のページ：

<http://mainichi.jp/life/ecology/archive/news/2008/03/20080306ddm002040015000c.html>

<Carbon Tax Express> 2008年4月号（ナンバー 0041号）

【国際 136】アイルランド諮問機関、非 EU-ETS セクターでの温室効果ガス排出削減のため炭素税導入を要請

アイルランドの諮問機関である Comhar（持続可能な発展評議会）は4月21日、同国の非 EU-ETS セクター（農業・運輸等）における温室効果ガス排出削減に向けた報告書「Getting the Cap to Fit: how to achieve a 20 per cent reduction in the nontrading sectors by 2020」を発表した。報告書では、同国の非 EU-ETS セクターにおける排出削減のためには、EU-ETS における排出枠価格と同程度の税率で炭素税を導入することが最も重要であると報告している。炭素税を提案する理由としては、（1）価格インセンティブ効果、（2）他の温暖化対策の効果促進、（3）税込還流による二重の配当、（4）全セクターでのコスト負担、（5）汚染者負担原則に合致、等を挙げた。

Comhar Sustainable Development Council、「Getting the Cap to Fit: how to achieve a 20 per cent reduction in the nontrading sectors by 2020」（4月21日付）のページ：

http://www.comharsdc.ie/_files/Commentary%2016%20CapFit18April08.pdf

【国際 137】台湾・馬英九次期総統、エネルギー税導入を示唆

Point Carbon（4月22日付）の記事によると、台湾の馬英九次期総統は4月22日、5月20日付で新総統となるにあたり、同国でエネルギー税を導入する考えを述べた。NNA ASIA（4月24日付）の記事によると、エネルギー税は「温室効果ガスの排出量などにより企業に環境保護対策費用を課金する」もので、税金は個人所得税や法人所得税の減税に充てられるという。また、The China Post（4月23日付）の記事によると、次期政権・経済部長の尹啓銘氏もガソリン価格の引き上げを表明している。ただし、導入の時期は未定。

Point Carbon、News「台湾の新総統、GHG削減を推進へ：報道」（4月22日付）のページ：

<http://www.ghg.jp/pointcarbon/news/index.html>

NNA ASIA、決戦！2008年台湾総統選「エネルギー税、次期政権が導入へ」（4月24日付）のページ：

http://news.nna.jp/free/tokuhou/080222_twd/08/0424a.html

The China Post、Taiwan「Ma plans energy tax to cut waste」（4月23日付）のページ：

<http://www.chinapost.com.tw/business/asia/%20taiwan/2008/04/23/153127/Ma-plans.htm>

【国際 138】カナダ・ブリティッシュコロンビア州財務大臣、同州の炭素税が税収中立型であることを強調

カナダ・ブリティッシュコロンビア州の Carole Taylor 財務大臣は4月28日、炭素税に関する法案「Bill 37 - 2008: Carbon Tax Act」が同日議会で審議入りしたことを受け、ニュースリリース「Carbon Tax

Guarantees Tax Cuts for British Columbians」を発表し、同州の炭素税が税収中立型であることを改めて強調した。

ニュースリリースによると、炭素税導入により3年間で18億4900万カナダドルの税収が見込まれ、その税収の使途として、(1)個人所得税率の引き下げに7億8400万カナダドル、(2)一般法人所得税率の引き下げに4億1500万カナダドル、(3)中小企業税率の引き下げに2億5500万カナダドル、(4)低所得者層に対する気候行動手当(Climate Action Credit)として3億9500万カナダドル活用するとの内訳を示した。なお、1カナダドル≒103円(5月3日現在)。

British Columbia, News Release「Carbon Tax Guarantees Tax Cuts for British Columbians」(4月28日付)のページ:

http://www2.news.gov.bc.ca/news_releases_2005-2009/2008FIN0009-000645.htm

【国際139】IMF、炭素プライシングが長期的には経済成長に寄与すると報告

国際通貨基金(IMF)は4月3日、報告書「World Economic Outlook: Housing and the Business Cycle」を公表し、気候変動問題に関して、炭素への価格付け(炭素プライシング)が重要であるとの見解を示した。報告書では、「長期的には、炭素プライシングの導入は、より効率的で低排出量の製品や技術へのシフトや開発へのインセンティブとなり、経済成長に寄与すると考えられる」と報告している。

IMFスタッフの推計によると、温室効果ガスの大気中濃度を2100年までに550ppmに安定化させるための政策を2013年に導入した場合、2040年までの世界消費は純現在価値で0.6%減少するが、2040年の世界のGNPは2007年の2.3倍になると試算している。また、炭素プライシング政策は、企業が景気変動に対応できるよう柔軟である必要があると指摘。キャップ&トレードは、炭素税と異なり、価格変動を抑える対策を盛り込まない限り、高成長期に企業の柔軟な対応を妨げる可能性があるとした。

International Monetary Fund, Publications「World Economic Outlook: Housing and the Business Cycle (Chapter 4: Climate Change and the Global Economy)」(4月3日付)のページ:

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2008/01/index.htm>

【国際140】G8ビジネス・サミット、ポスト京都議定書の国際枠組等に関する共同声明を発表

G8各国の主要経済団体首脳は4月17日、東京で第2回G8ビジネス・サミットを開催し、地球温暖化への対応を含めた共同声明を発表した。共同声明では、ポスト京都議定書の国際枠組について、「1. すべての主要排出国の参加」、「2. 地球規模の長期削減目標を含む長期的な協調行動のための共有できるビジョンの検討」、「3. 温室効果ガスの削減方法について各国に適した柔軟性と多様性の確保」、「4. 環境、エネルギー安全保障、経済の適切なバランスの確保」、「5. 削減措置に関する主要排出国間の公平性の確保」の5点を求めた。また、洞爺湖サミットについては、「1. セクター毎の事情や経済状況への配慮、各セクターや経済への影響、優れた科学的知見、各国の事情を踏まえた透明で測定・検証可能な方法で、かつ、費用対効果の良いエネルギー効率改善方法に基づく公平で比較可能な排出削減の検討」、「2. ポスト京都議定書の国際枠組に対する途上国の参加に資する、データの収集・共有を含むアジア太平洋パートナーシップ(APP)のような協力的セクター・アプローチの更なる進展の促進」、「3. 国際的連携ならびに海外での直接投資や事業活動を促進するための改善された枠組の下での革新的な低炭素技術の開発・普及の促進」、「4. 途上国における排出抑制・省エネ・気候変動の影響への適応への努力を支援することができる二国間・多国間の資金メカニズムの確立」、「5. 技術の普及や協力を促進する知的財産権の保護・法の支配の確立」、「6. 環境に優しい財・サービスに対する障壁の無差別な撤廃」、「7. 適切なインセンティブによる途上国への自発的な技術移転の促進」についての前向きな合意形成が行われることを期待するとの声明を示した。

日本経団連、「G8ビジネス・サミット共同声明」(4月17日付)のページ:

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/020.html>

【国際 141】エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合、中長期目標やセクター別アプローチ等に関して議論

米国主導による温室効果ガスの主要排出国会議である「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合」は4月17日 - 18日、パリで第3回会合を開催し、中長期目標やセクター別アプローチ、技術・資金協力等について意見を交わした。セクター別アプローチに関しては、「大きく2つのセクター別アプローチの概念が特定された（国境を越えた個別の産業毎の取り組み、及び、各国の国内の削減目標の策定のための取り組み）上で、セクター別アプローチは、中期の国内計画策定に有用な手段であり、さらに議論を進めていくべきとの意見が大勢を占めた」という。読売新聞（4月19日付）の記事によると、外務省の鶴岡公二地球規模課題審議官は、記者会見でセクター別アプローチについて、「議論を続けることで参加国の理解が得られたと思う」とコメントした。また、毎日新聞（4月19日付）の記事によると、フランスのジャン・ピエール・ジュイエ欧州問題担当閣外相は、「温室効果ガス削減で長・中期目標を設定する必要性では合意したが、具体的目標は設定できなかった」と述べている。なお、米国のブッシュ大統領は会議前日の16日、「2025年までに米国の温室効果ガス排出量の伸びをゼロにする」との国内目標を発表していた。

外務省、地球環境「第3回エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合：概要と評価」（4月18日付）のページ：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/ehk_mem03.html

読売新聞、国際「主要排出国会議、温暖化対策の技術移転促進・基金創設で合意」（4月19日付）のページ：

<http://www.yomiuri.co.jp/world/news/20080419-0YT1T00313.htm>

Yahoo Japan ニュース、海外「主要経済国会合：具体的目標設定できず閉幕・パリ」（4月19日付）のページ：

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20080419-00000036-mai-int>

The White House、News & Policies「President Bush Discusses Climate Change」（4月16日付）のページ：

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/04/20080416-6.html>

<Carbon Tax Express> 2008年5月号（ナンバー 0042号）

【国際 142】米国カリフォルニア州・ベイエリア大気管理局、温室効果ガス料金制度の導入を承認

米国カリフォルニア州のベイエリア大気管理局（Bay Area Air Quality Management District）は5月21日、同局管理下にある企業等に対して温室効果ガス排出量に応じた費用負担を求める温室効果ガス料金制度の導入を同局理事会で承認した。本制度は7月1日から実施される予定。

AP通信（5月21日付）によると、対象は2500以上の企業に及び、二酸化炭素1トンあたり4.4セントの費用負担を求めるといふ。同局の試算によると、本制度により導入年で約110万ドルの収入が見込まれ、その収入を温室効果ガスの排出量測定や削減対策等のプログラムに活用するとしている。なお、US\$1≒105円（5月30日現在）。

Bay Area Air Quality Management District、「Board of Directors' Regular Meeting」（5月21日付）のページ：http://www.baaqmd.gov/brd/brddirectors/agenda_packets/2008/brd_agenda_052108.pdf

The Mercury News、「Bay Area air regulators approve global warming fees」（5月21日付）のページ：http://www.mercurynews.com/news/ci_9330626?ncllick_check=1

【国際 143】南アフリカ・環境観光大臣、炭素への価格付けを示唆

ロイター通信（5月20日付）によると、南アフリカのMarthinus van Schalkwyk環境・観光大臣は5月20日、同国における炭素への価格付けを示唆した。同国では今年2月に財務大臣が、省エネ／環境保

全のために電力会社に対して非再生可能エネルギー起源の電気 1kWh あたり 2 セントの税を課すことを表明していた。

環境・観光省が同日発表した気候変動に関する報告書によると、炭素への価格付けは温室効果ガス排出削減に大きく寄与するとしており、炭素課税を 2050 年までに炭素 1 トンあたり 750 ランドまで段階的に引き上げるとしている。なお、1 南アフリカランド (=100 セント) ≒14 円 (5 月 30 日現在)。

National Treasury, Republic of South Africa, Budget Information 「National Budget - 2008」 (2 月 20 日付) のページ :

<http://www.treasury.gov.za/documents/national%20budget/2008/default.aspx>

Reuters Africa, 「S. Africa wants higher carbon tariffs by 2050」 (5 月 20 日付) のページ :

<http://africa.reuters.com/business/news/usnBAN052803.html>

Business Report, 「Carbon tax tagged as green solution」 (5 月 21 日付) のページ :

<http://www.busrep.co.za/index.php?fSectionId=566&fArticleId=4412428>

【国際 144】 G8 環境相会合、北海道洞爺湖サミットに向けた議長総括を発表

神戸で開催されていた主要 8 国 (G8) 環境大臣会合は 5 月 26 日、議長総括を発表して閉幕した。朝日新聞と AFP 通信 (ともに 5 月 26 日付) の記事によると、議長総括では、世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも半減させることを「真剣に検討する」とした昨年のドイツ・ハイリゲンダム・サミットでの合意を想起し、今年 7 月に開催される北海道洞爺湖サミットでは「その合意より踏み込み、共有ビジョンに合意することについて強い意思を表明した」としている。セクター別アプローチについては、「国別目標設定のための有効な手段になりうる」とした一方で、「国別目標を代替するものではない」との確認がなされた。また、経済的手法に関しては、「一層の排出削減を進める上で、有効な手法との認識が共有された」としている。

asahi.com, 「「温室ガス、国別目標を」環境相会合で議長総括」 (5 月 26 日付) のページ :

<http://www.asahi.com/politics/update/0526/TKY200805260099.html>

AFPBB News, 「G8 環境相会合、先進国に温暖化ガス半減主導を求め閉幕」 (5 月 26 日付) のページ :

<http://www.afpbb.com/article/environment-science-it/environment/2396556/2965280>

<Carbon Tax Express> 2008 年 6 月号 (ナンバー 0043 号)

【国際 145】 米国・Sonecon 社 The U.S. Climate Task Force、炭素税導入により 2030 年までに米国の CO2 排出量を現状から約 6%削減可能と報告

米国のコンサルタント会社 Sonecon (会長 : Robert J. Shapiro 元米国商務次官) の The U.S. Climate Task Force は 6 月、「Addressing Climate Change Without Impairing the U.S. Economy: The Economics and Environmental Science of Combining a Carbon-Based Tax and Tax Relief」を発表し、米国における炭素税導入の効果について報告した。本レポートでは、2010 年から \$14/t-CO2 の炭素税を導入し、2030 年までに \$50/t-CO2 (約 \$180/t-C) まで引き上げることによって、2030 年に米国の CO2 排出量は現状から約 6%減少するとの試算を示している。

また、本案では 2010 年から 2030 年までの 20 年間で約 4 兆ドルの税収を見込んでおり、その税収の 90%を給与税 (Payroll Tax) の払い戻し等で雇用主や従業員、家庭に還元し、残りの 10%を気候変動に関する研究開発費等に充てるとしている。さらに、本対策の実施は 2030 年における米国の GDP を約 0.8%減少させるにすぎないとして、炭素税による米国経済への影響はごくわずかだとの見解を示した。なお、US\$1 ≒ 106 円 (6 月 30 日現在)。

The U.S. Climate Task Force, 「Addressing Climate Change Without Impairing the U.S. Economy: The Economics and Environmental Science of Combining a Carbon-Based Tax and Tax Relief」 (6 月付) のページ :

http://www.climate-taskforce.org/pdf/CTF_CarbonTax_Earth_Spgs.pdf

【国際 146】米国・ハーバード大学教授陣、国際的な炭素税について言及

「Harvard Political Review」の記事によると、同紙のインタビューを受けた米国ハーバード大学の教授陣は国際的な炭素税について言及した。記事によると、同大学の Gregory Mankiw 教授は炭素税について、「経済的見地から地球温暖化対策として最も負の影響の少ない手段である」との考えを示した。また、Robert Stavins 教授は、炭素税の国際的な調和に関して、「炭素税導入による炭素リーケージを克服する最良の方法は世界各国で同率の炭素税を課すことである」としたものの、「インドや中国が欧州や米国と同様の税率で課税することには難色を示すだろう」と述べている。それに対して、Richard Cooper 教授は、「主要な開発途上国にとっては都合の良い財源を確保できることから、適切な国際合意の下での炭素税の実施は容易になされる」との見解を示した。

Harvard Political Review、「Kyoto Revisited: New approaches to cutting emissions」(2007年11月16日付/2008年6月12日にWeb上掲載)のページ:

<http://hprsite.squarespace.com/kyoto-revisited/>

【国際 147】カナダ主要野党・自由党、税収中立型の炭素税案を発表

カナダの主要野党である自由党(Liberal Party of Canada)は6月19日、同国における税収中立型の炭素税案を発表した。本案では、温室効果ガス1トン当たり10ドルの炭素税を導入し、毎年1トン当たり10ドルずつ税率を引き上げることで、4年後までに温室効果ガス1トン当たり40ドルの炭素税とすることを提案している。ただし、給油所のガソリンについては、現行課税で温室効果ガス1トン当たり約42ドル相当の課税が行われているため対象外とし、現在1リットル当たり4セントの課税がなされているディーゼル燃料及び航空燃料についても初年度に関しては増税とはならないとした。

また、本案の実施により、4年後には年間約150億ドルの税収が見込まれるとしており、その税収を個人所得税や法人所得税の減税、地方の燃料費負担軽減等に充当する税収中立型の提案を行っている。なお、1カナダドル≒105円(6月30日現在)。

Liberal Party of Canada、「the Green Shift: Building a Canadian Economy for the 21st Century」(6月19日付)のページ:

http://www.thegreenshift.ca/pdfs/green_shift_book_en.pdf

<Carbon Tax Express> 2008年7月号 (ナンバー 0044号)

【国際 148】南アフリカ政府、炭素税導入を示唆する内容を含む政策枠組みに関する声明を発表

南アフリカ共和国の Marthinus Van Schalkwyk 環境・観光大臣は7月28日、同国内の気候変動の政策枠組みに関する声明を発表した。今回の声明は2006年に発表された長期的緩和シナリオ以降、2年半の議論を経て作成され、これにより開発途上国における指導的役割を担っていくとしている。声明によると、南アフリカは温室効果ガス排出を遅くとも2020~25年をピークとし、その後10年以内に減少に転じることを目指すとしている。その取組みの一つとして、規制的手法に、税やインセンティブなどの経済的手法を組み合わせたことが述べられた。国内政策の最終案は、2010年末に採用される予定。

South African Government Information, Speeches & statements、「Media statement by Marthinus Van Schalkwyk, Minister of Environmental Affairs and Tourism, Cape Town」(7月28日付)のページ:

<http://www.info.gov.za/speeches/2008/08072816451001.htm>

南アフリカ共和国・環境観光省、「LONG TERM MITIGATION SCENARIOS: STRATEGIC OPTIONS FOR SOUTH AFRICA」のページ:

<http://www.environment.gov.za/HotIssues/2008/LTMS/LTMS.html>

【国際 149】G8北海道洞爺湖サミット、G8首脳宣言及び主要経済国首脳会合宣言を採択

G8北海道洞爺湖サミットは7月7日～9日に開催され、同月8日に「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言」、翌9日には「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合宣言」が採択された。G8首脳宣言の気候変動に関する箇所では、温室効果ガス排出削減の長期目標について、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCCのすべての締約国と共有し、かつ、この目標をUNFCCCの下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める」との記述がなされた。

一方、中期目標については、「我々各国が、各国の事情の違いを考慮に入れ、すべての先進国間における比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、また可能な場合には、まず可能な限り早く排出量の増加を停止するために、野心的な中期の国別総量目標を実施する」とされた。また、税制上のインセンティブ等の市場メカニズムの活用については、「価格シグナルを提供することが可能であるとともに、民間部門に対する経済的インセンティブを与える潜在力を有する」とされ、各国の事情に則して促進することが確認されている。その他、セクター別アプローチについては、「各国の排出削減目標を達成する上で、とりわけ有益な手法」との認識が示された。

同月9日に開催された主要経済国首脳会合では、G8各国に加えて中国やインド等を含めた温室効果ガスの主要排出国が参加し、「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合宣言」を採択した。同宣言では気候変動の長期目標に関して、「条約の下での交渉において、締約国が衡平原則を考慮して、世界全体の排出量の削減について世界全体の長期目標を採択することが望ましいと信じる」との記述がなされ、中期目標に関して、「先進主要経済国は、先進国間で比較可能な努力を反映しつつ、国際的な義務に合致した形で、中期の国別総量目標を実施する」とされた。

G8北海道洞爺湖サミット、成果文書「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言」（7月8日付）のページ：

http://www.g8summit.go.jp/doc/doc080714_ka.html

G8北海道洞爺湖サミット、成果文書「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合宣言（仮訳）」のページ：

http://www.g8summit.go.jp/doc/doc080709_10_ka.html

【国際 150】日英共同研究「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」、世界及び各国の低炭素社会シナリオについての分析成果を発表

日英共同研究「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」は6月24日、英文学術誌Climate Policy増刊号（Volume 8, Supplement, 2008）「低炭素社会に向けた長期シナリオ分析」で世界及び各国の低炭素社会シナリオについての分析成果を報告した。環境省によれば、本増刊号は「低炭素社会構築に向けた世界および国レベルの長期シナリオとその政策的な意味づけについて、複数のモデルで分析を行った世界初のもの」であり、数値シミュレーションモデルによる分析の結果、2050年までの温室効果ガス排出量半減は「非常に困難な目標ではあるが技術的・経済的に達成可能」であることが示されたとしている。

環境省、報道発表資料「地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「脱温暖化 2050 プロジェクト」成果発表のお知らせ～英文学術誌Climate Policy増刊号「低炭素社会に向けた長期シナリオ分析」の刊行～」（6月24日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9885>

【国際 151】IEA、エネルギー効率政策・対策に関するデータベースを更新

国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）は7月15日、エネルギー効率政策・対策に関するデータベースを更新した。IEAによれば、本データベースは各国政府の協力の下に作成されており、無料でアクセス可能となっている。IEA加盟国及び非加盟国であるブラジル・中国・ロシア等における国レベルのエネルギー効率政策・対策が包括的に収用されている。

International Energy Agency、「Energy Efficiency: Policies and Measures」（7月15日付）のページ：

http://www.iea.org/textbase/pm/index_effi.asp

<Carbon Tax Express> 2008年8月号 (ナンバー 0045号)

【国際 152】韓国大統領府、2010年から交通税を環境税に転換する法案の推進を示唆

朝鮮日報と The Korea Times (ともに 8 月 22 日付) の記事によると、韓国大統領府 (青瓦台) は 2010 年から同国の交通エネルギー環境税 (交通税) を環境税に転換する法案の推進を示唆した。現行の交通税は、その税収の約 80% を道路建設などの交通対策に充当する目的税であるが、環境税への転換により年間約 11 兆ウォンの税収の多くは「低炭素・グリーン成長」の財源となる見込み。なお、1 ウォン≒0.1 円 (9 月 2 日現在)。

朝鮮日報、「所得税の一部を市民団体に支援、「パーセント法」制定へ - 炭素税は 2010 年から、グリーン成長の財源に - 」(8 月 22 日付) のページ :

(日本語版) <http://www.chosunonline.com/article/20080822000045>

(英語版) <http://english.chosun.com/w21data/html/news/200808/200808220024.html>

The Korea Times、「Carbon Tax to Be Introduced in 2010」(8 月 22 日付) のページ :

http://www.koreatimes.co.kr/www/news/nation/2008/08/123_29803.html

【国際 153】スイス政府、「国連気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」で国際炭素税を提案

スイス政府は 8 月 21 日、ガーナの首都アクラで開催されていた「国連気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 (Ad hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention)」に国際炭素税導入を提案するレポートを提出した。レポートでは、気候変動に対して脆弱な開発途上国の適応策を強化するため、世界で統一的な炭素税の導入を提案している。具体的には、全ての化石燃料を対象に、2 ドル/t-CO₂ の税率で課税し (ただし、一人当たり 1.5t-CO₂eq 以下は課税控除)、その税収を国内対策のための国内気候変動基金 (NCCF: National Climate Change Funds) と低・中所得国における適応策支援のための多国間適応基金 (MAF: Multilateral Adaptation Fund) に振り分ける制度であり、「共通だが差異ある責任」に基づいて高所得国は低・中所得国よりも税収のより多くの割合を多国間適応基金に充当することとしている。なお、1 ドル≒108 円 (9 月 2 日現在)。

UNFCCC、AWG-LCA reports and submissions 「Switzerland: Funding Scheme for Bali Action Plan」(8 月 21 日付) のページ :

http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/switzerland_funding.pdf

UNFCCC、Meetings 「Accra Climate Change Talks」のページ :

<http://unfccc.int/meetings/intersessional/accra/items/4437.php>

【国際 154】米国・民主党大統領候補バラク・オバマ氏、100%オークションによる排出量取引制度を含むエネルギー政策を発表

米国・民主党大統領候補のバラク・オバマ氏は 8 月 4 日、100%オークションによる排出量取引制度の導入などを含む包括的エネルギー政策を発表した。本政策は短期と中長期の対策から構成されており、中長期の取組みにおいて気候変動及び海外からの石油輸入依存に対する取組みが主要課題として取り上げられている。

気候変動については、温室効果ガス排出量を 2050 年までに 1990 年比で 80%削減するため、100%オークションで割り当てを行う排出量取引制度導入の必要性に言及。排出量取引によるオークション収入の一部はクリーンエネルギー開発やエネルギー効率改善のための投資等に充当し、残りを低炭素経済への激変緩和措置に活用するとしている。また、海外からの石油輸入依存を減らすための取組みとして、同国の電力消費に占める再生可能エネルギーの割合を 2012 年までに 10%、2025 年までに 25%まで引き上げることや、プラグインハイブリッド自動車を 2015 年までに 100 万台普及させることなどを目標として掲げた。

BarackObama.com、「BARACK OBAMA: NEW ENERGY FOR AMERICA」(8 月 4 日付) のページ :

http://www.barackobama.com/pdf/factsheet_energy_speech_080308.pdf

【国際 155】 オーストラリア政府、排出量取引制度に関する草案を発表

オーストラリア政府は 7 月、排出量取引制度に関する草案「CARBON POLLUTION REDUCTION SCHEME: Green Paper」を発表した。本制度は、同国における温室効果ガスの大規模排出源（年間 25000t-CO₂eq 以上の排出源）約 1000 社を対象としている。排出枠の大部分はオークションで割り当て、オークション収入は家庭や企業における低炭素化を支援するために活用するとの方針を示した。また、制度導入による影響を軽減するため、燃料課税を制度開始から 3 年間減税するとしている。本制度は 2008 年末までに公表される白書で最終的に決定され、2010 年から実施される予定。

Australian Government Department of Climate Change、「CARBON POLLUTION REDUCTION SCHEME: Green Paper」（2008 年 7 月付）のページ：

<http://www.climatechange.gov.au/greenpaper/report/index.html>

<Carbon Tax Express> 2008 年 9 月号（ナンバー 0046 号）

【国際 156】 フランス・Borloo 環境大臣、環境負荷の高い自動車への課税を示唆

フランスの Jean-Louis Borloo 環境大臣は 7 月 1 日、気候変動問題に対処することを目的として環境負荷の高い自動車に対して課税を行うことを示唆した。Borloo 環境大臣は、Le Parisien 社のインタビューに対して「環境負荷を考慮した公平な価格をつけなくてはならない」とコメントしている。この新たな課税について専門家は、燃料価格の上昇とともに、ヨーロッパ市場における自動車の販売数と残存価格を低下させる要因となるとの見方を示したという。

FT.com、「French car tax to spur green upheaval」（7 月 1 日付）のページ：

http://www.ft.com/cms/s/0/e167e258-47a0-11dd-93ca-000077b07658.dwp_uuid=81c13626-53d0-11db-8a2a-0000779e2340.html

【国際 157】 ニュージーランド議会、排出量取引制度を含む気候変動法案を可決

ニュージーランド議会は 9 月 10 日、国内排出量取引制度を含む気候変動法案（Climate Change (Emissions Trading and Renewable Preference) Bill）を可決した。本法案は、改正気候変動対応法案（Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Bill）及び改正電気法案（Electricity (Renewable Preference) Amendment Bill）の両法案からなる。改正気候変動対応法案は同月 25 日に勅裁（Royal assent）を受け、翌 26 日から「Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008」として法的効力が発生している。国内排出量取引制度は森林、液体化石燃料、エネルギー、産業、農業、廃棄物等の主要部門すべてを対象としており、2008 年に森林部門に導入後、2010 年に産業・エネルギー部門、2011 年に液体化石燃料部門、2013 年に農業・廃棄物部門等と段階的に対象部門を拡大する予定。

Ministry for the Environment New Zealand、「Factsheets emissions trading scheme」（9 月付）のページ：<http://www.mfe.govt.nz/publications/climate/emissions-factsheets/index.html>

New Zealand's climate change solutions、「The New Zealand Emissions Trading Scheme」（9 月付）のページ：

<http://www.climatechange.govt.nz/emissions-trading-scheme/index.html>

REUTERS UK、Business & Finance「UPDATE 1 - New Zealand parliament passes carbon trading bill」（9 月 10 日付）のページ：

<http://uk.reuters.com/article/oiIRpt/idUKLA22139820080910?pageNumber=1&virtualBrandChannel=0>

<Carbon Tax Express> 2008 年 10 月号（ナンバー 0047 号）

【国際 158】 米経済学者、炭素税は地球温暖化の減速に最良の方法と言及

REUTERS は 10 月 9 日、炭素税が地球温暖化の減速に最良の方法と見られているとする記事を掲載した。同記事では国連事務総長特別顧問のジェフリー・サックス (Jeffery Sachs) 氏の発言として、排出量取引において何万もの汚染源へキャップをかけるよりも、エネルギー生産に直接炭素税を課す方が、シンプルで安い手法であることを紹介している。また同氏は、炭素税は全ての経済部門からの排出削減に役立つと述べている。

REUTERS、「Carbon tax seen as best way to slow global warming」(10月9日付)のページ：

<http://www.reuters.com/article/environmentNews/idUSTRE4988X020081009>

【国際 159】アイルランド・持続可能な発展評議会、非 EU-ETS 部門への炭素税導入を提言

アイルランドの持続可能な発展評議会 (Comhar) は 10 月 1 日、非 EU-ETS 部門 (農業、交通など) への炭素税をただちに導入すべきとする提言を発表した。非 EU-ETS 部門における排出量削減には、2020 年までに 2005 年比で少なくとも 20% の削減が必要であり、同部門の排出削減活動に適正なシグナルを送るためには、炭素税が必要であるとしている。提案された税率は CO₂/t あたり 20 ユーロ。税収は、脆弱なグループへの代償措置や労働に関する税の減税並びにエネルギー効率の改善等に使用する。さらに同評議会は、炭素税の導入により、GNP の拡大、雇用、エネルギー効率の高い技術への投資、そして、温室効果ガスの削減等を促進することができるとしている。

Comhar Sustainable Development Council、「Comhar SDC Budget 2009 submission」(10月1日付)のページ：

http://www.comharsdc.ie/_files/comhar%20budget%202009%20submission.pdf

【国際 160】オーストラリアの経済学者 Ross Garnaut 氏、「Final report of the Garnaut Climate Change Review」を発表

オーストラリアの経済学者 Ross Garnaut 氏は 9 月 30 日、オーストラリアの気候変動の取組みに関する政策の推奨案を提示した「Final report of the Garnaut Climate Change Review」を発表した。レポートは炭素税について、排出量取引と比較した場合の利点として、(1) 継続的な排出権の分配についての国際的議論を回避できる、(2) 歪みをもたらす政治的圧力の回避が容易である、(3) 取引費用が低い、(4) 税の下での価格の確実性はビジネスにとって有利に作用する、等が挙げられた。この他レポートでは、輸入品への課税に関する提案等について記されている。

Garnaut Climate Change Review、「Final Report」のページ：

<http://www.garnautreview.org.au/CA25734E0016A131/WebObj/>

GarnautClimateChangeReview-FinalReport-30September2008(Fullversion)/\$File/Garnaut%20Climate%20Change%20Review%20-%20Final%20Report%20-%2030%20September%202008%20(Full%20version).pdf

Garnaut Climate Change Review、「All reports & resources」のページ：

<http://www.garnautreview.org.au/CA25734E0016A131/pages/all-reports--resources>

【国際 161】日本政府、2013 年以降の枠組みに関する提案を提出

日本政府は 9 月 30 日、COP14 に向けた条約特別作業部会 (AWG-LCA) 議長ペーパーへのインプットとして、2013 年以降の枠組みに関する提案を提出した。提案は、(0) 将来枠組みの基本的構造、(1) 共有のビジョン (長期目標)、(2) 緩和、(3) 適応、(4) 技術、(5) 資金、(6) 発行要件で構成されている。「(0) 将来枠組みの基本的構造」では、次期枠組みとして、新たな一つの議定書若しくは必要な要素を含めた上で京都議定書を改正することによる採択を提唱。「(1) 共有のビジョン (長期目標)」では、2050 年までに世界全体での排出量を少なくとも半減を提案。「(2) 緩和」では、各国が負うべき義務のあり方として先進国・途上国・卒業について言及し、セクター別アプローチの活用も提唱。また、卒業として経済発展段階に応じて上位の分類に移行する仕組みを提案している。「(3) 適応、(4) 技術、(5) 資金」では、既存の資金メカニズムの活用及び新たな資金需要への対応を検討/促進が述べられている。

外務省、外交政策「地球環境：AWG-LCA 議長ペーパー作成に向けての日本提案」(9月30日付)のページ：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/2013_teian.html

【国際 162】英国政府、エネルギー・気候変動省を新設、2050年までの温室効果ガスの排出削減を60%から80%に引き上げると発表

英国政府は10月3日、内閣改造の一環でエネルギー・気候変動省を新設した。同省は環境・食糧・農村地域省(Defra)が担当していた気候変動分野とビジネス・企業・規制改革省(BERR)が担当していたエネルギー分野の統合により誕生した。大臣にはエド・ミリバンド氏が就任した。同氏は10月16日、英国気候変動委員会(Committee on Climate Change)の勧告を受け、2050年までの温室効果ガスの排出削減量を60%から80%に引き上げ、さらに、気候変動法を修正すると発表した。また同氏は、署名自体は簡単であると述べ、具体的な目標到達手段については来年中に提示するとした。

defra、news「Gordon Brown announces changes to Defra」(10月3日付)のページ:

<http://www.defra.gov.uk/news/latest/2008/defra-1003.htm>

UK in Japan、newsroom「Statement by Ed Miliband on the Department of Energy and Climate Change」(10月17日付)のページ:

<http://ukinjapan.fco.gov.uk/en/newsroom/?view=Speech&id=7662487>

<Carbon Tax Express> 2008年11月号 (ナンバー 0048号)

【国際 163】ニュージーランド新首相ジョン・キー氏、国内排出量取引制度の見直しと炭素税の再検討を発表

THE NATIONAL BUSINESS REVIEW(11月18日付)によれば、ニュージーランドの新しい首相となったジョン・キー氏は11月18日、今年9月10日に法案が可決された国内排出量取引制度を見直すとともに、炭素税の再検討を始める事を発表した。同記事では「国内排出量取引制度と炭素税のハイブリッドモデルを検討する」ことが伝えられた。尚、国内排出量取引制度の見直しは来年9月までには終了予定との事。

THE NATIONAL BUSINESS REVIEW、「Key open to carbon tax option」(11月18日付)のページ: <http://www.nbr.co.nz/node/37969>

<Carbon Tax Express> 2008年12月号 (ナンバー 0049号)

【国際 164】中国、1月1日からの燃料税の引き上げを発表

NIKKEI NET(12月7日付)などによれば、中国国家発展改革委員会は12月5日、燃料税改革に関する枠組みの素案を発表した。2009年1月1日より道路・航路の維持・管理に関わる6つの税を廃止し、燃料税を引き上げるとし、長期的に省エネルギーに繋げることが目指されている。同改革により現在のガソリン1リットル0.2元の消費税が1元に、ディーゼルは1リットル0.1元から0.8元に引き上げられる。尚、1元=13.26円(12月29日現在)。

NIKKEI NET、「中国、石油製品の消費税引き上げへ」(12月7日付)のページ:

<http://www.nikkei.co.jp/news/kaigai/20081207AT2M0504D06122008.html>

CHINA.ORG.CN、「Scheme on fuel taxation unveiled for public comment」(12月5日付)のページ:

http://www.china.org.cn/2008-12/05/content_16907519.htm

【国際 165】ポーランドでCOP14・MOP14が開催

第14回気候変動枠組条約締約国会議・第4回京都議定書締約国会合(COP14・MOP4)は12月1日~12日まで開催された。気候変動枠組条約(UNFCCC)によるプレスリリース(12月12日付)によれば、各国は今後完全な交渉モードに移行し2009年末にコペンハーゲンで行われるCOP15・MOP5で野心的かつ効果的な枠組に合意することを目指す。また、京都議定書締約国は、第一約束期間の削減目標に沿って、先進国は2013年以降も原則的に量的な排出削減目標を与えられる形式をとることに合意した。

日本政府は 12 月 13 日、COP14・MOP4 についての概要と評価を発表した。京都議定書の下での附属書 1 国の更なる約束に関する特別作業部会第 6 回再開会合 (AWG-KP6.2) では、先進国の削減ポテンシャル及び削減幅について「1」先進国の目標を決定するためには世界全体の必要削減量と削減ポテンシャルを考慮する必要があること、2」先進国間の比較可能性が重要であることなどを主張した。」などと、日本の役割を説明。また、(1) 長期目標の共有、(2) セクター別アプローチの考え方、(3) 国を経済発展段階等により分類する (差異化)、(3) 発展段階に応じて上位の分類に移行する仕組み (卒業)、等について各国から賛同を得るために積極的に議論に参加したとの事である。

UNFCCC、「PRESS RELEASE United Nations Climate Change Conference - Poznan, Poland Lays Foundation for Copenhagen Deal」(12 月 12 日付) のページ :

http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/081213_pressrel_cop14.pdf

外務省、外交政策・地球環境「気候変動枠組条約第 14 回締約国会議 (COP14) 京都議定書第 4 回締約国会合 (COP/MOP4) 等 (12 月 1~12 日) —概要と評価—」(12 月 13 日付) のページ :

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop14_gh.html

【国際 166】欧州議会、2020 年までに温室効果ガス 20%削減で最終合意

欧州議会は 12 月 17 日、気候・エネルギー政策パッケージを採択した。これは、EU が低炭素社会への転換およびエネルギー安全保障を強化するための政策として認識されており、(1) 温室効果ガス排出量を 1990 年比で 2020 年までに 20%削減、(2) 再生可能エネルギーのシェアを 20%に拡大、(3) エネルギー効率の 20%向上、という 3 つの目標に法的拘束力を持たせるものである。また同パッケージには、他の先進国が同等の取組みを行うという国際的合意が得られる場合に、2020 年までの温室効果ガス排出削減目標を 30%に引き上げるというオプションも備えられている。

Europa、Press releases RAPID「Climate change: Commission welcomes final adoption of Europe's climate and energy package」(12 月 17 日付) のページ :

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1998&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

【国際 167】オーストラリア気候変動省、温室効果ガス排出削減中期目標を発表

オーストラリア気候変動省は 12 月 15 日、「Carbon Pollution Reduction Scheme: Australia's Low Pollution Future White Paper」を発表した。この中で温室効果ガス排出削減の中期目標を発表しており、CO₂ 換算で 2020 年までに 2000 年比で 5~15%の削減を目指すこととされた。5%削減は他の国の動向に関わらず目指される最小の取組みのケースを表している。一方 15%削減は、全ての主要経済国の排出を拘束し、全ての先進国がオーストラリアと同等の取組みを行うという世界的な合意がある場合に目指されるケースとされた。同報告書では、この中期目標は EU やイギリスが掲げる中期目標 (EU: 1990 年比で 20~30%削減、イギリス: 同 26~32%削減) に匹敵する値と説明している。その理由としてオーストラリアは人口が増加するのに対し、EU では人口が安定する事が予測されており、一人当たり換算の削減率はほぼ同程度であるためとしている。

オーストラリア気候変動省、「Carbon Pollution Reduction Scheme: Australia's Low Pollution Future White Paper Executive summary」(12 月 15 日付) のページ :

<http://www.climatechange.gov.au/whitepaper/summary/index.html>

<Carbon Tax Express> 2009 年 1 月号 (ナンバー 0050 号)

【国際 168】エクソンモービル CEO のレックス・ティラーソン氏、炭素税について肯定的見解を表明

エクソンモービル CEO のレックス・ティラーソン氏は 1 月 8 日、地球レベルのエネルギー安全保障の強

化をテーマに行ったスピーチの中で、炭素税について肯定的な意見を述べた。同氏は温室効果ガスの排出削減にはエネルギー効率の改善が必要で、全ての産業セクターがこれに取り組む必要があると述べると共に、そのために政策決定者が義務的・強制的な政策を導入することにより、産業界の排出削減目標の達成をより困難にする可能性があるとの懸念を示した。また、温室効果ガス排出削減のための政策として、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引と炭素税について意見を述べた。キャップ・アンド・トレードについては、(1) 取引のための新たなインフラが必要、(2) 安定とは言えない取引価格に興味を集中する、(3) システムが複雑で信用性に疑問が残る、などを理由に否定的な見解を示した。一方で炭素税については、(1) 複雑でコストがかかるインフラ整備の必要がない、(2) 実施が容易、(3) 全ての経済の決定に炭素価格を反映できる、などを理由に透明性があり効果的なアプローチであると述べた。

また、炭素税は税込中立とし、税金は炭素税による経済活動への影響を相殺するため、所得税や消費税などを減税すべきとしている。さらに、全ての国家が責任を負う統一基準を定めることが望ましいとする見解を示した。

Exxon Mobil、news「strengthening global energy security」(1月8日付)のページ：

http://www.exxonmobil.com/Corporate/news_speeches_20090108_rwt.aspx

【国際 169】 The Ecological Council など、環境税に関する国際会議を開催

The Ecological Council、Green Budget Europe、CONCITO の 3 団体は 1 月 29 日、デンマークのコペンハーゲンで環境税に関する国際会議 (International Conference on Green Taxes) を開催した。出席者と発表タイトルは以下の通り。

(1) Mikael Skov Andersen (Professor, Aarhus University Denmark) 「Is there a double dividend from environmental tax shifts? Recent lessons from Europe (環境税シフトによる二重の配当は存在するのか? 近年のヨーロッパにおける教訓)」、(2) Nils-Axel Braathen (Principal Administrator, Environment Directorate, OECD) 「Environmental taxes in OECD countries (OECD 諸国における環境税)」、(3) Valdur Lahtvee (member of the Green Party in the Estonian Parliament) 「The preparation and implementation of the Estonian Ecological tax reform (ETR) (エストニアの環境税制改革の準備と実施)」、(4) Manfred Rosenstock (Deputy Head of Unit, DG Env, the European Commission) 「The wider use of fiscal instruments in the EU - problems and perspectives - The Green book of the European Commission and environmental taxation (EU における財政措置のより広範な活用 - 問題と期待 - ヨーロッパ委員会と環境課税に関する緑書)」、(5) Kai Schlegelmilch (Deputy Chairman of GBG, Green Budget Europe) 「Taxation at a European level (ヨーロッパレベルでの課税)」、(6) Frans Clemmesen (R&D Manager, Danish Energy Association) 「Input to a green tax reform from Danish Energy Association (デンマークエネルギー協会からの環境税制改革へのインプット)」、(7) Christian Ege (Chairman, The Danish Ecological Council) and Martin Lidegaard (Chairman, the Danish Policy Institute, Concito) 「Green taxes in Denmark - Proposals for Green Taxation (デンマークにおける環境税制 - 環境税制の提案)」。

この他、デンマーク議会から Torsten Schack Pedersen (左翼・デンマーク自由党)、Mike Legarth (保守人民党)、Nick Hakkerup (デンマーク社会民主党)、Jesper Petersen (社会主義人民党) によるパネルディスカッションが行われた。尚、同会議での発表資料は後日 The Ecological Council のホームページに掲載されるとの事。

The Ecological Council、ホームページ：<http://www.ecocouncil.dk/english/>

【国際 170】 USCAP、温暖化対策の法制化活動のための包括的な政策提言を発表

米国気候行動パートナーシップ (U.S. Climate Action Partnership: USCAP) は 1 月 15 日、温暖化対策の法制化活動のための包括的な政策提言「A BLUEPRINT FOR LEGISLATIVE ACTION」を発表した。同提言は連邦政府の要請を受けて、立法化に向けたコンセンサスの確立に寄与する事を目的に作成された。

主な内容は、(1) 国際社会での米国の役割、(2) 温室効果ガス排出削減目標、(3) キャップ・アンド・

トレード型排出量取引、(4) 連邦政府による補足的プログラム、から構成される。「(1) 国際社会での米国の役割」では、気候変動への取組には米国のリーダーシップが不可欠であり、その行動は他の国々の取り組み具合に依るべきでないとした。「(2) 温室効果ガス排出削減目標」では、同国の排出を 2005 年比で、2012 年までに 97~102%、2020 年までに 80~86%、2030 年までに 58%、2050 年までに 20%に抑える事が提言された。「(3) キャップ・アンド・トレード型排出量取引」では、連邦レベルでできるだけ多くの経済主体を含め、排出枠は最初は大部分を無償配分し徐々に削減すべきとした。また、排出枠の不安性や高騰を抑制するために、カーボン・オフセットやバンキングといった手段を取り入れることも提言されている。

「(4) 連邦政府による補足的プログラム」には、技術の研究開発および普及 (CO2 回収・貯留技術、低炭素輸送技術等)、建物・工場などの省エネが挙げられた。尚、USCAP はフォードやデュークエナジー等 26 の企業と世界資源研究所等 5 つの環境団体から構成される。

USCAP、「A BLUEPRINT FOR LEGISLATIVE ACTION」(1月15日付)のページ:

http://www.us-cap.org/pdf/USCAP_Blueprint.pdf

USCAP、ホームページ:

<http://www.us-cap.org/>

【国際 171】オバマ大統領、エネルギー自立・気候変動問題への取組についての声明を発表

米国のオバマ新大統領は 1 月 26 日、ホワイトハウスでエネルギー自立・気候変動問題への取組についての声明を発表した。主な内容として、第一にオバマ氏の経済チームが作成した「THE JOB IMPACT OF THE AMERICAN RECOVERY AND REINVESTMENT PLAN」を実施し、(1) クリーンエネルギーへの投資により 46 万人の雇用を創出すると共に、代替エネルギーによる発電能力を 2 倍に高める、(2) 連邦政府の 75%のビルのエネルギー効率を高め、納税者の支払いを 20 億ドル削減する、(3) 200 万戸を耐寒化することにより家庭の支払いを数百ドル節約する、などを達成する事。

第二に、2011 年から乗用車の燃費に関する新基準を実施し、2020 年までに現行水準からの平均燃費を約 40%引き上げる。それにより、一日 200 万バレル (ペルシャ湾からの全輸入量にほぼ相当) の石油消費を削減する事。

第三に、温室効果ガス排出削減のため、環境保護局が前政権時代に否定したカリフォルニア州の新車に対する二酸化炭素排出規制を見直すように指示をした事、などが述べられた。

THE WHITE HOUSE、THE WHITE HOUSE BLOG「From peril to progress (Update 1: Full Remarks)」(1月26日付)のページ:

http://www.whitehouse.gov/blog_post/Fromperiltoprogress/

「THE JOB IMPACT OF THE AMERICAN RECOVERY AND REINVESTMENT PLAN」(1月9日付)のページ:

http://otrans.3cdn.net/ee40602f9a7d8172b8_ozm6bt5oi.pdf

【国際 172】麻生首相、ダボス会議の特別講演で中期目標についても言及

1 月 28 日~2 月 1 日にダボス会議が開催され、麻生総理大臣も参加し、特別講演を行った。外務省が公表した麻生総理大臣演説によると、総理は、世界経済の危機において世界は何をすべきか、その中で日本の役割について述べた。処方箋として、金融危機への措置、世界経済の体質改善・体力強化への取組、気候変動への対応をあげた。

金融危機への措置として、金融機関の不良債権の迅速な処理と、公的資金による資本注入の必要性、最大 1,000 億ドル相当の対 IMF 融資の表明等について言及。世界経済の体質改善・体力強化への取組に関連して、事業規模で約 75 兆円 (8,400 億ドル相当) の景気対策の決断を行ったこと等について述べた。また、気候変動への対応として、先進国のイニシアティブについて述べ、6 月までに中期目標を発表する考えを示し、途上国に対する資金面等での支援についても言及した。

外務省、報道・広報、ダボス会議における麻生総理大臣特別講演「私の処方箋 ~世界経済復活に向けて~」(1月31日付)のページ:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/easo_0131a.html

<Carbon Tax Express> 2009年2月号 (ナンバー 0051号)

【国際 173】 フランス、大型車両への環境課徴金制度について激変緩和措置を発表

EIC ネットによると、フランスのボルロー大臣（フランス エコロジー・エネルギー・持続可能な開発国土整備省）は、2011年から施行される大型車両の環境課徴金制度について、各県に過剰な経済負担とならないよう、対策として課徴金の調整が予定されていることを指摘した。大型車両の交通量が特に少ないルートについては環境課徴金を適用しない、大都市圏周辺の県では1km当たり25%課徴金を減額する、といった調整方法が示されている。政府は、今後、地方圏ごとに影響を調査し、検討作業の進捗状況を議会に報告する予定。

EIC ネット、「フランス 大型車両への環境課徴金制度について激変緩和措置」（2月4日付）のページ：
<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=19984&oversea=1>

【国際 174】 オバマ政権の予算案、排出量取引による歳入を盛り込む

The New York Times（2月21日付）によると、オバマ大統領は、2013年までに政府赤字を現在の半分の5,330億ドルに下げる目標を発表し、この目標達成のための一つの手法として排出量取引の導入を盛り込んだ。排出枠を超えた企業に排出許可証の購入を課すことにより、2020年までに年間3,000億ドルを捻出することを想定。企業の負担が消費者に転嫁される可能性があるため、歳入の大半は家庭の公共料金の補助等に充てられる予定。残りは代替エネルギーの開発等に使われる計画である。

The New York Times「Obama Planning to Slash Deficit, Despite Stimulus Spending」（2月21日付）の記事：

http://www.nytimes.com/2009/02/22/us/politics/22budget.html?_r=2&hp

UPI(United Press International).com「Obama team eyes cap-and-trade system」（1月24日付）の記事：
http://www.upi.com/Top_News/2009/01/24/Obama_team_eyes_cap-and-trade_system/UPI-41781232857128/

<Carbon Tax Express> 2009年3月号 (ナンバー 0052号)

【国際 175】 欧州委員会、エネルギー税指令改定案を含む環境税パッケージを4月上旬に提示予定

ENDS Europe（3月4日付）によれば、欧州委員会は4月上旬に、EUエネルギー税指令を改定するための提案を含む、環境税パッケージ（green tax package）を提示する予定である。パッケージには、環境配慮型製品にかかる付加価値税の減税や、建築物のエネルギー効率改善および持続可能な消費を促進するためのサービスに関する提案も含まれる。ENDSによれば、エネルギー税指令に関する提案の目的は、税率の半分をCO2排出にリンクさせるなどにより、環境要素を明確化することだろうとしている。現在はパッケージ草案について内部機関と意見交換・協議が行われている。この他、欧州委員会はエネルギー・環境政策における税の役割に関する政策ペーパーも発行する予定との事。

ENDS Europe、「EU to table revised energy taxation directive」（3月4日付）のページ：

<http://www.endseurope.com/index.cfm?go=20821&referrer=news>

参考資料 - 税制・関税同盟総局のレター（3月3日付）のページ：

<http://www.endseurope.com/docs/90304a.pdf>

【国際 176】 デンマーク政府、成長・気候・労働に関する税制改革についてデンマーク国民党との合意を発表

デンマーク政府は3月1日、成長・気候・労働に関する税制改革案についてのデンマーク国民党と合意に至ったことを発表した。税制改革案は労働・環境・健康など多岐に渡る分野が対象となっている。主な目標には、(1)労働に関わる税の減税、(2)よりグリーンな国家になること、の2点が掲げられた。「(1)労働に関わる税の減税」については、所得税の税率区分で税率区分で、中所得者区分の廃止、高所得者区

分の対象の引き上げ（2010年に年収390,000デンマーククローネ以上・2011年に年収408,400デンマーククローネ以上、税率は15%を維持）、低所得者区分の所得税を1.5%減税（3.76%）とされた。この他、2010年1月1日より所得税・地方税の合計課税税率を最高59%から51.5%へ引き下げ等が行われる。

「(2) よりグリーンな国家になること」については、家庭・企業への電気税・エネルギー税の増税、CO2以外の温室効果ガスへの税の導入（CO2排出1トンあたり150デンマーククローネ）、中央型および分散型熱電併給への課税の同一化、廃水への増税等が行われる。

この他にも、2010年より家計にかかる環境や健康への増税分の代償措置として、18歳以上の成人に対し1,300デンマーククローネ、子供（一家で2人分まで）に対しては300デンマーククローネが補助金として配分（年収360,000デンマーククローネ以上の人およびその子供は減額）されるグリーンチェック制度の導入等が行われる。

Ministry of Finance、News「Agreement on a tax reform and further measures to stimulate economic activity」（3月1日付）のページ：

<http://uk.fm.dk/News/Press%20releases/2009/03/20090301%20tax%20reform.aspx>

Skatteministeriet、「Forarspakke 2.0 - Vakst, klima, lavere skat - selve aftalen」（3月11日付）のページ：<http://www.skm.dk/publikationer/notater/7175.html>

POLITIKEN.DK、「Danish tax reform in place」（3月1日付）のページ：

<http://politiken.dk/newsinenglish/article659721.ece>

the COPENHAGEN post online、「Government secure backing for tax reform」（3月2日付）のページ：

<http://www.cphpost.dk/news/politics/90-politics/44928-government-secure-backing-for-tax-reform.html>

【国際177】スウェーデン政府、統合的気候変動・エネルギー政策を発表・議会に提出

スウェーデン政府は3月17日、統合的気候変動・エネルギー政策（「A cohesive climate- and energy policy」）を発表・議会に提出した。同政策では、2020年までに一次エネルギー使用の50%を再生可能エネルギーでまかなう、2020年までに温室効果ガス排出を1990年比で40%削減・2050年までに正味ゼロ、2020年までにエネルギー消費効率を20%増加、2020年までに交通セクターにおける再生可能エネルギーを10%にする、などの目標を掲げており、これを実行するための政策措置として次の税制改革案などが含まれた。

(1) 環境配慮型自動車に対する奨励金制度を5年間の自動車税の控除に変更。走行距離1km当たりのCO2排出が120グラム以下のガソリン車およびディーゼル車の自動車税も控除とする。2010年1月1日から施行・2009年7月1日から申請可能とすべきで、対象は報奨金の自家用車のみから、社用車などへも拡大する。

(2) 2011年以降は自動車税は自動車排出するCO2を1グラムにつき5クローナ増税し、現行の15クローナから20クローナとする。軽貨物車、小型バス、キャンピングカーはCO2ベースの自動車税とする。

(3) ディーゼルへのエネルギー税は2段階を経て、1リットル当たり0.4クローナ増税する。1回目の0.2クローナの増税は2011年1月1日までになされ、2回目の0.2クローナの増税は2013年1月1日までになされるべき。軽油への増税によって重交通（heavy traffic）にかかるコスト増加を代償するために、重量物運搬車（Heavy Goods Vehicle）および大型バスへの自動車税も減税されるべき。

(4) 現行のエネルギー集約産業へのCO2税減税による2段階の段階的廃止（「0.8パーセントルール」、総売り上げの0.8%を炭素税を超える場合の炭素税の引き下げ）は延期される。加えて、政府はEU排出量取引制度によってカバーされる工場に向けた経済的政策措置のより広範にわたるコーディネーションを求める。

(5) 農業・林業・漁業およびEU排出量取引制度でカバーされない産業への熱供給にかかるCO2税減税を削減。課税水準を2011年までに21パーセントから30%へ、2015年までに60%とする。農業・林業機械に用いられる軽油に対し支給されるCO2税の返還の縮小を延期。

REGERIGSKANSLIET、「En sammanhallen klimat- och energipolitik - Klimat Prop. 2008/09:162」（3月17日付）のページ：<http://www.regeringen.se/sb/d/11547/a/122778>

REGERIGSKANSLIET, PRESS RELEASE 「New green cars to be exempted from vehicle tax」 (3月10日付)
のページ : <http://www.sweden.gov.se/sb/d/11760/a/122175>

【国際 178】 EU 環境相理事会、日米に削減目標明示迫る

欧州連合 (EU) の環境相理事会が 3 月 2 日、ブリュッセルで開かれ、京都議定書に定めのない 2013 年以降の地球温暖化対策を決定する今年 12 月の気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議 (COP15) へ向け、日米などの先進国に対し、温室効果ガスの削減目標を 6 月までに明示するよう求めることを決めた。

EU では昨年 12 月の首脳会議において「20 年までに 20%以上削減」との目標に向け、排出量取引に関する排出枠割り当ての有償化などの法制案を決定している。その一方で日米は中期目標を確定させておらず、ディマス欧州委員 (環境担当) はこうした現状を踏まえ、記者会見で「オバマ米大統領が温暖化対策で世界を主導しようとするなら、中期目標の明示が不可避だ」と述べ、4 月 5 日にプラハで開く米・EU 首脳会議で協議する方針を示した。

また、同理事会では、「先進国クラブ」と呼ばれる経済協力開発機構 (OECD、30 カ国) の全加盟国に排出量取引への参加を促すことや、20 年時点で毎年 1750 億ユーロ (約 21 兆円) とされる削減コストを負担するため世界規模の「温暖化対策基金」設立を目指すことも決定している。

NIKKEI NET 日経 Ecolomy、「日米に削減目標明示迫る 温暖化で EU 環境相理事会」(3月3日付) のページ :

<http://eco.nikkei.co.jp/news/today/article.aspx?id=NN000Y307%2003032009>

MSN 産経ニュース、「日米に削減目標明示迫る 温暖化で EU 環境相理事会」(3月3日付) のページ :

<http://sankei.jp/msn.com/world/america/090303/amr0903031049009-n1.htm>

【国際 179】 国連の気候変動枠組み条約の特別作業部会、第 5 回特別作業部会のたたき台となる議長文書公表

国連の気候変動枠組み条約の特別作業部会は 3 月 18 日、今月 29 日からドイツ・ボンで始まる第 5 回特別作業部会において交渉のたたき台となる、今後の議論の方向性や交渉の論点などをまとめた議長文書を公表した。同文書では、最大の焦点となっている次期枠組みでの先進国全体の温室効果ガス排出削減幅について、これまでの議論が「2020 年に 1990 年比 25—40%減」との数値に集中していると指摘している。

さらに同文書では、「実効性があり公平な合意実現には、途上国による温暖化への対応や排出削減に、先進国が資金や技術の支援拡大を約束することが必要だ」と述べられている。次期枠組みは各国が、12 月にデンマークで開かれる同条約第 15 回締約国会議での合意を目指している。

NIKKEI NET 日経 Ecolomy、「交渉は 25—40%減が中心 先進国の温暖化ガス削減」(3月18日付) のページ : <http://eco.nikkei.co.jp/news/today/article.aspx?id=NN003Y284%2018032009>

毎日 jp、「温室ガス：先進国目標、90 年比 25~40%減…議長案」(3月19日付) のページ :

<http://mainichi.jp/select/world/news/20090319k0000m010153000c.html>

議長テキスト (3月18日付) のページ :

http://unfccc.int/resource/docs/2009/awg_lca5/eng/04p01.pdf

http://unfccc.int/resource/docs/2009/awg_lca5/eng/04p02.pdf

【国際 180】 ドイツ・ボンで気候変動枠組条約特別作業部会が開催

ドイツのボンにおいて、3 月 29 日から 4 月 8 日に、気候変動枠組条約特別作業部会 (長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第 5 回会合 (以下 AWG-LCA5)、および京都議定書附属書 1 締約国 (先進国) の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第 7 回会合 (AWG-KP7) が開催されている。

AWG-LCA は、記事 15 で述べた、議長テキスト文書を討議、2007 年の「バリ行動計画」の交渉を本格化する。AWG-KP では附属書 1 締約国の排出削減量、削減ポテンシャル、京都メカニズム ; 土地利用・土地利用

変化・森林、対象温室効果ガスの拡大、現在目標外の国際航路・航空燃料などについて議論する。

AWG-LCA 開会で、交渉に復帰したアメリカのトッド・スターン特使は「戻って来られてうれしい。失われた時間を取り戻したい」「低炭素経済に移行することで世界的な経済成長を刺激でき、持続可能な開発に導くことができる」などと発言した。

AWG-LCA アジェンダ（2月19日）のページ：

http://unfccc.int/resource/docs/2009/awg_lca5/eng/01.pdf

AWG-KP アジェンダ（2月4日）のページ：

<http://unfccc.int/resource/docs/2008/awg6/eng/08.pdf>

【国際 181】EU=ヨーロッパ連合の代表らが齊藤環境大臣と会談

EUの現議長国（チェコ）、次期議長国（スウェーデン）および欧州委員会のEU「トロイカ」代表が3月13日、気候変動交渉に関して日本側と協議するために来日した。齊藤鉄夫環境大臣をはじめとする日本の関係閣僚はマルチン・ブルシーク・チェコ共和国環境大臣、アンドレアス・カールグレーン・スウェーデン王国環境大臣およびナンシー・コントゥ欧州委員会環境担当委員官房長と会合を行い、今年12月のコペンハーゲンでの気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において国際合意に達するための、欧州連合（EU）と日本の協力のあり方について協議を行った。

また、一行はその後、民主党の岡崎トミ子『次の内閣』ネクスト環境大臣、福山哲郎地球温暖化対策本部事務総長（政策調査会長代理）を訪れ、気候変動交渉を前進させるためのパートナーシップの強化策、中期目標の設置、キャップ・アンド・トレードによる排出権取引のあり方などについて意見交換を行った。欧州連合（EU）駐日欧州委員会代表部「EUトロイカ、気候変動政策協議のため来日」（3月12日付）のページ：

<http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/media/news/2009/090306-troika.html>

民主党「EUトロイカ代表団と気候変動問題で会談 岡崎 NC 環境相、福山議員」（3月13日付）のページ：

<http://www.dpj.or.jp/news/?num=15451>

<Carbon Tax Express> 2009年4月号（ナンバー 0053号）

【国際 182】FedEx の CEO フレッド・スミス氏、炭素税導入を支持

commercialappeal.com（4月21日付）などによれば、FedEx の CEO フレッド・スミス氏は4月20日、米国メンフィス大学で行われた会議「Global Green Initiative」において、米国議会が炭素税導入を望むのであれば、それを支持すると発言をした。同氏によれば炭素排出の削減には、炭素税はキャップアンドトレードよりも優れているとし、

その理由として、(1) 単純・明確で、(2) CO₂ を排出する炭素を燃やす行為を良くないこととして直接的に関連付ける、の2点があるという。この他、海洋掘削による石油生産、原子力エネルギー利用についても積極的な意見がなされたとの事。

commercialappeal.com「FedEx CEO Fred Smith advocates carbon tax, other energy fixes at green forum」（4月21日付）のページ：

<http://www.commercialappeal.com/news/2009/apr/21/rethinking-green/>

【国際 183】欧州自動車工業会、ドイツの CO₂ 関連課税の開始により、全ての西欧諸国で乗用車への課税が CO₂ 排出、燃料消費に基づくことになると発表

欧州自動車工業会 (European Automotive Manufacturers Association: ACEA) は4月7日、CO₂に関連する自動車税制へのトレンドの継続を歓迎する内容の声明を発表した。

声明によれば、2009年7月にドイツが CO₂に関連する課税を開始することにより、全ての西欧諸国で乗用車への課税が CO₂ 排出と燃料消費またはそのどちらかに基づくことになるという。一方、中・東欧諸国については、古い自動車による汚染物質の排出レベルを下げる事が、政策決定者の主な関心事とされた。A

CEA は国ごとにより異なるシステムが環境に悪影響を及ぼす事を懸念しており、EU に対し自動車課税の調和を求めている。

ACEA、「Trend towards CO2-related car taxation continues」(4月7日付)のページ:

http://www.acea.be/index.php/news/news_detail/trend_towards_co2_related_car_taxation_continues

ACEA、「OVERVIEW OF CO2 BASED MOTOR VEHICLE TAXES IN THE EU」(3月11日付)のページ:

http://www.acea.be/images/uploads/files/20090311_CO2_tax_overview.pdf

【国際 184】フィンランド政府、発電業者に対する EUETS からの超過利潤税の導入に同意

フィンランド政府は4月1日、発電業者がEU域内排出量取引制度から得る超過利潤(windfall profits)に対する税の導入に同意したことを発表した。政府の説明によれば、2005年に導入されたEU域内排出量取引制度により、発電にかかる費用は変化が無いにもかかわらず、北欧諸国における電力卸売価格は著しく上昇したために、発電業者に大きな利益をもたらしたという。財務省および雇用経済産業省は提案を作成し、2011年までのできるだけ早い段階で税の導入を行うとの事。

FINNISH GOVERNMENT、Press releases「Windfall profits of electricity producers to be cut」(4月1日付)のページ:

<http://www.government.fi/ajankohtaista/tiedotteet/tiedote/en.jsp?oid=258092>

【国際 185】米国、2009年クリーンエネルギー及び安全保障法案の原案を公表、排出量取引も盛り込む

米下院のエネルギー・商業委員会のヘンリー・A・ワックスマン委員長とエネルギー・環境小委員会のエドワード・J・マーキー委員長は3月31日、2009年クリーンエネルギー及び安全保障法案(The American Clean Energy and Security Act of 2009: ACES)の原案を公表した。

同案は、(1)クリーンエネルギー、(2)エネルギー効率、(3)地球温暖化、(4)転換、の4タイトルから構成。「(3)地球温暖化」においては、米国の温室効果ガス排出の85%をカバーする電気事業者・石油企業・大規模製造業などに対し、排出量取引制度を設けるとしている。これにより対象企業全体での排出量を2005年比で、2012年までに3%、2020年までに20%、2030年までに42%、2050年までに83%削減することが目指される。同制度ではオフセット、バンキング・ボローイングの利用なども認められる。

尚、排出枠の配分方法については記述されておらず、委員会メンバーによる議論を経て発表される。

COMMITTEE ON ENERGY AND COMMERCE、「Chairmen Waxman, Markey Release

Discussion Draft of New Clean Energy Legislation」(3月31日付)のページ:

http://energycommerce.house.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=1560&Itemid=93

【国際 186】ドイツ・ボンでの気候変動枠組条約特別作業部会が閉幕

ドイツのボンにおいて開催されていた気候変動枠組条約特別作業部会(条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第5回会合(AWG-LCA5)・京都議定書の下での附属書1国の更なる約束に関する特別作業部会第7回会合(AWG-KP7))は、4月8日に閉幕した。AWG-LCA5では「共有のビジョン」、「緩和」、「適応」及び「技術・資金の調達」について、AWG-KP7では附属書1国全体の削減規模及び法的論点について議論が行われた。同日に記者会見を行った気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局のデ・ブーア事務局長は、今回回会合では確かな進展があったとしつつも、先進国はより野心的な目標を示す必要があることを強調。途上国については、約束された財政および技術支援がもたらされるならば緩和策を行う意思があることを述べた。次回会合は6月1日~12日にドイツ・ボンで開催。今回回会合の議論の内容を反映して、議長が6月までに交渉テキストを作成予定となっている。

また外務省は4月8日、今回回会合についての概要と評価を発表した。「1. 概要」では、AWG-KP5とAWG-LCA7での議論の内容および日本の主張などを紹介すると共に、会合に先立ちEC及びポーランドと共同で削減ポテンシャル・比較可能性・セクター別アプローチに関するワークショップを開催したことなどが説明されている。「2. 評価」では、「附属書1国の削減目標に限定し、議定書改正に向けたAWG-KPの議論のみを進めようとする途上国と、削減目標の検討のためには他のルールの議論と一体的な検討や、AWG-KPと

AWG-LCA の総合的な議論が重要であるとする先進国で意見の相違があった」ことなどが挙げられた。

UNFCCC、「PRESS RELEASE Progress at Bonn Climate Change Talks signals start of serious negotiation」(4月8日付)のページ:

http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/20090804_closing_pr_bonn.pdf

UNFCCC ホームページ (デ・ブーア事務局長の会見内容を掲載しているページ):

<http://unfccc.int/2860.php>

外務省、外交政策: 地球環境「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第5回会合 (AWG-LCA5) 京都議定書の下での附属書1国の更なる約束に関する特別作業部会第7回会合 (AWG-KP7) (3月29日~4月8日) -概要と評価-」(4月8日付)のページ:

http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/kankyo/kiko/awg_lca5_kp7.html

<Carbon Tax Express> 2009年5月号 (ナンバー 0054号)

【国際 187】スウェーデン、EU 共通の二酸化炭素税導入を提案

スウェーデンは、温室効果ガスの削減を推進するために EU 共通の二酸化炭素税を導入するよう、EU に要求している。スウェーデンの環境大臣であるアンドレアス・カルグレンは、二酸化炭素税を導入し、EU 排出割当の 40%を扱う排出量取引制度には含まれていない残りの排出量 60%にも焦点を当てるべきだと発言。

しかし、EU 議会は経済的な危機を理由に新たな炭素税に関する議論を遅らせているとして、EU が経済的な危機から脱した 2013 年以降にならなければ EU 共通の二酸化炭素税導入はないだろうとも指摘している。EurActiv.com、「Swedes to push for CO2 tax at EU helm」(5月12日付)のページ:

<http://www.euractiv.com/en/climate-change/swedes-push-co2-tax-eu-helm/article-182201>

【国際 188】アメリカ下院議員のジェフ・フレーク、ボブ・イングレス、ダニエル・リピンスキ、炭素税法案を議会に提出

5月13日、アメリカ下院議員のジェフ・フレーク、ボブ・イングレス、ダニエル・リピンスキは炭素税を導入すべきとする法案(H.R. 2380)を議会に提出した。

提出された法案によれば、2010 年を皮切りに炭素 1t 当たり 15 ドルの税率がかけられ、毎年のインフレ率などを考慮しながら段階的に税率を引き上げて 2040 年までに 100 ドルを課す、としている。また、税の賦課と補助による手法が消費者に負担を掛けずに効率改善と税負担の軽減を達成できる策だと位置づけている。

Jeff Flake HP、「Congressmen Flake, Inglis, and Lipinski Introduce Revenue Neutral Carbon Tax Legislation」(5月13日付)のページ:

<http://flake.house.gov/News/DocumentSingle.aspx?DocumentID=126315>

【国際 189】Qantas 航空会社会長のリー・クリフォード氏、オーストラリアの炭素税導入優先を支持

オーストラリアの Qantas (カンタス) 航空会社社長であるリー・クリフォード氏は、オーストラリア経済連合会 (Business Council of Australia; BCA) の場で排出権取引よりも炭素税を導入すべきとして、以前の排出権取引優先の立場を改める発言をした。

クリフォード氏は根拠として、より温室効果ガスの削減効果が高いこと、税率を変更できるといった炭素税制度の柔軟性を挙げた。「排出削減と削減による経済への影響を抑え、安定させるには炭素税がより適している。さらに、推奨の最大の理由として、国際的な排出権取引市場に参加することによる途上国への資金流出を望んでいない」と指摘した。

THE AUSTRALIAN、「Carbon tax better than ETS」(5月14日付)のページ:

<http://www.theaustralian.news.com.au/business/story0,28124,25476030-5018012,00.html>

【国際 190】 EU-ETS 参加企業の 2008 年の温室効果ガス排出量が前年比約 3%減少

EU の Web サイトと EIC ネット (5 月 15 日) によると、EU-ETS (EU 排出量取引制度) に参加する企業からの温室効果ガスの排出量が 2008 年に前年比で約 3%の減少となったことが、EU 加盟国の国別登録簿から明らかになった。景気後退の影響もあるが、環境委員の Stavros Dimas によると、景気後退以前の時期に炭素価格が力強く推移していたために企業等が排出削減に取り組んだこと、などの要因で排出量が減少したのだという。

EU の Web サイト、「Emissions trading: EU ETS emissions fall 3 % in 2008」(5 月 15 日付) のページ：
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/794&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

EIC ネット、「EU 排出量取引制度に基づく 2008 年の排出量が判明 前年比 3%の減少」(5 月 15 日付) のページ：
<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=20687&oversea=1>

【国際 191】 オバマ政権、地球温暖化防止のための京都議定書に復帰しない方針を最終的に決定

産経ニュース (4 月 20 日付) によると、オバマ政権は地球温暖化防止のための京都議定書に復帰しない方針を最終的に決定したという。京都議定書の対象期間終了が 2012 年末に迫っていること、批准承認権限を持つ上院の支持が見込めないなどの理由による。2013 年以降の温暖化対策を定める国際枠組への参加を目指す。

産経ニュース、「京都議定書に復帰せず オバマ政権、最終決定」(4 月 20 日付) のページ：

<http://sankei.jp.msn.com/world/america/090420/amr0904201113007-n1.htm>

【国際 192】 中国政府、2013 年以降の温暖化対策の国際枠組交渉に関する提案で先進国に 1990 年比で 40%以上の温室効果ガス削減を要求

日本経済新聞(5 月 22 日)によると、中国政府は、2013 年以降の温暖化対策の国際枠組交渉に関する提案を発表。先進国に対して 2020 年までに 1990 年比で 40%以上の温室効果ガス削減を要求する方針を明記している。また、途上国の排出削減のための資金拠出と技術移転を求めている。

中国は、自らを途上国であるとしたうえで、途上国は国情に応じて自主的に排出を抑制するとし、排出量削減の義務付けを拒否した。

日本経済新聞、「「先進国 40%以上に」中国、温暖化ガス削減で」(5 月 22 日)